

Title	ソヴェト農村における家畜の死亡・屠畜と国営家畜保険：1879-1957年
Sub Title	Livestock deaths and slaughter and the national livestock insurance in Soviet Union villages, 1879-1957
Author	崔, 在東(Choi, Jaedong)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2019
Jtitle	三田学会雑誌 (Mita journal of economics). Vol.112, No.3 (2019. 10) ,p.227 (27)- 329 (129)
JaLC DOI	10.14991/001.20191001-0027
Abstract	<p>ソヴェト農民は社会主義体制の下でも家畜保険の仕組みを巧みに利用し、しばしば市場価格を上回る資金を家畜保険から受け取っていた。そのため、家畜の死亡や損失はソヴェト農民経営にとって経営の破綻と衰退をもたらす悲劇ではなく、むしろしばしば経営をリセットできるチャンスとして受け止められていた。一方、ソヴェト政権は、家畜保険事業を通じて、農民保護という建前の目的の他に、農民経営への恒常的な抜け道の提供と農民間におけるリスクヘッジ、そして国家財政の保全という4つの目的を達成していた。</p> <p>Soviet peasants skillfully used the socialist regimes' livestock insurance system to frequently receive prices more than the market value for dead livestock. Therefore, livestock deaths or losses did not cause bankruptcy and decline of the peasant economy, but instead were considered as an opportunity to reset the economy. In addition, the Soviet government sought to achieve four main goals through the livestock insurance scheme: the protection of the peasant economy, a way out of the economic difficulties, a method for hedging the risk between peasants, and the replenishing of national finance.</p>
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20191001-0027

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ソヴェト農村における家畜の死亡・屠畜と国営家畜保険： 1879–1957 年

崔在東*

Livestock Deaths and Slaughter and the National Livestock Insurance in Soviet Union Villages, 1879–1957

Jaedong Choi*

Abstract: Soviet peasants skillfully used the socialist regimes' livestock insurance system to frequently receive prices more than the market value for dead livestock. Therefore, livestock deaths or losses did not cause bankruptcy and decline of the peasant economy, but instead were considered as an opportunity to reset the economy. In addition, the Soviet government sought to achieve four main goals through the livestock insurance scheme: the protection of the peasant economy, a way out of the economic difficulties, a method for hedging the risk between peasants, and the replenishing of national finance.

Key words: Soviet peasant, kolkhoz, death of livestock, slaughter, national livestock insurance

JEL Classifications: N54, N94, O52

* 慶應義塾大学経済学部
Faculty of Economics, Keio University
choijd64@keio.jp

はじめに

伝統的ヨーロッパ農村社会において家畜は主に馬と牛からなる。まず、農耕において家畜とりわけ馬は欠かせない存在である。生産3要素の中でも主に人の労働力に頼る労働集約的農耕方法を取っていたアジア農業とは異なり、ヨーロッパでは資本に該当する家畜が農耕に主に用いられる粗放的農耕方法を取っていた。ここでは、家畜は土地を耕す役畜としてだけでなく、土地の肥沃度を保つためにもつばら厩肥に頼っていたので施肥のためにも重要であった。したがって、農耕のために家畜の一定数を維持することが必要であったが、そのためには一定規模の飼料用の放牧地と採草地などの土地が必要であった。この場合にしばしば人の食糧用の耕地と家畜用の土地は競合した。さらに、馬は交通と運送の手段としても重要な役割を果たし、食肉と皮革を提供していた。ロシアの農業形態も伝統的ヨーロッパの粗放的農耕方法が採用されていたので、土地をめぐる人と家畜との間における緊張関係は、帝政ロシアはもちろん、革命後のソヴェトにおいても車・トラックや化学肥料が農村社会に普及する1930年代まで続いた。それに対して、牛とりわけ雌牛は役畜や運送手段より重要な食料である牛乳と食肉、そして皮革を提供し、土地の施肥に用いられていた。そのため、車・トラックや化学肥料の普及とともに馬の役割は劇的に減少していったのに対して、牛がそれによって受ける影響はより少なかった。

伝染病や飼育条件の悪化に伴う馬と牛の病気や死亡による損失は農家にとって重大な打撃になっていた。そのため、ヨーロッパ諸国では早くから農民保護の目的で共済組合的任意家畜保険制度が導入され、実施された。帝政ロシアにおいては、農民保護の目的で農民の建物についてすでに農奴解放前から任意火災保険制度が導入され、農奴解放後にはすべての農民に対して強制保険としてゼムストヴォ火災保険制度が実施され、農民は義務的に保険料を国税や地方税などとともに納めなければならなかった。強制保険として実施されたのは火災保険のみであり、家畜保険は19世紀末頃に初めて実験的に一部の県ゼムストヴォによって任意保険として導入が試みられた。しかし、後者は十分な発展を見ることはなく、途中で破綻に追い込まれることもあって、ゼムストヴォ火災保険のように全国的規模としてかつ強制保険として展開されるにまで至ることはなかった。

1917年社会主義革命に成功したレーニンが率いるボリシェヴィキ政権は、革命直後から農民保護を目的とする保険制度の再建に注目していたが、内戦と貨幣や市場関係を否定する戦時共産主義の時期にはそれはほとんど進展しなかった。大規模な農民反乱に直面したボリシェヴィキ政権は革命直後の急進的戦時共産主義を放棄し、1921年3月に農民との関係において貨幣市場関係を導入する新経済政策への転換を余儀なくされた。ネップの開始と同時に、農民経営の保護を目的とする国家主導の保険制度の導入が本格的に検討され、1921年10月6日付布告によって、火災保険、家畜保険、穀物保険、運送保険の4つのタイプの保険が強制保険として導入されることになった。革命前

の県ゼムストヴォでも、ヨーロッパ諸国における共済組合でも、各共和国政府でもなく、ソヴェト連邦政府がすべての保険事業を独占的に統括することになった。ソヴェト連邦政府内部においても保険ごとに管轄部署が分かれることはなく、国営保険庁に管轄機関が一本化されていた。

本稿の考察の対象時期は革命前の19世紀後半から1957年までである。まず、革命前の19世紀後半から1930年代前半の集団化まではロシア・ソヴェト史の中でも最も波乱に満ちた時期であるが、研究史においても最も研究の蓄積がなされている時期でもある。本稿の主な検討対象である農民と農村社会については膨大な研究蓄積があるが⁽¹⁾、農民関連保険事業については、革命前であれば、火事・放火と火災保険についてのC. A. フライアソンと崔在東による研究がある⁽²⁾だけであり、革命後については崔在東によるソヴェト農村における火事・放火と国営火災保険についての研究が唯一である⁽⁴⁾。本稿では保険関連史料を用いて、知られざるソヴェト農村社会の一面を明らかにすることを試みる。その中には、全面的集団化が基本的に終了する1933年から始まる新たな統制と粛清の強化する1930年代、第2次世界大戦期、戦後復興期とスターリン死後の1950年代が含まれる。

本稿の考察対象は、4つの保険の中でも家畜保険である。家畜保険はこれまでのロシア・ソヴェト史研究の中で注目されなかった全く新しい研究テーマである。上述したように、帝政ロシア末期に家畜保険の導入が実験的に試みられ、ほとんどが失敗に終わったが、革命後のポリシエヴィキ政権は、家畜保険の導入を決定した地域と家畜については、すべての農民に加入が義務付けられる強制保険として実施することを最初から決定していた。最初は大家畜である馬と牛やラクダが中心であったが、1920年代後半から小家畜にも拡大し、羊・ヤギと豚も家畜保険の対象になった。最初から家畜保険が導入された馬と牛に関しては保険加入率が急速に拡大し、1920年代後半にソ連邦のほぼすべての地域をカバーすることになった。他の小家畜に関しても保険加入率は短期間にほぼすべ

-
- (1) 1917年ロシア社会主義革命後のソヴェト農村の研究史については、崔在東「ソヴェト農村における火事・放火と国営火災保険：1917-1957年」『三田学会雑誌』、第111巻4号、2019年、1-3頁を参照。
 - (2) Cathy A. Frierson, *All Russia is Burning: A Cultural History of Fire and Arson in Late Imperial Russia*, University of Washington, Seattle and London, 2002. フライアソンの研究は考察の対象時期が主に19世紀後半だけに留まっており、火事と放火を農民の反政府闘争の一環として理解するという限界を有していた。
 - (3) 19世紀後半20世紀初頭ロシア農村社会における火事・放火と火災保険の実態については、Jaedong Choi, "Fire, Arson and Fire Insurance in Late Imperial Russia", *Slavonic and East European Review*, Vol. 93, No 3, 2015, pp. 451-492 を参照。また、革命前のゼムストヴォ火災保険の導入と1917年革命までの実態については、崔在東「20世紀初頭ロシア農村社会における火事・放火と火災保険：モスクワ県を中心として」『歴史と経済』、第210号、15-31頁。崔在東「近代ロシア農村社会におけるゼムストヴォ火災保険（1852-1918年）：モスクワ州を中心として」『三田学会雑誌』、第104巻1号、2011年、63-98頁を参照。さらに、ゼムストヴォの防災事業の実態については、崔在東「20世紀初頭ロシア農村社会におけるゼムストヴォ防災事業」、野部公一・崔在東編『20世紀ロシアの農民世界』、日本経済評論社、2012年、35-66頁を参照。
 - (4) 崔在東「ソヴェト農村における火事、放火と国営火災保険：1917-1957」『三田学会雑誌』、第111巻4号、2019年、1-62頁を参照。

ての家畜をカバーするにまで至った。このようなソヴェト農村社会における急速な拡大と発展は革命前の不振、失敗と対照的なものであった。

ところで、家畜保険は、他の保険形態と異なり、最も人為的要素が介入しやすい保険である特徴を有していた。例えば、作物保険の場合には自然災害が主な対象となっているため、基本的には人が災害に介入する余地は少なかった。火災保険の場合には放火という人為的介入の余地はあったものの、家畜保険ほどではなかった。

本稿は今まで全く注目されなかった家畜保険の視角からソヴェト農民と農村社会の日常の新たな一断面を明らかにすることを目的とする。革命後のソヴェト農村についての従来の研究は、主として穀物調達をめぐる農民とポリシェヴィキ政権との対立、スターリン体制の成立過程と農民に対するソヴェト政権の抑圧に主な焦点を当てていたのに対して、本稿はソヴェト政権によって農民保護のために施された農民関連保険、とりわけ家畜保険に焦点を合わせる。ソヴェト政権が家畜保険をどのように運営していたのか、それに対して農民はどのように対応し、家畜保険を利用していたのかを明らかにする。その中で、ソヴェト農民が一方的に抑圧されるばかりでなく、家畜保険という抜け道を有しており、それを巧みに利用していたという、これまでの研究史では注目されなかった全く新しい農民像の発掘を試みる。

1. 革命前のゼムストヴォ家畜保険

ロシアに家畜保険が初めて導入されたのは1839年である。この年に「ロシアにおける家畜保険協会」が発足し、1848年に株式会社に変わったが、1858年に保険料で保険損失を賄うことができなくなり、破綻した。1876年に「第一ロシア馬保険会社」が発足したが、翌年閉鎖され、1882年にロシアとモスクワ家畜共済保険会社が設立された。前者は5年間、後者は2年間だけ存続したが、同じ理由で消滅した。⁽⁵⁾ そのあと、1912年5月にロシア家畜保険会社（Русское общество страхования скота от падежи）が発足したが、この会社もわずかな期間で1万4,000ルーブリの損失を被り、衰退した。⁽⁶⁾

民間の家畜保険会社と比べて、比較的大きな規模での展開を見せたのは、ゼムストヴォ家畜保険であった。1864年ゼムストヴォ制度の導入と同時に、ゼムストヴォから家畜保険の問題が提起され、政府によっても議論された。1870年政府によってペストに対する家畜保険計画案と、1871年には炭疽病（сибирская язва）に対する家畜保険についての自由経済協会の提案とがゼムストヴォの審議に送られた。ゼムストヴォ家畜保険の発展の最も大きなきっかけとなったのは、ペストにかかっ

(5) Вопросы сельско-хозяйственного страхования. Москва. 1926. С. 44.

(6) Ю. Е. Овчинников. Организация страхования скота. М.-Л., 1926. С. 12.

た家畜の義務的屠畜とそれに対する補償金の交付についての1879年6月3日法であった。この法によって屠畜に関わるすべての費用をゼムストヴォが持つことになり、ゼムストヴォの資金が足りない場合には、農民から家畜価格の1.5%まで特別税を徴収することが許可された。⁽⁷⁾

これを受け、複数の県ゼムストヴォによって強制家畜保険が導入された。ところが、34県のすべてのゼムストヴォによって火災保険が導入されたことと違って、複数の県ゼムストヴォによって導入されるだけに留まり、全国的展開は見せなかった。また、各県において獣医の数は極めて少なかったため、農民の要求にこたえることが不可能であった。それに、保険料の大半は死亡した家畜に対する保険金支払いのためでなく、獣医組織の維持と防疫のために用いられ、保険員組織のための費用は異常に高かった。例えば、チェルニゴフ県では全保険料の72.5%、オリョール県では75.2%であった。このために、家畜保険は農民の間で不人気になり、大規模の家畜の隠匿と保険からの脱退および保険料の高い滞納率をもたらした。⁽⁸⁾ こうして、最初は好意的であった農民は間もなくして否定的な立場に変わり、結局のところ、ほとんどのゼムストヴォ強制家畜保険は破綻に追い込まれることになった。

一方、強制保険で失敗していたクルスク県、チェルニゴフ県、オリョール県など全部で14県ゼムストヴォが任意家畜保険を導入することを決定した。ほぼすべての県ゼムストヴォにおいて保険加入家畜の死亡率は高く、保険料をはるかに上回っていた。⁽⁹⁾ 高い死亡率の主な原因としては、病気の疑いのある家畜や年老いた家畜が多く保険に入れられる不正が多く報告された。例えば、サラトフ県から「村長は、時価とも年齢とも関係なく、30ルーブリで家畜を保険に入れた。そこから年老いた、衰弱した馬の買占めが起こった。時価が5-10ルーブリの馬に対して30ルーブリの保険金が支払われた」と報告された。また、キルギスと隣接している農民がキルギスで駄馬を買占め、ペスト対策委員会に保険金の受領のために申告したことがサマラ県から報告された。不正は広範囲にわたって存在していたが、獣医の著しい不足のため、家畜保険関連業務が村長と郷役場に任されて、これが不正の可能性を高くした。不正の他にも役畜の過度の使役、粗悪な飼育、寒い畜舎なども死亡の原因となっていたが、農民からなる郷役場による保険加入家畜の過大評価も主な理由の一つであった。

高い死亡率の下で、損失を減らすために保険料を引き上げられたが、それにもかかわらず赤字が続き、ゼムストヴォの一般会計から補わなければならない状況に至った。結局、1913年まで家畜保険が存続していたのは6つの県だけであり、8つの県は赤字のため、破綻した。存続し続けた5つの県の場合でもモスクワ県を除いた残りのすべての県における積立金の規模はほんのわずかに過ぎなかった。⁽¹⁰⁾ ゼムストヴォ任意家畜保険においても、火災保険から知識を得た農民は家畜保険の経済

(7) Вопросы сельско-хозяйственного страхования. Москва. 1926. С. 44.

(8) Вопросы сельско-хозяйственного страхования. Москва. 1926. С. 44-46.

(9) Вопросы сельско-хозяйственного страхования. Москва. 1926. С. 49.

的利益を計算し、不正に保険金を受け取ろうとした。そのことが家畜の高い死亡率と任意家畜保険の破綻の重要な原因となった。⁽¹¹⁾家畜の死亡率は不作および飼料不足と密接な関係を示していた。干草の価格が高い年の死亡率が低い年よりはるかに高かった。⁽¹²⁾また、飼育により高い費用がかかった馬の死亡率の方が牛よりはるかに高かった。⁽¹³⁾

ところで、20世紀初頭の西欧諸国の家畜保険における家畜の死亡率はロシアよりはるかに低かった。⁽¹⁴⁾革命前のモスクワ県とサラトフ県ゼムストヴォの家畜保険における馬の年齢別死亡率を西欧のスウェーデン、フランス、スペインのそれと比較すると、第1表の通りである。

第1表 革命前における馬年齢別平均死亡率

(%)

馬年齢	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳
モスクワ県	—	1.5	1.9	2.3	2.6	2.9	3.4	4.0	4.8	5.7
サラトフ県	—	5.0	5.2	5.5	6.1	6.4	6.8	8.7	10.1	12.7
スウェーデン	2.0	1.3	1.3	1.6	1.9	2.0	2.2	2.5	2.5	2.7
フランス・スペイン	2.1	2.2	2.3	2.4	2.5	2.6	2.7	2.9	3.0	3.2
馬年齢	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳以上
モスクワ県	6.6	7.7	9.0	10.6	12.2	14.4	17.1	20.4	25.5	35.6
サラトフ県	13.2	15.4	16.3	17.7	19.5	—	—	—	—	—
スウェーデン	2.8	3.3	3.4	3.9	4.0	4.0	4.2	—	—	—
フランス・スペイン	3.3	3.5	3.6	3.8	4.0	4.5	5.0	—	—	—

出典：Ю. Е. Овчинников. Организация страхования скота. М.-Л., 1926. С. 81.

この表で最も注目値するのは、西欧諸国において馬の死亡率は年齢別の相違はあまり見られず、低い水準で推移しているのに対して、ロシアのモスクワ県とサラトフ県の場合には年齢が上がるにつれて死亡率が急増し、非常に高い死亡率を示していることである。その主な理由は、上述の通りロシア農村社会においては保険金を狙った不正がとりわけ年齢の高い馬を対象に多く発生していたからである。ロシア内部においてもサラトフ県における馬の死亡率がモスクワ県のそれよりはるかに高かったが、後述するように、その主な原因は前者における慢性的飼料不足であった。

ロシアと対照的に西欧ヨーロッパ諸国では不正がほとんど見受けられず、家畜の死亡率もはるかに低かった。その主な理由は家畜保険が協同組合の原則に基づいて組織運営されていたからである。

(10) Вопросы сельско-хозяйственного страхования. Москва. 1926. С. 47-49.

(11) Вопросы сельско-хозяйственного страхования. Москва. 1926. С. 50-53.

(12) П. А. Косминский. Страхование сельско-хозяйственных животных. Харьков. 1924. С. 7-9.

(13) П. А. Косминский. Страхование сельско-хозяйственных животных. Харьков. 1924. С. 13.

(14) Российский государственный архив экономики (以下、РГАЭ). Ф. 7625. ОП. 1. Д. 319. Л. 19об.-21.

協同組合員同士が相互監視を通じて不正を防いでいたのである。さらに、家畜保険の保険補償は、帝政ロシアの場合にはいずれの県ゼムストヴォにおいても死亡の際にだけ行われていたのに対して、西欧諸国の場合には死亡だけでなく、病気やけがの際にも治療のための支出に対して保険金を支払っていた。このために、西欧諸国では高齢の場合でも低い死亡率を維持することができたし、不正を減らすことができた。⁽¹⁵⁾

革命前のゼムストヴォは、長年任意家畜保険に発生していた不正との戦いを展開したが、革命まですべてのゼムストヴォにおいてこの戦いは何の成果も上げないまま家畜保険事業をやめざるを得なくなった。⁽¹⁶⁾最終的には1917年ボリシェヴィキ革命後、内戦の勃発の1918年に家畜保険は火災保険と同様に、その意味を失い、1920年末に廃止された。⁽¹⁷⁾

2. ネット期（1923–1929年）

2.1 家畜保険の状況

ネットへの移行とともに、商品貨幣関係が復活した。それと同時に再び保険の必要性が提起された（1921年10月6日付布告と1922年5月6日付布告）。家畜保険は火災保険と異なって、上述の通り、革命前にほとんどのゼムストヴォ家畜保険が経営不振に陥り、破綻していたため、試験的に任意保険で導入することが検討された。しかし、ボリシェヴィキ政権は最初から強制保険として家畜保険を導入することを決定した。家畜保険は、農業人民委員部ではなく、国営保険庁と財務人民委員部の下に、防疫関連事業は農業人民委員部の管轄下に置かれた。国営保険庁は、1922年に牛強制保険を13県、翌年は39県に導入した。

ところが、内戦の直後における追加的課税（保険料）は農民にとって非常に負担がかかった。そのため、地域農民自身が郡会議において、様々な形態の強制保険を導入するかどうかの問題を決めるという規定が農業人民委員部によって提案された。この規則は1924年9月16日付労働国防会議の決定によって承認され、牛と馬（同じく作物）の強制保険の導入問題は郡ソヴェト大会あるいは郡執行委員会総会に委ねることになった。その結果、1925/26年（1925年10月1日から1926年9月30日まで、以下同様）における農業強制保険計画の審議の際に15の県と州が、保険料が高すぎるという理由で馬強制保険の導入を拒否した。

国営保険庁のデータによれば、1925年3月、牛強制保険の導入が予定されていた471郡のうち、

(15) Ю. Е. Овчников. Организация страхования скота. М.-Л., 1926. С. 79–82. 西欧諸国における協同組合保険の実態については、Ю. Е. Овчников. Организация страхования скота. М.-Л., 1926. С. 25–53 を参照。

(16) Вестник государственного страхования. № 23. 1928. С. 35.

(17) Ю. Е. Овчников. Организация страхования скота. М.-Л., 1926. С. 63.

380 郡が賛成を表明し、19 郡が拒否し、72 郡については情報がまだなかった。一方、馬強制保険は 196 郡で導入が予定され、167 郡がそれを採択したが、7 郡が拒否し、22 郡については情報がなかった。革命前のゼムストヴォ家畜保険が 13 県だけで、保険加入率が牛は 10%、馬は 3-4%に過ぎなかったことを考えると、大きな躍進であった。

強制家畜保険の導入の動向を見ると、次の通りである。まず、牛強制保険が導入された県数は、1922 年 13 県、1922/23 年 39 県、1923/24 年 43 県、1924/25 年 62 県、1925/26 年 71 県であった。次に馬保険は、1922/23 年タムボフ県だけ、1923/24 年 4 県、1924/25 年 26 県、1925/26 年 56 県であった。1925 年からラクダ強制保険が、ヴォルガ・ドイツ人共和国の 5 つの州で導入され、1925/26 年にはオレンブルグ県にも導入されることになった。種畜の羊は任意保険だけを掛けることができた。⁽¹⁸⁾ 豚保険については、ウクライナから輸出されるものに対してだけ掛けることができた。

ネップ期における強制家畜保険の主な対象となっていた馬と牛の具体的な加入頭数、保険金額と保険料の推移を見ると、第 2 表の通りである。

第 2 表 ネップ期における強制家畜保険の状況

(ルーブリ)

年*	馬						牛					
	保険加入		保険金額		保険料		保険加入		保険金額		保険料	
	頭数 (百万)	加入 率(%)	総額 (百万)	1 頭 平均	総額 (百万)	1 頭 平均	頭数 (百万)	加入 率(%)	総額 (百万)	1 頭 平均	総額 (百万)	1 頭 平均
1922/23	0.2	1	-	-	-	-	10.9	32	-	-	-	-
1923/24	0.8	4	19.7	24.63	1.7	2.13	13.1	40	218.1	16.65	7	0.53
1924/25	4.3	23	133.9	31.14	8.0	1.86	21.0	62	395.2	18.82	11.5	0.55
1925/26	8.8	44	283.6	32.23	16.9	1.92	29.2	78	547.9	18.76	16.1	0.55
1926/27	13.1	64	427.8	32.66	25.5	1.95	36.9	83	743.2	20.14	22.2	0.60
1927/28	19.8	78	736.4	37.19	39.9	2.02	39.7	85	892.1	22.47	29.8	0.75
1928/29	23.3	85	917.6	39.38	50.9	2.18	44.3	89	1087.3	24.52	40.4	0.91

出典：РГАЭ. Ф. 7625. Оп. 6. Д. 29. Л. 82.

*：革命後ポリシェヴィキ政権下の会計年は 10 月 1 日から 9 月 30 日までであった。例えば、1924/25 年は 1924 年 10 月 1 日から 1925 年 9 月 30 日までである。そして、1931 年以降 1 月 1 日から 12 月 31 日までに変わった。

この表でまず注目に値するのは、馬と牛の強制家畜保険への加入は漸次的増加であるが、ネップ末期の 1928/29 年には非常に高い加入率に達していたことである。牛の場合は早い段階から加入率が高く、発足当初の 1922/23 年にすでに 32%に達し、1926/27 年には 8 割を超え、1928/29 年にはおよそ 9 割まで達した。馬保険への加入は牛保険より遅いスピードで進み、発足 3 年目の 1924/25 年でも 23%、5 年目の 1926/27 年に 6 割を超え、1928/29 年には 85%まで上昇した。

(18) Ю. Е. Овчников. Организация страхования скота. М.-Л., 1926. С. 63-67.

次に、家畜保険に加入した家畜の数は強制保険に加入すべき家畜の全数をカバーしていなかった。というのも、ソ連邦の周辺地域における家畜保険への加入が漸次的に進んでいたからであり、また一部の家畜は所有者によって申告されなかったからである。⁽¹⁹⁾さらに、馬と牛ともに1頭当たり保険金額と保険料の動向を見ると、ネップ期全体において漸次的に引き上げられていた。

ところで、強制家畜保険における家畜1頭当たり平均保険金額の家畜価格に占める割合（平均補償率）を見ると、家畜と地域によって相違はあるものの、およそ3分の1であった。まず馬保険の平均補償率は、ロシアで24.1%、ウクライナで27.2%、白ロシアで24.2%、ザカフカスで21.4%、ウズベキスタンで37.3%であった。それに対して、牛保険の平均補償率は馬保険より高く、ロシアでは37.8%、ウクライナで31-34.7%、白ロシアで34.5%、ザカフカスで29.7%、ウズベキスタンで31.8%であった。⁽²⁰⁾

ところが、国営火災保険の場合と同じであるが、⁽²¹⁾ポリシェヴィキ政権は貧農層の保護政策を堅持していたため、ソヴェト農村において補償率はすべての階層に対して一律ではなかった。貧農層に対する補償率が富農層よりはるかに高かった。すなわち、貧農層に対する補償率は強制保険だけでも75-80%に達していたが、富農層に対する補償率は17-20%に過ぎなかった。このことは、後述するように、貧農層においての家畜死亡率が富農層より高い主な理由となっていた。⁽²²⁾

さらに、1927年10月ソ連邦財務人民委員部は農村地域における強制保険の保険金額をさらに保険価格の40%まで引き上げることを決定した。この決定によって富農層に対する補償率が40%まで引き上げられることになり、貧農層と中農層に対する補償率も一層引き上げられることになった。⁽²³⁾このことは、後述するように、1927/28年と1928/29年の家畜保険における死亡件数の急増に少なからぬ影響を及ぼした。

一方、任意家畜保険はほとんど発展しなかった。ネップ期における馬と牛の任意保険への加入状況を見ると、馬の場合、1925/26年に1.77%⁽²⁴⁾、1926/27年に2.12%⁽²⁵⁾、1927/28年に3.76%⁽²⁶⁾であった。牛の場合も同様に、1925/26年に3.43%⁽²⁷⁾、1926/27年に3.42%⁽²⁸⁾、1927/28年に5.41%に過ぎな

(19) Статистические сведения по страхованию животных за 1926/27 год. Москва. 1929. С. X.

(20) Вестник государственного страхования. № 5. 1928. С. 17.

(21) 国営火災保険における実態については、崔在東「ソヴェト農村における火事、放火と国営火災保険：1917-1957」『三田学会雑誌』、第111巻4号、2019年、19-26頁を参照。

(22) Вестник государственного страхования. № 5. 1928. С. 18.

(23) Вестник государственного страхования. № 5. 1928. С. 16.

(24) Материалы о страховании сельско-хозяйственных животных. Москва. 1927. С. 27.

(25) Обзор деятельности госстраха за 1926/27 операционный год. М., 1928. С. 6, 14.

(26) Обзор деятельности госстраха за 1927/28 операционный год. М., 1929. С. 6, 14.

(27) Материалы по страхованию сельско-хозяйственных животных. Москва. 1927. С. 29.

(28) Обзор деятельности госстраха за 1926/27 операционный год. М., 1928. С. 6, 14.

か⁽²⁹⁾った。

任意家畜保険がほとんど発達しなかった主な理由は、次の通りである。第1に、獣医の立会いのない保険加入の際に設定されていた保険金額が低かった。任意家畜保険を経済的に利用することができる農民層は、より質のいい家畜を所有していたが、任意保険は、強制保険より10-20ルーブリしか高くなかったために、任意保険に掛けることは経済的に合理的でないと見なした。第2に、獣医の検査が必要な特別評価による保険加入は、とりわけ牛の保険加入の際に農民に大変な苦勞を強いた。第3に、保険事業をあまり知らない保険組織・保険員の不十分さも重要な理由の一つであっ⁽³⁰⁾た。

第4に、馬に対する保険料が高いことが、任意家畜保険の発展を妨げる重要な理由の一つであった。それに馬と牛の任意保険の保険料がソ連邦の広大な全地域に対して一律に同じであることも少なくない妨害要因となっていた。すなわち、飼料が豊富な北部諸県の死亡率は非常に低かったのに対して、南部や中央黒土地域での死亡率は極めて高かった。北部諸県では任意保険に加入する必要性も、強制保険に対して任意保険が有利であるという条件も、全く存在していなかった。馬保険の高い保険料についての訴えがソ連邦の様々な地域から寄せられた。実際に、100ルーブリの保険金額を掛けられる馬1頭に対して7-8ルーブリを保険料として払うことは、大半の農民にとって負担が大き⁽³¹⁾かった。

1928/29年に任意家畜保険は私的セクターについては廃止が決定され⁽³²⁾た。その背景には任意家畜保険が赤字を被り続けていたことと、その利用者のほとんどが富農であることがあった。また先述の通り、貧農層と中農層に対して保険金額が大幅に引き上げられ、任意保険の意味合いは事実上ほとんどなくな⁽³³⁾った。このことは火災保険と作物保険などの他の保険形態に対しても同様であった。

2.2 家畜の死亡

強制家畜保険がネップへの政策転換と同時に導入され、上述したように、加入率は上昇したが、それと同時に家畜の死亡件数も上昇し、とりわけネップ末期の1927/28年と1928/29年に著しく上昇した。その具体的な動向を見ると、第3表と第1図の通りである。

第3表で最も注目に値することは、馬と牛ともに保険加入頭数の増加に比例して死亡件数が持続

(29) Обзор деятельности госстраха за 1927/28 операционный год. М., 1929. С. 6, 14.

(30) Материалы по страхованию сельско-хозяйственных животных. Москва. 1927. С. 25-26.

(31) Материалы по страхованию сельско-хозяйственных животных. Москва. 1927. С. 27-31.

(32) Обзор деятельности госстраха за 1928/29 операционный год. М., 1931. С. 22.

(33) 国営火災保険における実態については、崔在東「ソヴェト農村における火事、放火と国営火災保険：1917-1957」『三田学会雑誌』、第111巻4号、2019年、19-26頁を参照。

第3表 ネット期における家畜の死亡件数と死亡率

年	馬			牛		
	保険加入 (百万頭)	死亡件数* (頭)	死亡率 (%)	保険加入 (百万頭)	死亡件数* (頭)	死亡率 (%)
1923/24	0.8	32,965	4.34	13.7	374,825	2.85
1924/25	4.3	227,808	5.24	21.0	681,006	3.24
1925/26	8.8	407,132	4.62	29.2	883,304	3.03
1926/27	13.0	540,807	4.11	37.0	983,219	2.90
1927/28	18.5	1,048,196	5.30	40.4	1,280,115	3.22
1928/29	22.0	1,447,032	6.20	43.0	1,262,734	2.85

出典：РГАЭ. Ф. 7625. Оп. 6. Д. 46. Л. 6.

*：死亡件数は保険に加入している家畜の死亡件数である。

的に著しく上昇したことである。まず、馬は発足当初の1924/25年には23万頭の死亡件数を記録したが、保険加入頭数の増加とともに、継続の上昇を示し、ネット末期の1927/28年と1928/29年には100万頭を超え、各々105万頭と145万頭へと急増した。次に、牛の場合も死亡件数は保険加入頭数の増加に比例して著しい上昇を示していた。1923/24年と1924/25年には各々37万頭と68万頭であったが、1927/28年と1928/29年には100万頭を超え、各々128万頭と126万頭を記録した。

1917年から1957年までの家畜の死亡件数の動向を表した第1図で見られるように、半世紀の間でも集団化直前の1927/28年と1928/29年の死亡件数はとりわけ高いものであることが分かる。その主な理由は、ネット期におけるポリシェヴィキ政権の家畜保険の諸政策および1927年以降強まる強制的穀物調達政策やそれに伴う飼料不足と密接な関係を有していたが、家畜保険関連では、後述するように、何よりもまず革命前と同様に家畜の死亡の際にだけ保険金の支払いが行われていたこと、年齢に関係なく一律に同様の保険金が支払われていたことが最も重要な原因であった。

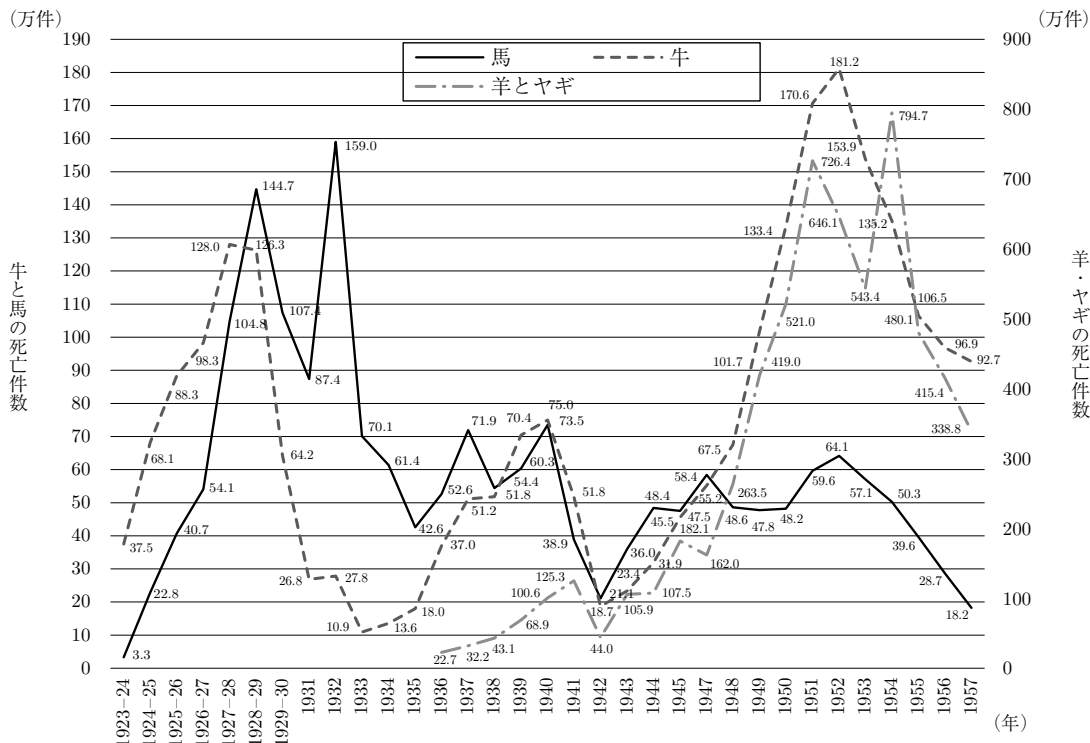
さらに注目に値するのは、牛の死亡率より馬の死亡率がはるかに高いことである。その主な理由は、馬の飼育のために必要とされる飼料の量が牛よりはるかに大きかったためである。すなわち、成人馬は穀物40プードとぬか7.8プードが必要だったが、乳牛は11.5と5.0、雌牛は7.0と6.5であった。このように馬の飼育のためには乳牛の3.5倍、雌牛の5.5倍の穀物飼料が必要とされた⁽³⁴⁾。乳牛は食肉だけでなく重要な食料源としての牛乳をも提供していた。さらに、役畜としての馬は牛と異なって費用がかかる濃縮飼料と、人と競合する穀物飼料を必要としていた。そのため、不作などの経済的困難にぶつかった際に農民がとった重要な戦略は牛を保持し、馬を屠畜することであった⁽³⁵⁾。革命前の調査も同じ結果を示していた⁽³⁷⁾。とりわけ、集団化への大転換の前の1927/28年からすでに強

(34) Вестник государственного страхования. № 16. 1929. С. 56–57.

(35) Вестник государственного страхования. № 7. 1928. С. 21–22.

(36) Вестник государственного страхования. № 17. 1929. С. 57–60.

第1図 ソヴェト農村における家畜の死亡件数



出典：1923/24-1928/29年は第3表，1929/30-1932年は第17表，1933-1940年は第24表，1941-1945年は第32表，1946-1950年は第37表，1951-1957年は第42表から作成。

制的穀物調達政策が強行されていたが、それに伴う人のための食糧不足は何よりも馬の死亡件数の増加につながっていたことが分かる。後述するように、強制的穀物調達がさらに強まる全面的集団化期におけるより深刻な食糧不足の状況はとりわけ馬の死亡件数の増加を一層促した。

保険加入家畜の死亡原因は、伝染病、非伝染病、事故、原因不明の4つのカテゴリーで登録されていた。ネップ期ソヴェト農村における家畜の死亡原因別の分布を公式データに基づいて見ると、第4表の通りである。この表で見られるように、まず牛と馬ともに死亡原因の中で圧倒的に高い割合を占めているのは非伝染病による死亡であり、およそ6割を示している。その次は原因不明による死亡であるが、非伝染病と原因不明による死亡率を合わせると、7-8割を占めていた。それに対して、伝染病や事故による死亡が占める割合はわずかに過ぎなかった。次に注目に値するのは、事故と原因不明による死亡率が漸次的に上昇していたことである。後述するように、事故と原因不明そして非伝染病による死亡は具体的な原因究明が極めて困難であっただけに保険加入者による人為的介入が許容されやすいグレーゾーンであったが、その割合は極めて高かった。

(37) Вестник государственного страхования. № 7. 1928. С. 22-24.

第4表 ネット期農村における牛・馬の死亡原因

	年	保険加入	死亡		伝染病		非伝染病		事故		原因不明	
			頭	死亡率	頭	割合(%)	頭	割合(%)	頭	割合(%)	頭	割合(%)
馬	1923/24	763,971	33,160	4.34	4,173	12.6	21,632	65.2	2,319	7.0	5,036	15.2 ⁴⁾
	1924/25	4,620,396	243,103	5.26	41,182	16.9	155,195	63.8	17,408	7.2	32,316	13.3 ⁵⁾
	1925/26	8,976,723	416,796	4.64	58,007	13.9	265,932	63.8	35,674	8.6	57,183	13.7 ⁶⁾
	1926/27	13,384,893	552,906	4.13	60,520	10.9	343,753	62.2	57,439	10.4	91,194	16.5 ⁷⁾
	1927/28	20,149,930	1,069,110	5.31 ³⁾	97,427	9.1	605,144	56.6	97,037	9.1	272,326	25.5 ⁸⁾
牛	1923/24	13,148,708	374,825	2.85	65,848	17.88	233,609	62.18	34,791	9.31	40,577	10.63
	1924/25	21,000,457	681,000	3.24	119,893	17.83	408,020	59.82	77,752	11.43	75,341	10.92
	1925/26	29,185,401	883,304	3.03	146,425	16.79	508,111	57.40	112,374	12.71	116,394	13.10
	1926/27	36,935,000	983,210	2.65	183,694	18.60	518,233	52.71	140,221	14.23	141,071	14.26 ¹⁾
	1927/28 ²⁾	40,868,283	1,256,998	3.08	166,771	13.3	648,819	51.6	177,804	14.1	256,964	20.4 ²⁾

- 出典：1. Статистические сведения по страхованию животных за 1926/27 год. Москва. 1929. С. XLI.
 2. Статистические сведения по страхованию животных за 1927/28 год. Москва. 1930. С. 26-37.
 3. Статистические сведения по страхованию животных за 1926/27 год. Москва. 1929. С. XXXI.
 4. Статистические сведения по страхованию животных за 1923/24 год. Москва. 1927. С. 40-41.
 5. Статистические сведения по страхованию животных за 1924/25 год. Москва. 1928. С. 57-66.
 6. Статистические сведения по страхованию животных за 1925/26 год. Москва. 1929. С. 73-81.
 7. Статистические сведения по страхованию животных за 1926/27 год. Москва. 1929. С. 37-45.
 8. Статистические сведения по страхованию животных за 1927/28 год. Москва. 1930. С. 38-49.

さらに、ソヴェト農村における国営家畜保険と関連して非常に重要なことは、1920年代ネット期における第4表の死亡原因の内訳が本稿の対象となる1950年代までもほとんど変わることなく続いていたことである。その主な理由は20世紀前半のほぼ半世紀間ソヴェト農村を取り巻く農業の全般的構造と状況が基本的に変わっていないからであった。また、後述するネット期における家畜死亡をめぐる不正の様々な具体的な事例は基本的に1950年代までソヴェト農村社会において繰り返し発生していた。

ネット期全般にわたって馬と牛の死亡原因の分布はほとんど変わっていないが、各原因のより具体的な内訳を1925/26年のデータに基づいて見ると、⁽³⁸⁾まず、死亡の原因が明確に確認できる伝染病による農村における家畜死亡の割合は、馬は11.5%、牛は16.3%とわずかなものであった。具体的な内訳を見ると、馬と牛ともに炭疽病とピロプラズマ症による死亡の割合がとりわけ高かった。都市部における家畜死亡の原因の割合もほとんど農村部と変わらないが、当然ながら家畜死亡のほとんどは農村部で発生していた。

次に、馬と牛の死亡原因のうち最も高い割合を占めている非伝染病の内訳を見ると、農村部において最も高い割合を占めているのは、消化器・内臓疾患であるが、馬の死亡原因の46%、牛の37%

(38) 馬は Статистические сведения по страхованию животных за 1926/27 год. Москва. 1929. С. XLVIII, 牛は Статистические сведения по страхованию животных за 1926/27 год. Москва. 1929. С. XLIII である。

を占めている。出産やその他の疾患を入れると、馬は 64.5%、牛は 57.5%が非伝染病による死亡を記録しているが、いずれの場合も、後述するように、飼料不足のため適正でない粗悪な飼料によって飼育された結果発生する病気であった。飼料不足の主な原因は、1917 年革命以来ポリシェヴィキ政権が革命の維持のために一貫して推進していた食糧優先政策によって家畜の飼育のために必要とされる放牧地や採草地の削減が進められたこと、および強制的穀物調達政策のために発生する食糧不足がカラス麦や根菜類などの食糧化をもたらし、家畜の飼育用の適正飼料の不足をもたらししたことであった。さらに、ここに家畜保険の存在を考慮に入れると、保険金の受領を目的とする人為的操作が入る可能性が高くなるため、実際の状況はより複雑であった。

さらに、農村部における事故による死亡率を見ると、馬と牛はそれぞれおよそ 9%と 13%であったが、先述の通りに、治療可能な場合であっても保険金の受領が制度的に期待できなかつたため、積極的対応を示さない可能性が高かつた。最後に、原因不明の死亡の割合はそれぞれ 14%と 13%を示していたが、この場合でも人為的要素が介入する可能性が高かつた。こうして、農村部における伝染病以外の病気による死亡の割合は、馬はおよそ 89%、牛はおよそ 84%と極めて高い割合を示していた。いずれの場合も、家畜保険との関連では恣意的不正が働くグレーゾーンが広く存在していた。後述するように、家畜の死亡の際に農民が期待できたのは保険金だけでなく、食肉と皮革をも無償で受け取ることができたため、なおさらであった。その場合、合計金額はしばしば家畜の時価を上回っていた。このように、公式データにおいておよそ 9 割を占めている伝染病以外の死亡原因とその病気をもたらしした実際の理由は、次に具体的に考察するポリシェヴィキ政権の家畜保険の諸政策とソヴェト農民の積極的対応と密接な関係を有していた。

2.3 ポリシェヴィキ政権の家畜保険政策

ソヴェト農村社会における家畜の非常に高い死亡率は何よりもまずポリシェヴィキ政権の家畜保険政策と密接な関係を有していた。まず、最も大きな特徴は、ポリシェヴィキ政権の家畜保険は革命前と同様に死亡の場合に対してだけ保険金の交付を行っていたことである。このことはソヴェト国営家畜保険の特殊性を表すもので、保険事業のあり方に重要な意味を有していた。ソヴェト農村では外国においてかなり広く実施されていた屠畜家畜保険は国営保険によって実施されなかつた⁽³⁹⁾。そのため、公式的な家畜死亡の原因にはソヴェト農民によって広く行われていた屠畜は入っていない。しかし、後述するように、実態的には伝染病以外の理由による家畜死亡の理由の中には屠畜が多く含まれていた。

同様にして、病気の治療の場合にも保険金は一切下りなかつた。このことも事実上非合法の屠畜を促す最も重要な理由の一つとなっていた。協同組合原則に基づいている西欧諸国の家畜保険では、

(39) Ю. Е. Овчников. Организация страхования скота. М.-Л., 1926. С. 67.

屠畜はやむを得ない場合の最後の手段として用いられ、治療が可能な場合には治療が優先されていた⁽⁴⁰⁾。しかし、ソヴェト社会ではいかなる場合でも治療を目的とする保険金は下りなかったため、軽微な病気でも非合法的屠畜に走りやすい構造になっていた。

次に、家畜の死亡の際における食肉や皮革の無償供与と保険金 60%の補償も家畜の死亡率を高める重要な理由の一つであった。強制保険規定によると、第 1 に死亡した家畜に対して、通常家畜の平均価格の 3 分の 1 に該当する保険金全額が支払われる。さらに無料で皮革も与えられる。第 2 に獣医の判断によって、あるいは事故のため屠畜された家畜に対しては、保険金の 60%が保険加入者に支払われ、食肉と皮革が無償で与えられる。二つの場合を比較すると、次の通りである。同じ村で平均価格が 60 ルーブリする牛が死亡した場合、保険金 20 ルーブリと死亡した家畜の皮革の平均価格 10 ルーブリ、合計 30 ルーブリを受け取ることになる。ところが、事故などによる屠畜の場合には、まず食肉 10 プードで、1 プード当たりの平均価格が 5 ルーブリであるとする、50 ルーブリが得られる。それに皮革が 10 ルーブリ、さらに保険金額 60%の 12 ルーブリ、合計 72 ルーブリを受け取ることになる。このように、強制保険規定の上では屠畜の方が有利であるが、事実上通常の死亡の場合でも獣医の許可がなくても食肉も無料で受け取ることができた。そのため、いずれの場合でも、家畜の死亡の際に受け取ることが期待できる金額は平均時価を上回るものになっていた。それに、市場価格が低い高齢の家畜の場合はなおさらであった。

ポリシェヴィキ政権は馬と牛などの家畜が年齢によって市場価格のばらつきが大きかったにもかかわらず、家畜保険の補償の際には一切の区別なしの一律補償の政策を取っていた。年老いた馬の死亡率がとりわけ高いことは革命前のゼムストヴォ家畜保険の経験からもすでに明らかにされていた(第 1 表を参照)が、ポリシェヴィキ政権は一貫して年老いた馬に関しても、若い牛に対しても全く同じ基準保険金額を適用していた。この無謀とも言える一律政策はネップ期に限らず、本稿の検討対象である 1950 年代までも改定されることなくすべての農民経営に無差別に適用されたが、言うまでもなく不正な屠畜と高い死亡率の重要な理由の一つであった。

具体的な事例として、北カフカス地域に存在している各グループの家畜における市場価格、保険料と保険金額の関係を見ると、第 5 表の通りである。この表で見られるように、まず、1 頭当たりの平均価格に対する保険料の割合は、子牛 1 頭の場合、価格が 12-20 ルーブリするが、保険料は 1.02 ルーブリであるため、9%まで達する。年老いた馬に対して保険料は市場価格の 11%までになっている。それに対して、逆に年齢に関係なく一律に設定されている保険金額の市場価格に対する割合は、子牛と年老いた馬の場合に他の年齢の牛や馬に比べて非常に高く、それぞれ 125-200%と 75-185%にまで達している。また牛の場合には 2.5 歳以上の雌牛の場合は子牛ほどではないが、雄牛よりは

(40) Ю. Е. Овчников. Организация страхования скота. М.-Л., 1926. С. 79-82. 西欧諸国における協同組合保険の実態については、Ю. Е. Овчников. Организация страхования скота. М.-Л., 1926. С. 25-53 を参照。

第5表 ネット期北カフカス地域における家畜の保険金額と保険料

(ルーブリ)

家畜	グループ	保険金額	保険料	1頭当たり 平均価格	保険料の 価格割合	価格の 保険金額割合
牛	1.5-2.5歳の子牛	25	1.02	12-20	5-9%	125-200%
	2.5歳以上の雌牛	25	1.02	50-60	1.6-2%	40-50%
	2.5歳以上の雄牛	25	1.02	70-80	1.7-1.8%	31-36%
馬	1.5-16歳までの馬	37	2.10	125-150	1.4-1.7%	25-30%
	16歳以上の馬	37	2.10	20-50	4.2-10.5%	75-185%

出典：Бюллетень Россгосстраха. №6. 1929. С. 4.

るかに高く、40-50%を占めていた。このような異常な状況の下で、農民経営の中には、市場価格が低下するタイミングに子牛と年老いた馬を殺す直接的動機が形成されていた。すなわち、子牛がバザールで10ルーブリ、年老いた馬が20ルーブリ以下で売られるときに、農民にとっては子牛と年老いた馬を殺し、国営保険から20-40ルーブリの保険金を受け取り、さらに食肉と皮革を無料で受け取ることが有利になったが、実際に北カフカスでは、一律基準システムの下でおよそ87万頭の子牛と、およそ15万5,000頭の年老いた馬が市場価格より著しく高い保険に掛けられていた。それに強制家畜保険の保険金を階層別に引き上げることになると、子牛と年老いた馬は市場価格よりはるかに高く補償されることになった。当然ながら、これは子牛と年老いた馬の投機的屠畜をさらに促すことになる。さらに、この一律主義基準システムは、北カフカス地域においては役畜として農民経営に大きな意味を有しているより高価で良質の家畜に対して保険金を引き上げる可能性をなくしていた⁽⁴¹⁾。当然ながら、多かれ少なかれ他の地域も全く同じ状況であった。

ネット期ソヴェト農村全体における馬の年齢別死亡率の分布を見ると、年齢が上がるにつれて、死亡率が上昇し、それに任意保険に加入している年老いた馬の死亡率は強制保険より一層高い割合を示していた⁽⁴²⁾。農村部における任意保険への馬の加入は主に獣医の事前検査なしに行われたため、不正の可能性は一層大きくなった⁽⁴³⁾。

年老いた馬の高い死亡率とその原因についての報告は多く看取された。ロシアのある地区からは次のような報告が寄せられた。「馬の死亡についての証書200件から死亡の原因を分類すると、18歳以前の年齢の80頭は様々な病気と事故による死亡、そして18歳以上の年齢の120頭は老いと搾取による死亡である。18歳から馬は大部分すでに労働力を喪失し、それらの多くに対する価格は10

(41) Бюллетень Россгосстраха. №6. 1929. С. 4-5. 一律賛成論を紹介(Бюллетень Россгосстраха. №17. 1928. С. 3-4)

(42) Статистические сведения по страхованию животных за 1926/27 год. Москва. 1929. С. XXXII; Статистические сведения по страхованию животных за 1926/27 год. Москва. 1929. С. LVII.

(43) Ю. Е. Овчников. Организация страхования скота. М.-Л., 1926. С. 73-75.

ルーブリと皮革が10ルーブリになる。国営保険は、皮革を除いて、30ルーブリを払っている。これによって保険加入者はしばしば犯罪行為に走る。これらの馬はすでに売るところもなければ、利益にもならない。損失以外には何もたらさない。それらの冬の生存を縮めるために、意図的に食わせず、こっそり絞殺すると、実際の価格より高い価格が払われる。というのも、証書は獣医によって作成されていないからだ。200ルーブリする馬と10ルーブリする馬とに同じ保険金が払われることは保険加入者の間に不満を引き起こしている。地区内の市場で年老いた馬を買い占め、地区外に持ち出している専門業者（барышники）すら存在している⁽⁴⁴⁾。

保険補償と関連するもう一つ重要な点は、通常、家畜保険に対する保険補償は保険加入家畜の価格の3分の1に設定されていたが、保険補償の際に家畜の市場価格の変動に関係なく、決められた基準額が支払われていたことである。家畜価格の著しい下落の際に保険金額が時価を上回ることもあった。例えば、馬が50ルーブリの保険に掛けられていた県では、その市場価格がたまに5ルーブリまで落ちた。また、仮に牛の保険金額が25ルーブリであっても、市場価格が12ルーブリの場合もありえた。その際に、当然ながら、農民は馬と牛を死に至らせ、保険金を受け取ることができた⁽⁴⁵⁾。

実際に家畜の価格は他の保険対象物より季節による変動が激しく、同じ県でも時期によって大きく異なっていた。1925/26年における季節別牛の価格の変動を見ると、すべての地域において季節によって大きく異なっていた。最も大きな相違が看取されたニジニ・ノヴゴロド県、モスクワ県、マリ自治州では秋の牛価格が春のそれより2倍以上高かった。ニジニ・ノヴゴロド県の1925/26年の保険金額は30ルーブリであったが、平均市場価格との割合で、10-12月に64.0%、1-3月38.5%、4-6月27.5%、7-9月34.9%であり、10-12月の場合、食肉と皮革の価格まで入れると、ほぼ100%が強制保険で保障されることになる⁽⁴⁶⁾。ロシアの全地域においても、同様に牛の価格は月によって大きなばらつきが存在していた。最も高いのは4-6月の春であったのに対して、10-12月の秋に最も低かった。また、同じ地域内における季節別の価格差だけでなく、地域間における牛の価格差は顕著なものであった。中央黒土地域、中央工業地域、ヴォルガ地域において特に高かったのに対して、西部地域、ウラル地域、バシキリア地域、北部地域においてとりわけ低かった。両地域間の格差は著しいもので、季節要因まで考慮に入れると、3倍近くのギャップも看取されている⁽⁴⁷⁾。

一方、ソヴェト農村における家畜死亡件数の急騰の主な理由の一つは現地における保険組織と獣医組織の不備であった。農村部では獣医や助手に家畜検査を一任することはほとんど不可能である

(44) Бюллетень Росгосстраха. №19. 1928. С. 13.

(45) Ю. Е. Овчинников. Организация страхования скота. М.-Л., 1926. С. 77-78.

(46) Статистические сведения по страхованию животных за 1926/27 год. Москва. 1929. С. XIII.

(47) Статистические сведения по страхованию животных за 1926/27 год. Москва. 1929. С. XIV.

ため、やむなく問題の解決は大半の場合村ソヴェトに委ねられていた。村ソヴェトはいかなる理由にせよ農民に必要とされる認定／許可を与えることが自らの義務／役目であるといつも見なしていた。⁽⁴⁸⁾そのため、高い死亡率の原因についての調査によれば、家畜伝染病の流行や不作などの直接的理由の他に、保険事業組織の不備が重要な理由の一つとして指摘された。その不備のため、保険を掛けられた家畜の死亡率が上昇した。その結果の一つは家畜の登録漏れであった。国営保険は登録し損ねた、つまり事実上保険を掛けられていなかった家畜に保険金が支払われていた。⁽⁴⁹⁾

さらに、家畜死亡後の保険補償に関しても通常村ソヴェトによって行われた。村ソヴェトによる保険損失証書の作成の際にも、また保険員による場合でも死亡した家畜の死骸の確認はほとんど行われていなかった。不正の主犯として村ソヴェト議長もしばしば注目された。「家畜死亡証書の作成は当該地域の農民と親戚関係や親しい関係を有している村ソヴェト議長に一任されている。議長は家畜隠しの不正を暴くつもりはどこにもなく、保険員がそれを検査することはほとんど不可能である。このような現象はどこにもあり、膨大な規模に達していた」。偽造証書との戦いのためにいくら呼びかけがあっても、「しかし、何ができるだろう。村ソヴェト自身が喜んで偽造証書を作成しているときに」。このような状況の下で、「農民が国営保険のお金を何らかの『国家資金』、すなわち他人の物であり、喜んで使えると見なしているケースがますます多くなっていることは否定できない」という国営保険に対する農民のメンタリティが形成されていることは不思議ではなかった。⁽⁵⁰⁾なお、保険料と国家銀行の貸付に対する滞納金があっても、保険金から滞納金を除くことなしに保険金が全額支給された。⁽⁵¹⁾

2.4 飼料不足と地域的偏差

非伝染病による死亡の大半は、家畜の飼育のための飼料不足の問題と深い関係を有していた。飼料不足は、農民土地の中で占める採草地や放牧地の割合の低さという静態的側面だけでなく、人口増加に伴う食糧需要の増加に対応するための耕作地の拡大、不作などによる穀物の収量の変動、ポリシェヴィキ政権の強制的穀物調達政策の強化という動態的側面からも誘発されていた。

ソヴェト農村における家畜の静態的飼育条件は地域によって大きく異なっていた。複数の家畜の高い死亡率の原因の分析は、家畜死亡率の変動の重要な理由の一つが飼育の条件であることを明らかにしている。とりわけ、その際に当該地域における草と穀物飼料との相互関係が非常に大きな意

(48) Вестник государственного страхования. № 19–20. 1927. С. 43–44. 西欧諸国の協同組合保険の経験から、食肉と皮革から得られる収入を考慮に入れた保険金の支払いが必要であるという要請が出されていた。

(49) Пять лет государственного страхования в СССР. Москва. 1927. С. 85.

(50) Ю. Е. Овчинников. Организация страхования скота. М.-Л., 1926. С. 73–75.

(51) Ю. Е. Овчинников. Организация страхования скота. М.-Л., 1926. С. 72.

味を有していた。というのも、採草地の割合が高い地域における死亡率の変動は、穀物飼料（穀物とぬか）および粗飼料（わらともみから）が穀物から得られる地域よりはるかに少なく、それに死亡率も著しく低かったからである。まず、農民土地の中で占める採草地の割合を地域別に見ると、第6表の通りである。

第6表 1926-27年ソ連邦の地域別牛の性別構成と耕地／放牧地の分布

地域	総頭数のうち雌牛の割合(%)	総頭数のうち雄牛の割合(%)	農民100人当たり(頭)		耕地面積(千デシャチーナ)	採草地面積(デシャチーナ)	耕地に対する採草地の割合(%)	牛1頭当たりデシャチーナ	
			雌牛	1歳以上雄牛				耕地	採草地
北東部	58.3	—	34.5	9.0	1,143.3	1,520.6	133.0	0.82	1.10
北西部	63.0	—	33.5	8.0	3,019.1	3,524.1	116.7	1.05	1.23
西部	61.0	1.1	25.0	8.0	3,669.0	2,064.1	55.8	1.19	0.67
中央工業	55.0	—	22.8	9.6	4,663.0	1,089.9	23.6	2.50	0.59
ヴァトカ	59.2	—	22.7	6.0	12,916.1	5,322.7	41.2	1.46	0.60
白ロシア	59.5	4.1	29.3	13.0	3,414.7	1,582.0	46.3	1.32	0.61
中央黒土	51.0	7.1	15.7	5.6	12,238.5	938.2	7.8	2.46	0.18
ヴォルガ中流	52.0	1.5	15.7	5.8	16,944.9	1,581.2	0.9	3.86	0.36
ウクライナ	47.5	0.6	34.0	18.0	20,280.0	2,485.6	8.5	2.43	0.21
ウラル	47.0	0.6	34.0	18.0	9,923.4	3,701.8	38.3	2.23	0.83
パシキリア	44.0	0.7	24.0	11.6	5,272.5	1,315.4	24.9	1.74	0.80
シベリア	45.0	1.4	36.7	21.9	18,580.3	4,589.5	24.7	2.21	0.55
ヴォルガ下流	38.1	16.5	21.3	20.0	1,117.7	934.2	8.3	3.71	0.31
北カフカス	35.0	20.0	21.2	24.8	8,471.0	880.4	10.5	1.95	0.20
クリミア	36.0	10.0	22.9	27.0	1,155.3	28.7	2.5	4.68	0.12
カザフスタン	34.5	10.0	34.2	35.7	1,814.9	401.2	22.4	—	—
トルクメニスタン	36.0	10.0	34.2	33.7	4,058.1	317.1	7.8	—	—
ウズベキスタン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ザカフカス	30.0	34.5	18.0	6.3	2,738.8	294.1	10.7	1.04	0.11
極東	39.0	5.3	31.0	28.0	1,626.6	101.8	62.6	1.30	0.81

出典：Статистические сведения по страхованию животных за 1926/27 год. Москва. 1929. С. XVII.

この表で最も注目に値するのは、「耕地に対する採草地の割合」で地域によって大きなばらつきがあることである。北東部と北西部におけるその割合は最も高く各々133.0%と116.7%であったが、穀物生産の中心地域においてその割合は極端に低く、中央黒土地域では7.8%、ウクライナでは8.5%、ヴォルガ川中流と下流地域において各々0.9%と8.3%、クリミアで2.5%、北カフカスにおいて10.5%に過ぎなかった。後者の穀倉地域は他の地域に比べて構造的に慢性的飼料不足に最も悩まされていたため、とりわけ穀物生産量の変動および強制的穀物調達政策に家畜の飼育条件が非常に影響されやすい状況に置かれていた。一方、ザカフカス、トルクメニスタン、カザフスタンでもその割合は非常に低いが、この地域は中央穀倉地域と異なって、遊牧慣行が広範囲にわたって存在

していたという特徴を有していた。

当然ながら、このような地域的偏差は家畜飼育のための飼料の構成にも大きな地域的相違性をもたらしていた。1926/27年における地域別家畜飼料の構成を見ると、北東部、北西部、シベリア、カザフスタン、極東のような地域では家畜飼料の中で干草が占める割合が半分以上であるのに対して、ヴァトカ、中央黒土、ヴォルガ中流と下流、クリミア、ウクライナでは逆に干草の割合は極めて低く、穀物から得られる粗飼料が占める割合が非常に高かった。そして西部地域、中央工業地域、ウラル州、バシキリア、白ロシアで、両者はほぼ同じであった。⁽⁵²⁾前者の地域では採草地在耕作地を大幅に上回っているのに対して、後者の地域では耕作地の割合はるかに高く、家畜の飼育条件は穀物の収穫に強く依存していた。このことは、後者の地域において人と家畜との間における競合関係がとりわけ激しいものであったことを意味すると同時に、不作や強制的穀物調達などによる人の食用の穀物が不足する際に家畜の飼育条件は危機に陥りやすい構造的問題を抱えていることを意味した。さらに、これらの地域においては、干草と穀物飼料の割合が低く、粗悪な飼料であるぬかや粉末飼料の割合が非常に高かったため、非伝染病による家畜死亡の主な原因である様々な病気を引き起こしやすかった。

牛の死亡率についての中央統計局の資料は、採草地の割合と家畜死亡率とは直接的な相関関係を示した。死亡率が2.0%未満の地域には採草地の割合が117.7%を占めていたのに対して、死亡率が3.0-4.0%地域と4.0%以上の地域におけるその割合は各々13.0%と9.7%と極めて低かった。死亡率の中間グループの地域においても全く同様に、死亡率が2.0-2.5%でも2.0%未満の地域より低い割合の73.7%を示しており、2.5-3.0%の地域でもその割合は上の二つのグループより一層低い35.2%⁽⁵³⁾を記していた。

ロシア国営保険のデータによれば、牛と馬の死亡率が平均以下、すなわち牛の場合1.6%から2.9%まで、馬の場合に1.1%から4.15%までを示している県は、穀物と飼料の収量においてより安定的である非黒土北部地域に属していた。この地域は飼料総量の中に占める干草(сено)の割合が最も高い(60-94%)。この北部地域の境界を成している県は、プスコフ県、トヴェーリ県、モスクワ県、イヴォノヴォ・ヴォズネセンスク県、ヴァトカ県、ウラル州である。一方、牛と馬の平均より高い3.21%から6.73%、また4.16%から7.65%までを示す県は、南部のわら飼料の地域である。ここは、飼料率と収量が高く、極めて不安定であり、変動が激しい。飼料の中に占める干草の割合は極めて低く、20%から50%までである。そして、家畜の死亡率の高さは、干草面積の比重と全体飼料量で占める干草の割合に直接左右される。⁽⁵⁴⁾さらに、同じ地域内においても、当然ながら、採草地の割合

(52) Статистические сведения по страхованию животных за 1926/27 год. Москва. 1929. С. XVIII; РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 1. Д. 319. Л. 36об.

(53) Статистические сведения по страхованию животных за 1926/27 год. Москва. 1929. С. XIX; РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 1. Д. 319. Л. 37.

と牛の死亡率との相関関係は同じ傾向を示していた。例えば、白ロシアにおける牛の死亡率の上昇の理由を調べた調査結果は、牛の死亡率が採草地の面積はもちろん、飼料の価格とも相関関係を示していた。⁽⁵⁵⁾

ヴァトカ県からの次の報告を見れば、飼料不足が消化器官の病気と出産による家畜の死亡までに至る経緯が分かる。「1925/26年に内臓器官の病気と出産と関連した病気による死亡がほぼ8割になっている。獣医の観察によると、……最も悪い影響を与えたのは、打穀場の屑（粗飼料：гуменные отбросы）を家畜に食わせることである。というのも、穀物の秋期打穀の際における打穀場の屑は多くの土からの埃が含まれているが、その埃が消化器に危害を与え、その結果深刻な病気が引き起こされるからである。……冬季に家畜は飢え、弱まり、病気にさらされやすくなる。また、冬季の後半と春の初めが出産の時期と重なり、疲弊している牛には厳しくなる。そのため、高い死亡率となる」⁽⁵⁶⁾。この報告から粗悪な飼料の提供が牛の高い死亡率を誘発していることと、出産の際における死亡も飼料不足による栄養欠乏に深く関わっていることが分かる。そのため、同県において飼料の不足が最も深刻さを増す毎年2月、3月、4月、5月に牛の死亡件数は最も多かった。⁽⁵⁷⁾

さらに、伝染病の多くも実際には飼料不足と深い関連性を有していた。例えば、ヴォログダ県では牛の結核が1925年12月に18か所、26年5月22か所、27年11月28か所、28年3月28か所、28年7月32か所にと継続的に増加していた。ヴォログダ県は結核発生件数においてロシアだけでなく、ソ連邦において第2位を占めていた（北カフカスが39か所で第1位）。「この県における結核の上昇は明らかに、飼料不足と厳しい気候の条件の下で乳牛から牛乳を取りすぎる結果である。この要素は、牛乳とその乳製品を市場向けに販売している酪農組合に最も強く現れている」と報告された。⁽⁵⁸⁾このような飼料不足による家畜の栄養状態の悪化と免疫力の低下が伝染病にかかりやすくしていることが容易に推量される。

人と家畜との競合関係という観点から見ると、収量と家畜の死亡率との間には深い相関関係を有していた。複数の調査は、穀物や牧草の不作、洪水などの要因が家畜の死亡率と直接的関係を有していることを指摘した。例えば、1924/25年ロシアにおける収穫評価と家畜の死亡率を見ると、次の通りであった。1等級以下は4.77%、1.0-2.0等級は4.39%、2.0-3.0等級は2.58%、3.0-4.0等級は2.75%として、収穫度が低ければ低いほど家畜の死亡率は高くなり、高ければ高いほど低くなった。また、ウクライナの場合を見ると、1924年夏に不作に襲われたウクライナの諸地域における牛

(54) Вестник государственного страхования. № 7. 1928. С. 25.

(55) Статистические сведения по страхованию животных за 1926/27 год. Москва. 1929. С. XIX.

(56) Вестник государственного страхования. № 1. 1928. С. 42.

(57) Вестник государственного страхования. № 1. 1928. С. 42.

(58) Бюллетень Росгосстраха. № 23. 1928. С. 14-15.

の死亡率は1923/24年のそれを著しく上回っていた。それに対して、1924年の収量が前年度とあまり変わらなかった地域では、大きな変動は見られなかった。こうして、収量と家畜死亡率との直接的な相関関係は1924/25年ロシアの多くの県と州でも確認できた。1925/26年前半期にもウクライナでは死亡率が上昇したが、それは1924/25年の収量が悪かったからである⁽⁵⁹⁾。

ところが、収量と家畜の死亡率との間における相関関係においても同様の地域的偏差が見られた。革命前のゼムストヴォ任意家畜保険が導入された県における収量と死亡率を3年間の国営家畜保険の実施後と比較すると、家畜死亡率が低いコストロマ県、モスクワ県、ヴラジミル県（北部・非黒土地域）では収量と死亡率の相関関係が低いのに対して、死亡率が高いトゥーラ県、サラトフ県、オリョール県、クルスク県、ペンザ県（南部・黒土地域）では相関関係が高かった⁽⁶⁰⁾。後者の地域における飼料不足は、主に全体的収量、とりわけ穀物の収量によって大きく左右されていた⁽⁶¹⁾。

ネップ期における経済の回復とともに第1次世界大戦と革命直後の内戦と飢饉によって激減していた人口が回復し、それに伴って人のための穀物の需要も上昇した。その結果、穀物生産地域を中心として耕作地の拡大が進められた。例えば最大の穀倉地域であるウクライナでは1927年から穀物生産のための耕作地の拡大が進められた。家畜のための採草地の割合が極端に低かったウクライナでは家畜の飼育の条件は一層悪化した。1927年の収量の低下がさらにそれを押し進めた⁽⁶²⁾、穀物生産中心の南部黒土地域全体において、同様のことが看取された。さらに、ウクライナではベーコン輸出のための豚の飼育が増加したため、穀物飼料不足は一層悪化した。というのも、豚は馬の次に穀物飼料の消費者であるからであった⁽⁶³⁾。

それに、1928年初頭から強化された強制的穀物調達、食糧の削減をもたらしたため、家畜のための穀物飼料の不足をさらに大きくした。それと同時に、ウクライナでは1928年2月から馬の価格が2分の1から3分の1にも急落した。その背景には穀物調達の強化に伴う穀物飼料の不足と飼料価格の高騰があった。それと同時に馬と牛の死亡率が高騰することになった。その際に報告された死亡の主な原因は内臓器官の損傷であった⁽⁶⁴⁾。つまり、1927/28年と1928/29年における家畜死亡率の上昇の主な原因の一つはボリシェヴィキ政権の強制的穀物調達の強化であった。

ところで、採草地の不足や不作などのために生じる飼料不足に対して、農民は、与える飼料の量の減少や粗悪な飼料の提供による家畜の病気と餓死という受動的な対応に留まらず、飼料の入手の前あるいは新しい収穫の前における家畜の屠畜という能動的対応戦略を積極的に取っていた⁽⁶⁵⁾。次に

(59) Страховой сборник. Выпуск второй. Москва. 1926. С. 30–36.

(60) Материалы по страхованию сельско-хозяйственных животных. Москва. 1927. С. 14–23.

(61) Вестник государственного страхования. № 7. 1928. С. 22.

(62) Вестник государственного страхования. № 16. 1929. С. 56–57.

(63) Вестник государственного страхования. № 16. 1929. С. 56–57.

(64) Вестник государственного страхования. № 16. 1929. С. 56–57.

見るように、屠畜はソヴェト農村において家畜保険と関連して様々な理由によって非常に頻繁に用いられていた。

2.5 屠畜と不正

2.5.1 合法的屠畜

ソ連邦家畜保険事業についての公式報告書では、家畜の死亡の原因として屠畜の項目はそもそも設けられなかった。そのことは屠畜がほとんど行われなかったことを意味していなかった。むしろ実際には保険加入者による意図的屠畜での家畜の死亡の割合は非常に高いものであった。

まず、国営保険が保険金を支払っている死亡した牛の一部は、合法的に獣医または村ソヴェトの決定によって、やむを得ない理由のために食用に屠畜されていた。1923年から1927年までの4年間で35万7,666頭が屠畜された。保険金額を平均20ルーブリと計算すると、715万3,320ルーブリとなり、国営保険から支払われた保険金は429万1,992ルーブリ(6割)⁽⁶⁶⁾であった。先述の通り、牛の飼育の自然条件が北と南において大きく異なっていたため、ソ連邦における牛の屠畜には地域的偏差が見られた。北部においては食肉性の低い乳牛が飼われていたが、反対に南部では食肉牛が主に飼われていた。北部では、畜産が市場向き乳牛の性格を有しているが、その食肉の平均年間消費量は農村部では16キログラム、都市部では48キログラムであり、すべての食肉に対する需要を満たすためには2,400万プードが必要であるが、320万プードだけが現地で調達されていた。残りの2,000万プードは外部から調達しなければならなかった。この地域が主な国内食肉市場となっている。さらに、中央黒土地域とヴォルガ中流地域では農村農民の食肉の年間消費量は0.80プードだけであるが、360万プードが不足していた。都市部はおよそ200万プードの不足であった。こうして、全体としてこれらの二つの乳牛地域は食肉の深刻な不足に悩まされていた。それに対して、ウクライナでは、農村農民の平均食肉消費量は1.58プードで、都市と農村の需要を充たしたあと、およそ500万プードの余剰があった。ウラル、バシキリア、シベリア地域は平均2.03プードで、1,000万プードの余剰があった。ヴォルガ下流、北カフカス、クリミア、カザク地域では1,300万プードの余剰が出ていた。こうして、食肉牛地域では牛の屠畜は経済的に有利ではなかったが、乳牛地域では食肉の恒常的な不足に悩まされていたので、牛の食肉用屠畜は必要であるし、また利益になった。⁽⁶⁷⁾乳牛地域と食肉牛地域とにおける牛の屠畜の量を見ると、乳牛地域における屠畜牛の割合は15.9%で、食肉地域において屠畜される牛の量(5.3%)を3倍も上回っていた。⁽⁶⁸⁾

(65) Вестник государственного страхования. №8. 1928. С. 49–50.

(66) Статистические сведения по страхованию животных за 1926/27 год. Москва. 1929. С. XLIII.

(67) Статистические сведения по страхованию животных за 1926/27 год. Москва. 1929. С. XLIII–XLIV.

第7表 ソ連邦の諸県における牛の合法的屠畜の割合

地域	死亡頭数	屠畜頭数	1923-27年(%)	1926/27年(%)	地域	死亡頭数	屠畜頭数	1923-27年(%)	1926/27年(%)
アルハンゲリスク	6,747	2,972	44.0	42.3	アストラハン	25,017	290	1.1	-
ヴラジミル	25,219	7,005	31.3	33.7	バシキリア	15,691	3,570	4.7	3.8
ヴェズネセンスク	15,052	4,195	27.9	30.9	カルムイク	5,375	47	0.9	1.7
コストロマ	17,387	5,003	28.8	31.1	クリミア	18,767	1,121	5.9	6.8
レニングラード	31,087	9,614	30.9	34.3	クスタナイ	11,711	675	5.8	10.1
モスクワ	25,332	8,050	31.8	36.4	ヴォルガ下流	20,696	1,964	9.5	6.9
オリョル	26,888	4,782	17.8	33.9	スターリン グラード	68,985	6,910	7.7	10.4
北ドヴィンスク	12,868	2,835	22.0	22.2	ウラル	163,994	16,539	8.1	10.5
タムボフ	58,996	17,555	20.7	36.5	北カフカス	180,808	11,346	6.3	8.5
トヴェーリ	40,897	11,139	27.2	35.6	サラトフ	57,368	8,074	14.1	17.5
トゥーラ	29,369	7,128	24.2	37.1	ウクライナ	452,772	19,786	4.8	6.5
チェレボヴェーツ	17,120	5,318	31.0	38.3					
ヤロスラヴリ	27,113	12,416	45.8	56.6					
計	334,075	98,012	29.6	36.2	計	1,101,184	70,272	6.4	8.1

出典：Статистические сведения по страхованию животных за 1926/27 год. Москва. 1929. С. XLV.

個々諸県の具体的状況を第7表で見ると、その対比はより明確に示された。

食肉の深刻な不足を感じている乳牛地域には、食肉牛地域より5倍以上も牛が屠畜されている。例えば、ヤロスラヴリ県とウクライナでは牛の飼育や保険条件はあまり変わらないが、食肉のために屠畜される牛の割合は10倍以上も差が出ている。ウクライナでは牛を屠畜するのは国営保険の支援の下であっても不利である。そこでは牛を飼育し、屠畜のために売却するのが最も儲かる。ウクライナで家畜を屠畜するのは、病気や事故のために実際に危機感を覚えたときだけである。それに対して、食肉不足にいつも悩まされるヤロスラヴリ県では、食肉は地域市場でいつでも売ることができた。そのため、ここでは病気だけでなく、しばしば全く健康な牛も屠畜されていた。⁽⁶⁹⁾

これらの地域では、全く健康で役に立つ牛さえ屠畜する誘惑に駆られがちだったが、その主な理由は、次の通りである。「ヤロスラヴリ県の牛の重さは平均27プードであるが、25プードとしよう。死亡した牛の重さは、生きたとき（食肉と脂肪）の57%と計算すれば、15プードとなる。皮革を除いて食肉は1プード当たり平均4ルーブリする。保険加入農民は牛の販売で60ルーブリを稼ぐが、それを50ルーブリとしよう。そこに平均およそ10ルーブリする皮革の値段を加える必要がある。この操作で保険加入農民は全部で最小限60ルーブリを稼ぐ。それに、特別な困難なしにこの操作を村ソヴェトに申告したあと、保険加入農民は国営保険から15ルーブリ（保険金の60%）を受け取

(68) Статистические сведения по страхованию животных за 1926/27 год. Москва. 1929. С. XLIV.

(69) Статистические сведения по страхованию животных за 1926/27 год. Москва. 1929. С. XLV.

る。こうして、保険加入農民は屠畜した牛に対して全部で75ルーブリを受け取る。ヤロスラヴリの1925/26年中央統計局のデータによれば、牛の市場価格は平均80ルーブリ、夏に95ルーブリ、冬に64ルーブリである。このような条件では全く健康な乳牛さえ食肉用に屠畜することが利益になるので、牛乳を生産できなくなった牛については言うまでもない⁽⁷⁰⁾。

ところで、1923/24年から1925/26年までの3年間、原因不明で23万977頭の牛が死亡した。とりわけ多くの家畜が乳牛地域において屠畜されたが、そこでは食肉の不足が深刻にかつ恒常的に存在していた。多くの家畜が食肉のために屠畜されている地域では原因不明による死亡率は低く、逆に家畜があまり食肉のために屠畜されていない食肉牛地域では原因不明の死亡率は高かった⁽⁷¹⁾。また、1926/27年の乳牛地域と食肉牛地域とにおける原因不明の理由による牛の死亡の状況を見ると、全く同様の状況を示した。例えば、アストラハン県においては原因不明の牛の死亡が62.7%であった。アストラハン県のような広大なステップ地帯における牛の放牧の際の死亡の原因を明らかにすることは非常に困難である。そこでは逆に、食され、あるいは売られた牛を死因不明の形でごまかし、保険金を全額受け取ることが非常に容易である。さらに、人口密集地域では食ったり売ったりした家畜を原因不明で死亡したものとするのは困難であるが、そこでは家畜を病気のものとして屠畜することはできる。逆に、放牧を行うステップ地域では家畜を食肉用に屠畜することは難しい。というのも、誰も屠畜の許可を求めることはしないからである。その代わりに原因不明の死亡として申告することは容易である。というのも、その申告の信憑性を調べることは非常に困難であるからである⁽⁷²⁾。

どのような場合にどれだけの牛が屠畜されたのかを見ると、第8表の通りである。この表でまず

第8表 牛の屠畜の理由

(千頭)

地域	病気		事故	不明
	伝染病	非伝染病		
ロシア	5.3	13.7	27.0	4.5
ウクライナ	1.0	3.9	28.9	1.5
白ロシア	9.6	8.9	38.8	5.0
ザカフカス	8.0	18.7	32.1	14.1
ウズベキスタン	6.9	11.6	16.4	7.8
トルクメニスタン	—	0.9	2.7	—
ソ連邦	5.4	11.9	28.8	4.6

出典：Статистические сведения по страхованию животных за 1926/27 год. Москва. 1929. С. XLV.

(70) Статистические сведения по страхованию животных за 1926/27 год. Москва. 1929. С. XLV.

(71) Вестник государственного страхования. №23. 1928. С. 35–37.

(72) Статистические сведения по страхованию животных за 1926/27 год. Москва. 1929. С. XLVI.

注目に値するのは、病気の原因は、屠畜された家畜を食肉用として利用する上で妨げにならなかったことである。「食肉と皮革は屠畜の原因となる病気と関係なく、すなわち伝染病であっても非伝染病であっても関係なく、利用されている」、さらに「病気の家畜を食肉用として利用するために行われる屠畜が病気の拡散の原因となっている。……あらゆる病気にかかっている家畜は家の中で屠畜され、食肉は隣人に売られ、廃棄物は犬に与えられている⁽⁷³⁾」。例えば、ヴォログダ県における牛の結核の増加は屠畜の増加と密接な関係を持っていた。ロシア農業人民委員部の獣医局（ветеринарное управление）によって刊行される家畜疾病調査集によれば、ヴォログダ県では牛の結核が継続的に増加していた。1925年12月に18か所、26年5月22か所、27年11月28か所、28年3月28か所、28年7月32か所であった。ヴォログダ県は結核発生病件数においてロシアだけでなく、ソ連邦において第2位を占めていた（北カフカスが39か所で第1位）。ヴォログダ県からの報告によれば、「結核に注意を払うことができない理由の一つは、広い地域における獣医組織の不足であるが、他方、牛の所有者が、経営の縮小と損失をもたらす制裁措置（隔離、牛乳を煮沸すること、家畜販売の禁止、食肉の選別検査など）を避けるために獣医監督から病気にかかった家畜を隠そうとすることも重要な理由の一つであった。それに結核の発見は保険金の受領を目的とする家畜の屠畜を促す原因となっていた⁽⁷⁴⁾」。

次に、第8表で注目に値するのは、事故を原因とする屠畜の占める割合がソ連邦のどの地域においても共通して非常に高いことである。ロシア国営保険の規則と解説では、家畜保険は死亡の場合に対する補償だけが規定されていた。ところが、家畜が足の骨折あるいは完全な失明などによって生産能力の75-100%を失う場合が非常に頻繁であった。この場合馬は経営にとって死亡したものであり、それを他のところに売ることは不可能である。この家畜は収入をもたらすことができないだけでなく、逆に飼料を消費し、経営に大きな負担となる。しかし、国営保険の規則によると、これらに保険金を支払うことはできない⁽⁷⁵⁾。このように治療不可能な病気あるいは事故のための家畜の屠畜問題は非常に深刻であった。一連の説明と指針にもかかわらず、いずれも混乱を極めていた。「1927年1月1日付ロシア国営保険の現行解説集・107頁・第238項は、保険加入家畜の屠畜は、家畜のすべての生産能力の完全な喪失（出産、役畜、食肉）の際に、病気あるいは事故が致命的な場合にだけ許容されると書かれてある。……足の骨折について獣医に尋ねると、獣医は殺すという結論を出している。ところが、骨折は命に関わる致命的なものではないが、経済的な観点からすると、農民経営には何の役にも立たない。ここから故意の屠畜あるいは所有者が家畜に飼料を与えず死なせる⁽⁷⁶⁾ということが起こりえる」。

(73) Статистические сведения по страхованию животных за 1926/27 год. Москва. 1929. С. XLV-XLVI.

(74) Бюллетень Россгосстраха. № 23. 1928. С. 14-15.

(75) Бюллетень Россгосстраха. № 18. 1928. С. 7.

2.5.2 不法的屠畜

前の第7表で注目しなければならないもう一つの重要な点は、死亡した家畜数に占める合法的屠畜の割合が全体的に低いことである。その中でもウクライナ、ヴォルガ下流をはじめとする食肉牛地域における合法的屠畜の割合が乳牛地域のそれよりはるかに低かったことは特記すべきである。食肉牛生産地域（南部）の大きな共通点は先述のように耕地に対する採草地の割合が極めて低いことである。すなわち、牛の不法的屠畜の割合が圧倒的に高いのは、飼料不足に慢性的に悩まされていたウクライナをはじめとする南部の穀倉地域であった。牛より飼育にはるかにコストがかかる馬の場合にも飼料不足の南部地域において不法的屠畜の割合が一層高かった。後述するように、主としてこれらの地域で1933年の大飢饉が発生したが、その主な理由は合法的屠畜の割合が極めて低いこれらの地域が家畜保険における不正を取り締まる1933年3月8日付党中央委員会決定による監査と取り締まりの主な対象となったからである。

一方、ザカフカス地域ではいつも食肉用家畜の屠畜が広く見られており、ソ連邦で第1位を占めている。その原因は、地域の宗教的また経済的状况に根差していた。イスラム農民は自らの信仰によって、家畜が死ぬほどの病気にかかっている場合、苦しみを絶つために、その家畜を屠畜することを義務と見なしている。通行人さえ、死にかけている家畜を見かけたら、それを屠畜する義務があった。食肉と皮革は屠畜の原因となった病気がどのようなものであるか、伝染病であるかどうか関係なく用いられていた。伝統によってイスラム教徒は、屠畜された家畜の食肉を買っていたが、実際に人間の健康に危害のある炭疽病（сибирская язва）のような病気にかかっている家畜を食肉に用いられていることが確認されていた。その結果として、その肉を食べた人々が病気になり、死亡したこともあった。⁽⁷⁷⁾

不正な屠畜はイスラム文化だけでなく、遊牧慣行と密接な関係を有していた。強制保険の導入と同時に、グルジアとアゼルバイジャンにおける不正の件数は継続的に増加した。アルメニアとアゼルバイジャンでは夏季に遊牧されるが、住居地から離れて行われ、国営保険側からも獣医や行政組織側からもいかなるコントロールを受けないため、1頭の死亡した家畜に対して国営保険によって2回や3回も保険金が支払われることもあったからである。4月1日から遊牧移動は始まり、伝染病も猛威を振るった。⁽⁷⁸⁾

1925/26年アルメニア共和国において牛47万9,000頭と馬1万6,400頭のうち、1926年10月1日までにおよそ3万7,000頭が死亡した。そのうち支部に牛2万9,786頭の証書が入ったが、病气別の死亡原因の分布を見ると、次の通りである。伝染病1万2,721頭（42.7%）、寄生虫682頭（2.27%）、非伝染病8,202頭（27.53%）、事故4,207頭（14.29%）、原因不明3,934頭（13.26%）。ペ

(76) Бюллетень Россгосстраха. №23. 1928. С. 14.

(77) Вестник государственного страхования. №4. 1928. С. 55.

(78) Вестник государственного страхования. №1-2. 1927. С. 53.

ストによって死亡した牛についてのおよそ 6,000 枚の証書がまだ保険員に届いていなかった。原因不明で死亡した牛 3,934 頭のうちかなりのものは疑いもなくペストで死亡したものである。こうして、死亡した牛の総数はおよそ 3 万 6,000 頭（死亡率 7.7%）となるが、そのうち伝染病によって死亡したのは 2 万 2,600 頭、つまり 60% であった。アルメニアのすべての居住地域はペストに襲われていた。⁽⁷⁹⁾ また、ピロプラズマ病（牛と馬の赤血球を破壊する病気）はザカフカス地域においては非常に広範囲にわたって発生しており、莫大な屠畜をもたらしていた。ピロプラズマ病による死亡の割合は、チフリスでは死亡した全家畜の 50%、バクーでは 80% 以上にまで達していた。⁽⁸⁰⁾ この地域における異常な伝染病の猛威は、イランとトルコからの伝染病の恒常的流入と遊牧慣行の発展、遊牧される家畜に対する獣医による監督の不在が主な原因であった。⁽⁸¹⁾

2.6 家畜保険と農民階層

ネップ期ソ連邦農民経営の平均保有家畜頭数は非常に少なかった。1924/25 年における 1 農戸の平均家畜保有頭数を見ると、ロシアの農民が 1.39 頭、ウクライナ 0.94 頭、白ロシア 1.40 頭、ザカフカス 1.01 頭、ウズベキスタン 1.67 頭、トルクメニスタン 0.60 頭で、ソ連邦平均で 1.23 頭を所有していた。⁽⁸²⁾ 馬と牛の保有状況を具体的にみると、第 9 表の通りである。

第 9 表 1924 年における保有家畜数による農民経営の分布

(%)

共和国	馬保有農戸の分布					牛保有農戸の分布				
	なし	1 頭	2 頭	3 頭	4 頭以上	なし	1 頭	2 頭	3 頭	4 頭以上
ロシア	31.0	51.6	12.0	3.1	2.0	18.9	55.6	19.3	4.1	2.1
ウクライナ	46.4	34.6	16.6	0.9	1.5	36.6	52.0	9.9	1.2	0.3
白ロシア	15.8	70.2	12.9	1.1	—	6.1	58.0	28.8	5.4	1.7
ソ連邦	36.7	45.4	14.0	2.2	1.7	25.6	54.2	15.9	2.9	1.4

出典：Статистические сведения по страхованию животных за 1926/27 год. Москва. 1929. С. VIII.

この表で見られるように、ネップ期におけるソヴェト農民の家畜所有頭数別分布では、馬と牛ともに家畜なし農民と 1 頭所有農民の割合が非常に高い。まず、馬の場合では、ソ連邦全体において馬なし経営の割合が 36.7%、馬 1 頭所有経営の割合は 45.4% で、馬 1 頭以下所有経営の割合は 82.1% で極めて高かった。牛の場合も同様に、牛なし経営と牛 1 頭所有経営の割合が非常に高かった。ソ

(79) Вестник государственного страхования. №1-2. 1927. С. 52-53.

(80) Вестник государственного страхования. №8. 1930. С. 33-34.

(81) Вестник государственного страхования. №1-2. 1927. С. 52-53.

(82) Статистические сведения по страхованию животных за 1926/27 год. Москва. 1929. С. VI.

連邦全体において牛なし経営の割合は 24.6%、牛 1 頭所有経営の割合は 54.2%で、牛 1 頭以下所有経営の割合は合計で 78.8%であった。

ところで、家畜の最も高い死亡率は、家畜の保有頭数が少ない貧しい農民階層に発生していたが、1929 年末に行われた 1928/29 年の強制保険における家畜の死亡についての、ロシア 31 州に分布する 40 万以上の証書のサンプル調査の結果を見ると、第 10 表の通りである。

第 10 表 1928/29 年における農民階層別家畜死亡率の分布

農業税賦課の 所得基準 (ルーブリ)	牛			馬			全農民に 占める割 合(%)
	保険加入 (千頭)	死亡		保険加入 (千頭)	死亡		
		頭数	死亡率(%)		頭数	死亡率(%)	
非課税と 150 未満	978.7	38.9	2.98	401.7	55.3	13.76	23.6
150-250	2,014.9	48.3	2.40	1,212.5	68.7	5.67	30.2
250-400	2,804.2	56.0	2.00	1,733.8	68.4	3.95	30.3
400-600	1,597.6	29.7	1.86	969.3	30.9	3.19	11.7
600 以上	971.8	23.3	2.40	582.9	21.8	3.74	4.2
計	8,367.2	196.2	2.35	4,900.2	245.1	5.00	100.0

出典：Бюллетень Росгосстраха. №4. 1930. С. 21.

この表で見られるように、全農民の 4 分の 1 を占めている非課税と所得 150 ルーブリ未満の経営における家畜の死亡率が高いことはなにより注目に値する。馬の死亡率が 13.76%、牛の死亡率が 2.98%であるが、とりわけこの階層における馬の死亡率は全体の平均値を 3 倍弱上回っていた。この階層が全ソヴェト農民に占める割合は 23.6%であった。次に 150-250 ルーブリの経営における馬の死亡率は 5.67%、牛の死亡率は 2.40%と非常に高かったが、全ソヴェト農民に占める割合は 30.2%であった。この二つの階層における家畜死亡率は全体の平均死亡率を上回っていたが、最低層における死亡率がとりわけ高かった。

次に注目に値するのは、農民税賦課の所得基準が大きくなればなるほど家畜の死亡率が下がっていったことである。非課税と 150 ルーブリ未満の経営における牛の馬の死亡率が極めて高かったが、牛と馬ともに漸次的低下を示した。馬の場合の死亡率は、150-250 ルーブリの経営における 5.67%から 250-400 ルーブリの経営における 3.95%、400-600 ルーブリの経営における 3.19%へと漸次的低下を示した。牛の場合も同様に、150-250 ルーブリの経営における 2.40%から 250-400 ルーブリの経営では 2.00%へ、さらに 400-600 ルーブリの経営では 1.86%への低下が見られた。さらに、全農民人口の 4.2%を占めている 600 ルーブリ以上の経営においては馬でも牛でも低下していた死亡率が反騰を示していたことは興味深い。この反騰はクラーク階層における意図的投機であると見なされた。これを背景に 1930 年からはクラーク階層に対する保険料の引き上げと保険金額の引き下げが予定された。⁽⁸³⁾

さらに、1928/29年の強制保険における家畜の死亡についてのサンプル調査のデータによれば、16歳以上の馬は強制保険に加入している馬の全数の10.1%を占めていたが、平均死亡率は27.9%、すなわち全損失のおよそ3分の1を占めていた。もっと重要なことは、16歳以上の馬におけるこの損失が農民の階層別にどのような分布を示していたかである。26万1,000の保険証書に対するサンプル調査は、死亡した馬のうち16歳以上の馬の比重は貧農層と中農層において非常に高く、富裕層に向けて漸次的に減少していることを示している⁽⁸⁴⁾。

保険関連統計データによると、飼料不足による家畜の最も高い死亡率は、家畜1頭を保有する弱体な経営で発生している。中農と富農は、凶作時に余分な家畜を処分して、良好な収穫年にそれを回復することができたのに対して、家畜1頭持ちの経営は、凶作時にも家畜を保持しようとして、疲弊と餓死に至らせたからである。1925/26年の報告によれば、火災保険は全経営の15%、穀物保険は15%、牛保険は10%、馬保険は7.5%が保険料支払い免除の恩恵を受けていたが⁽⁸⁵⁾、「年老いた馬の死亡は、多くの場合、貧困のために保険料の支払いが免除されている階層で主に発生していた」と報告された⁽⁸⁶⁾。

2.7 保険金支払いの拒否と不正に対する処罰

上述したように、ネップ期においてとりわけ1927/28年と1928/29年に家畜の死亡件数は急騰を見せたが、その背景には保険金の取得を狙った不正が多く発生していたことがあった。ところが、火災保険の場合に見られていたことと同様に、不正行為が刑事処罰の対象となることは極めてまれで、さらに保険金の支払いが拒否されるケースも非常に少なかった。ネップ期ソヴェト農村社会における保険金支給の拒否の状況を家畜別また地域別に見ると、第11表の通りである。

この表でまず注目に値するのは、保険金支払いの拒否率が馬保険においても牛保険においても非常に低いことである。馬保険の場合にはソ連邦全体において1924/25年に5.5%、1925/26年に6.1%、1926/27年に4.6%、そして馬の死亡件数がとりわけ急増した1927/28年には2.7%であり、牛保険の場合にはそれぞれ5.1%、5.4%、6.0%、4.8%であった。このことは後述する1933年から1950年代までの時期における20%をはるかに超える拒否率とは非常に対照的なものである。

次に注目に値するのは、ウズベキスタンとともに遊牧と遠方への放牧移動の慣習が強く残されているザカフカスにおいて拒否率がとりわけ高いことである。すなわち、ザカフカスでは馬保険の場合にはそれぞれ4.0%、17.6%、22.7%、14.1%であり、牛保険の場合には16.6%、16.9%、20.0%、16.1%であった。1928/29年におけるザカフカスにおける拒否率は一層高かった。グルジアで監査

(83) Бюллетень Росгосстраха. №4. 1930. С. 21–22.

(84) Бюллетень Росгосстраха. №4. 1930. С. 22.

(85) Пять лет государственного страхования в СССР. Москва. 1927. С. 37.

(86) Бюллетень Росгосстраха. №5. 1929. С. 21.

第 11 表 ネット期における家畜保険で行われた保険金の支給の拒否

	地域	1923/24 年		1924/25 年		1925/26 年		1926/27 ¹⁾ 年		1927/28 年	
		頭	%	頭	%	頭	%	頭	%	頭 ²⁾	% ³⁾
馬	ロシア	615	18.5	9,013	4.5	17,049	5.2	19,772	4.7	17,314	2.3
	ウクライナ	—		4,212	10.4	7,607	9.1	3,788	3.4	3,822	1.5
	白ロシア	—		26	9.7	36	7.3	189	3.3	586	1.5
	ザカフカス	—		24	4.0	217	17.6	2,268	22.7	2,718	14.1
	ウズベキスタン	—		—		661	55.0	798	11.7	921	9.4
	トルクメニスタン	—		1	5.0	—		—		11	7.1
	ソ連邦	615	18.5	13,276	5.5	25,570	6.1	26,813	4.6	25,372	2.7
牛	ロシア	6,348	2.4	23,917	4.4	32,102	4.6	26,913	3.9	25,857	2.9
	ウクライナ	2,810	2.9	7095	6.0	7,827	8.7	5,181	4.2	4,278	2.4
	白ロシア	128	0.6	2,385	8.0	2,494	5.5	1,944	3.9	1,469	4.0
	ザカフカス	—		2,138	16.6	5,940	16.9	24,568	20.0	28,718	16.1
	ウズベキスタン	—		2	3.3	—		1,044	11.4	1,794	9.8
	トルクメニスタン	—		22	18.5	—		—		1	1.0
	ソ連邦	9,286	2.2	35,559	5.1	48,369	5.4	59,650	6.0	62,117	4.8

出典：1. Статистические сведения по страхованию животных за 1926/27 год. Москва. 1929. С. L.
 2. Статистические сведения по страхованию животных за 1927/28 год. Москва. 1930. С. 53-64.
 3. Статистические сведения по страхованию животных за 1927/28 год. Москва. 1930. С. 12-21.

人（インスペкторы-контролеры）が 62 日間家畜の死亡についての 5,659 件を調べた結果、3,742 件だけが相当なものと思われ、残りの 1,630 件（28%）は保険加入者による保険規則の違反（保険対象物の隠蔽、死骸の不提出など）のため、保険金の支払いが拒否された⁽⁸⁷⁾。

ネット期における保険金支払い拒否の理由として、1925 年規定に定められた場合は次の通りであった。保険を掛けられた家畜の死亡の原因が保険加入者の悪意によるものであったことが明らかになった場合、保険加入者が伝染病や流行性病気との闘いのための決定の要請を守らなかったことから発生した場合、所有者が検査のために家畜の死骸を提示しない場合、保険金の給付の要請が家畜の死亡から 2 年が経過したあとに行われた場合、強制保険に付されるべき家畜の登録の際における保険加入者による意図的漏れの結果、家畜の頭数が死亡時点に申告頭数より多くなったことが判明した場合であった⁽⁸⁸⁾。

その中でも最も大きな理由は、保険加入農民による所有家畜の申告漏れであった。その割合は圧倒的なもので、1923 年から 1928 年までの割合を各年で見ると、64.0%、64.4%、76.5%、77.4%、80.3%であった。この申告漏れの主な原因は、アストラハン支部によれば、第 1 に農民が農業税の負担から逃れようとしたこと、第 2 に富農と分類され、クラークのカテゴリーに入ることを恐れたこと、第 3 に経済的必要に対応するための販売用として 1-2 頭を保険に付さないで取っておくこと

(87) Вестник государственного страхования. №2. 1930. С. 21-22.

(88) 1922 年規定と 1925 年規定の具体的内容は、Статистические сведения по страхованию животных за 1926/27 год. Москва. 1929. С. L を参照。

であった。⁽⁸⁹⁾

それに対して、保険加入者の悪意による死亡と見なされ、支払い拒否されたケースの割合は極めて低かった。その割合を各年で見ると、0.2%、0.2%、1.5%、0.9%、2.0%であった。⁽⁹⁰⁾実際には支払い拒否されたケースの大半は悪意によるものであったが、支払い拒否はされても刑事処罰を受けることはほとんどなかった。その他に規定外の理由による支払い拒否のケースはかなりの割合を示していた。1924/25年には8,167件(16.7%)、1925/26年には1万2,347件(16.2%)、1926/27年には1万4,268件(16.5%)、1927/28年には1万2,470件(12.9%)であった。⁽⁹¹⁾具体的な理由となったのは、死亡申告の遅れ、証書作成の遅れ、病気申告の遅れ、家畜の盗難・販売などであったが、ほとんどがロシアで発生した。⁽⁹²⁾

一方、多発していた不正に対する処罰は実際にはほとんど行われていなかった。ロシアに対してだけであるが、1924/25年の調査資料を見ると、以下の通りである。1924/25年にロシアでは全部で1万69件の不正が発覚したが、そのうち登録漏れ(隠匿)が8,870件(88.0%)、偽造証書が546件(5.4%)、不法な屠畜が281件(2.8%)、偽造書類による金銭受領239件(2.4%)、残りの1.4%は様々な形態の不正(子牛が保険加入年齢の牛として保険加入、死亡した家畜の保険加入、明らかに病気にかかった家畜の保険加入、家畜のすり替えなど)に該当する。不正のデータを保険金支払い拒否のデータと比較すると、登録漏れ(隠匿)が不正の中でも圧倒的である。不正とされた6,322件のうち、責任者は5,531件が家畜の所有者であり、357件は村ソヴェトと地区実行委員会、60件は保険員、6件が獣医、29件が第三者、17件が保険員と保険管理部、16件は所有者と獣医、242件は所有者と管理部、2件が所有者、獣医と村ソヴェト、61件が所有者と第三者、1件が保険員と獣医であった。これらの不正を犯した者に対して、778件が裁判にかけられた。そのうち156件が裁判によって審議され、622件はまだ審議されていなかった。裁判所で審議された156件のうち、76件が却下され、29件が不正ではないと認められた。こうして、結局のところ、最終的にわずか51件(不正発覚件数1万69件のうち0.5%)⁽⁹³⁾しか有罪判決を受けなかった。

(89) Вопросы окладного страхования. Страховой сборник. Выпуск третий. Москва. 1926. С. 6.

(90) Статистические сведения по страхованию животных за 1926/27 год. Москва. 1929. С. LI-LII; Статистические сведения по страхованию животных за 1927/28 год. Москва. 1930. С. 64.

(91) Статистические сведения по страхованию животных за 1926/27 год. Москва. 1929. С. LI-LII; Статистические сведения по страхованию животных за 1927/28 год. Москва. 1930. С. 64.

(92) Вестник государственного страхования. № 11-12. 1928. С. 50-53.

(93) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 1. Д. 319. Л. 16об.-18об.

2.8 保険補償と収支

不正および国営保険の赤字と戦うためには、保険金額を引き下げ、保険料を引き上げる必要があったが、ポリシェヴィキ政権はネップ期全般にわたって、逆に保険金額の引き上げと保険料の引き下げを行った。この背景には、保険金額の引き下げと保険料の引き上げが農民側からの反発を招くだけでなく、農民経営に援助を与えることができなくなってしまう恐れがあるという政策的配慮があった。

ネップ期における保険加入率の上昇と保険評価額（保険金額）の引き上げによって、保険料の漸次的引き下げにもかかわらず、馬保険と牛保険両方とも保険料総額が著しい上昇を示した。1928/29年の保険料総額は、1924/25年のおよそ6倍、1925/26年の3倍まで高騰したが、納入率はほぼ100%に近いものであった。馬保険と牛保険との間に大きな相違は見られなかった。

保険金額も著しい上昇を示した。1928/29年の保険金総額は、1924/25年の4倍強、1925/26年のおよそ3倍まで高騰したが、保険料総額に占める割合はほぼ100%に近いものであった。馬保険も牛保険もとりわけ1927/28年と1928/29年には100%を超えることもあった。ところが、保険金額の上昇率では牛保険と馬保険との間に相違が看取された。すなわち、牛保険の場合、1925/26年から1928/29年までの間に保険金額は2倍ほど上昇したのに対して、馬保険の場合には4倍をはるかに上回っていた。

ところで、ネップ期全般にわたって保険金総額が保険料総額に対して占める割合は非常に高く、ほとんどの保険料が保険補償に充てられていた。そのため、そこに保険管理組織の費用を加えると、家畜保険は馬と牛両方とも一貫して赤字となっていた。まず、強制家畜保険の具体的収支状況を見ると、第12表の通りである。

第12表 ネップ期における強制家畜保険の収支

(百万ルーブリ)

年		1922/23 ¹⁾	1923/24 ¹⁾	1924/25 ¹⁾	1925/26 ²⁾	1926/27 ²⁾	1927/28 ²⁾	1928/29 ³⁾
収入	保険料	1.8	10.2	15.5	30.9	42.4	63.3	75.1
	利子と延滞利子	-			1.3	2.5	2.6	0.5
	その他	-			0	0.2	0.1	0.2
	赤字	-	0.2	4.4	1.1	1.0	12.0	23.6
	計	1.8	10.4		33.3	46.1	78.0	99.4
支出	保険補償	0.1	6.9	19.5	29.1	38.1	69.9	91.2
	事務費用	0.5	2.2	1.3	3.9	5.3	6.7	7.2
	防災控除	0.4	1.3	0	0	2.5	1.3	0.9
	その他				0.3	0.2	0.1	0.1
	黒字	0.8	-					
	計	1.8	10.4	20.8	33.3	46.1	78.0	99.4

出典：1. Пять лет государственного страхования в СССР. Москва. 1927. С. 87.

2. Обзор деятельности госстраха за 1927/28 операционный год. М., 1929. С. 47.

3. Обзор деятельности госстраха за 1928/29 операционный год. М., 1931. С. 34.

この表で何よりもまず注目に値するのは、赤字の金額がとりわけネップ末期の 1927/28 年に急激に増加し、翌年の 1928/29 年だけでさらに 2 倍跳ね上がったことである。この主な原因は、上述したように、保険金額の引き上げと保険料の引き下げだけでなく、何より保険補償率の大幅な引き上げを伴う攻撃的な保険政策であった。次に、防災防疫のための支出額が非常に低く抑えられていたことも、火災保険でも同様に見られるポリシェヴィキ政権の保険政策の大きな特徴の一つである⁽⁹⁴⁾。さらに、家畜保険の事務費用が著しく上昇していたが、それは、保険加入の誘致など家畜保険の事業拡大のための保険員組織と獣医組織の拡大および他保険との関連での分担比率の引き上げなどと密接な関連を有していた。

ところで、赤字の内訳を家畜別に見ると、最も大きな赤字を記録した集団化直前の 1928/29 年以前の状況を見ると、赤字額のほとんど (87%) が馬保険から発生し、牛保険の赤字額は相対的に小さかった。その前年度の 1927/28 年には、馬も牛もともにおよそ同程度の赤字であったが、1925/26 年と 1926/27 年には馬保険は黒字で、家畜保険の赤字は牛保険から発生していた。次に、地域別に見ると、ザカフカスとウクライナの家畜保険の赤字が一貫して多かったことは特徴的である。とりわけ上述したように遊牧慣行が根強いザカフカスにおける牛保険の赤字額は注目すべきである。

次に、全面的集団化の開始直前まで家畜保険の拡大に力を入れていた任意家畜保険は様々な理由のため、伸び悩んでいたが、強制家畜保険と同様に、ネップ期全般にわたって赤字を記録していた。その具体的な収支状況を見ると、1921/22-1924/25 年に 110 万ルーブリ⁽⁹⁵⁾、1925/26 年に 50 万ルーブリ⁽⁹⁶⁾、1926/27 年に 30 万ルーブリ⁽⁹⁷⁾、1927/28 年に 310 万ルーブリ⁽⁹⁸⁾、1928/29 年に 250 万ルーブリ⁽⁹⁹⁾の赤字であった。こうして、強制保険と任意保険を合わせると、合計赤字額は 1921/22-1924/25 年に 520 万ルーブリ⁽¹⁰⁰⁾、1925/26 年に 160 万ルーブリ⁽¹⁰¹⁾、1926/27 年に 130 万ルーブリ⁽¹⁰²⁾、1927/28 年に 1,510 万ルーブリ⁽¹⁰³⁾、1928/29 年に 2,610 万ルーブリであった。火災保険と作物保険をも含むすべての農民関連保険事業の収支がソ連邦の国営保険庁によって統合され「一つの釜」として独占的に管理され

(94) 防疫と死亡率抑制のために、主に獣医ネットワークの拡大と獣医拠点の建設のための資金を、家畜保険事業からの収益から供出してほしいという要求が現地の農業人民委員部組織からしばしば出されていた。しかしながら、その支出は保険組織にとって公式な理由だけでなく、現実的にも受け入れがたいものであるとされた (Бюллетень Росгосстраха. № 3. 1928. С. 7)。

(95) Пять лет государственного страхования в СССР. Москва. 1927. С. 149.

(96) Финансовый отчет за 1925/1926 операционный год. М., 1927. С. 106-107.

(97) Обзор деятельности госстраха за 1926/27 операционный год. М., 1928. С. 47.

(98) Обзор деятельности госстраха за 1927/28 операционный год. М., 1929. С. 51.

(99) Обзор деятельности госстраха за 1928/29 операционный год. М., 1931. С. 38.

(100) Пять лет государственного страхования в СССР. Москва. 1927. С. 149.

(101) Финансовый отчет за 1925/1926 операционный год. М., 1927. С. 106-107.

(102) Обзор деятельности госстраха за 1926/27 операционный год. М., 1928. С. 47.

(103) Обзор деятельности госстраха за 1927/28 операционный год. М., 1929. С. 51.

ていたため、家畜保険の莫大な赤字は、他の保険事業の黒字によって賄われた。そのため、革命前のほとんどのゼムストヴォ家畜保険が赤字に陥り、経営破綻していたのと違って、ポリシェヴィキ政権下の家畜保険は継続できた。

3. 集団化期（1929–1932年）

3.1 家畜保険の状況

全面的集団化期ソ連邦における牛と馬などの家畜は著しい減少を経験した。馬と牛の頭数は集団化初年の1929年に比べてほぼ2分の1弱、豚は2分の1、羊の場合はおよそ3分の1まで減少した。家畜別に具体的に見ると、まず馬の場合は、1929年に3,400万頭であったが、1930年に3,020万頭、1931年に2,620万頭へと激減し、さらに1932年には1,960万頭へと継続的な激減を記録した。牛の場合は、1929年に6,810万頭であったが、1930年と1931年に各々5,250万頭と4,790万頭へと激減し、さらに1932年には4,070万頭になった。次に羊の場合は家畜の中でも最も減少率が高く、1929年に1億4,720頭であったが、1930年と1931年に各々1億880万頭と7,770万頭へと激減し、1932年には5,210万頭になった。豚の場合は、1929年に2,090万頭であったが、1930年と1931年に各々1,360万頭と1,440万頭へ、1932年には1,160万頭へと減少した。⁽¹⁰⁴⁾言うまでもなく、このような保有家畜頭数の激減の直接的理由は全面的集団化であるが、研究史の中ですでに注目されてきたことであった。ところで、集団化期ソ連邦における保有家畜頭数の減少率は、先述した革命直後の戦時共産主義期のそれをはるかに上回るものであった。ちなみに、戦時共産主義期に馬は3割、牛は2割、羊は2割弱、豚は5割弱であった。⁽¹⁰⁵⁾

集団化期における強制家畜保険への加入頭数も保有頭数の激減に伴って、著しい減少を示したが、その動向を見ると、第13表の通りである。この表で見られるように、まず馬の家畜保険加入頭数は1928/29年と1929/30年に各々2,330万頭と2,450万頭であったが、1931年と1932年には2,170万頭と2,000万頭へと減少した。牛の場合は、1928/29年と1929/30年に各々4,430万頭と4,450万頭であったが、1931年と1932年には3,290万頭と3,030万頭へと減少した。保険加入許可年齢が設けられていたことを考えると、加入対象家畜は馬も牛も集団化期においてもほぼ100%が家畜保険に加入していることが分かる。それに対して、羊や豚の家畜保険への加入率は非常に低かった。その主な理由は、羊と豚の強制家畜保険への加入がコルホーズだけに1930年から認められることになったからである。⁽¹⁰⁶⁾

次に、集団化期における経営形態別の家畜保険への加入状況を見ると、第14表の通りである。

(104) С. И. Очан. Руководство по страхованию животных. М., 1934. С. 3.

(105) Народное хозяйство СССР за 70 лет. М., 1987. С. 253.

(106) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 6. Д. 29. Л. 28–29.

第 13 表 集団化期における強制家畜保険への加入頭数の動向

(ルーブリ)

年	馬					牛				
	加入頭数(百万)	保険金額(百万)	1 頭平均保険金額	保険料(百万)	1 頭平均保険料	加入頭数(百万)	保険金額(百万)	1 頭平均保険金額	保険料(百万)	1 頭平均保険料
1928/29	23.3	917.5	39.4	50.9	2.18	44.3	1,087.3	24.5	40.4	0.91
1929/30	24.5	1,036.3	42.3	65.2	2.66	44.5	1,125.2	25.3	45.5	1.02
1931*	21.7	967.9	44.6	67.1	3.09	32.9	933.5	28.4	39.5	1.20
1932	20.0	1,689.5	84.5	95.8	4.79	30.3	2,201.1	72.6	87.0	2.87
1933	15.3	1,431.2	93.5			24.2	1,969.3	81.4		

出典：PTAЭ. Ф. 7625. ОИ. 6. Д. 29. Л. 82.

*：10月1日から9月30日までであった会計年は1931年度以降は1月1日から12月31日までと変わった。

第 14 表 集団化期コルホーズとコルホーズ員・個人農における家畜保険への加入

(千頭)

年		馬				牛			
		コルホーズ	コルホーズ員	個人農	計	コルホーズ	コルホーズ員	個人農	計
1931	頭数	10,304	579	9,177	20,060	7,220	8,178	17,502	32,900
	%	51.4	2.9	45.9	100	21.9	24.9	53.2	100
1932	頭数	9,077	253	5,982	15,312	5,121	8,386	16,799	30,306
	%	59.3	1.7	39.1	100	16.9	27.7	55.4	100
1933	頭数	9,104	295	3,847	13,246	7,458	9,782	6,570	23,810
	%	68.7	2.2	29.0	100	31.3	41.1	27.6	100
1934	頭数	9,110	199	2,997	12,306	7,913	12,254	5,840	26,007
	%	74.0	1.6	24.4	100	30.4	47.1	22.5	100
1935	頭数	9,873	378	1,241	11,492	9,834	17,148	3,291	30,273
	%	85.9	3.3	10.8	100	32.5	56.6	10.9	100

出典：PTAЭ. Ф. 7625. ОИ. 6. Д. 46. Л. 6 の保険加入頭数に占める馬と牛の死亡率から算出。

この表でまず注目に値するのは、牛保険への加入頭数に占める個人農とコルホーズ員の割合が非常に高いことである。私的セクターの占める割合は1931年に84.8%、1932年には76.5%であった。全面的集団化が完成に向かっていく1930年代にも牛は多くをコルホーズ員が保有することが認められていたため、個人農からコルホーズ員への移転は見られたものの、コルホーズ員と個人農の加入頭数は依然として高止まりを続けていた。すなわち、1934年と1935年においても各々69.6%と67.5%であった。次に、牛保険と対照的に馬保険におけるコルホーズの加入頭数は個人農とコルホーズ員より多かった。コルホーズの占める割合は1931年に51.4%、1932年には59.3%であった。

さらに、個人農からの家畜保険への加入頭数は馬と牛両方とも1931年と1932年には高止まりを続けていたが、全面的集団化の進展とともに持続的な減少を示した。牛保険の場合には個人農の減少、コルホーズへの加入の増加とともにコルホーズ員の加入頭数が増加したのに対して、馬保険においては個人農の加入頭数の減少はコルホーズ員の加入頭数の増加にはつながらず、1930年代にも

コルホーズ員の馬保険への加入率は非常に低く、依然としてわずかなものに過ぎなかった。

一方、1929年の全面的集団化の宣言とともに、クラークに対する政策が変わり、クラーク抑制政策からクラーク撲滅政策へと移行した。このような大規模なコルホーズへの移行とクラークの撲滅は、コルホーズの強化と拡大、コルホーズへの財政的援助、クラークとの階級闘争の激化の方向へと国営保険を改変することが必要となった。⁽¹⁰⁷⁾クラーク撲滅政策への転換によって従来の保険条件を維持することは不可能となり、クラーク財産に対する国営保険の完全廃止が必要となった。⁽¹⁰⁸⁾階級としてのクラークの絶滅の政策転換の決定の前に、すでに1929年9月4日に全公共財産の強制保険への加入についての中央執行委員会(ЦИК)と人民委員会議(СНК)の決定が採択された。これによって任意保険事業は著しく減少した。そのため、すべての形態の任意保険の規模はすでに1929/30年は前年に比べて2.5倍以上減少し、保険料総額も1億200万ルーブリから4,000万ルーブリへと激減した。⁽¹⁰⁹⁾強制保険は保険金の支払い方法についても改正が行われた。1930年にはクラークに対する保険金支払いの特別の制度が定められ、全面的集団化の地方においては、クラークへの保険金は支払われなかった。全面的集団化を実施していない地方では、個々の場合にのみ地区執行委員会の許可を与えたうえで、保険金の支払いが行われた。形式的にはクラークの財産の強制保険は1933年まで存続していたが、事実上はすでに1931年にクラークは極めてまれな例外を除けば、一切の保険金を受け取ることができなかった。⁽¹¹⁰⁾

ところで、全面的集団化の過程におけるコルホーズへの各種の財政的援助の中でも国営保険は重要な役割を果たした。まず新生のコルホーズに保険の確実な保護を与えることであった。また、コルホーズの組織的・経済的強化のために、保険料の負担を軽くすると同時に、コルホーズの財産に対する保険補償を高度のものとしなければならなかった。⁽¹¹¹⁾実際に、全面的集団化期におけるコルホーズに対する保険補償の水準は、1929/30年の水準をはるかに上回るものとなったが、その具体的内容は、第15表の通りである。

この表でまず注目に値するのは、集団化期に家畜1頭当たり平均保険金額がすべての家畜でコルホーズにおいて、とりわけ1932年に大きく引き上げられたことである。次に特記すべきことは、集団化期に個人農に対しても家畜1頭当たり平均保険金額がコルホーズに対してと同様に、とりわけ1932年に大幅に引き上げられたことである。

このような家畜1頭当たり平均金額の引き上げは従来であれば保険料の負担も同時に引き上げられるはずであったが、ポリシェヴィキ政権は集団化期に異なる政策を取った。すなわち、ソ連邦財

(107) М. Шерменев. Сельскохозяйственное страхование в СССР. Москва. 1956. С. 71–72.

(108) М. Шерменев. Сельскохозяйственное страхование в СССР. Москва. 1956. С. 71.

(109) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 6. Д. 29. Л. 49.

(110) М. Шерменев. Сельскохозяйственное страхование в СССР. Москва. 1956. С. 78.

(111) М. Шерменев. Сельскохозяйственное страхование в СССР. Москва. 1956. С. 70–71.

第 15 表 集団化期における家畜保険の 1 頭当たり平均保険金額

(ルーブリ)

保険	1929/30 年 ¹⁾	1931 年 ¹⁾				1932 年 ²⁾			
		コルホーズ		個人農		コルホーズ		個人農	
		金額	対比(%)	金額	対比(%)	金額	対比(%)	金額	対比(%)
馬	41.7	50.2	120	40.1	96	87	209	79	189
牛	25.6	31.2	122	25.1	98	77	301	70	273
小家畜	—	10.3	—	11.4	—	18	—	17	—

出典：1. М. Шерменев. Сельскохозяйственное страхование в СССР. Москва. 1956. С. 75.

2. РГАЭ. Ф. 7733. ОП. 10. Д. 358. Л. 4 (РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 6. Д. 46. Л. 8).

務人民委員部は保険加入者の所属階級を考慮した新保険料の検討に着手し、1930 年 9 月以降はクラーク世帯の保険料率は、勤労個人農の保険料率の 2 倍に引き上げる一方、コルホーズの保険については特恵的保険料率を定めた。集団化期国営強制保険における保険料率の差別化を具体的に見ると、第 16 表の通りである。

第 16 表 1931 年と 1932 年における国営保険の新保険料率

(%)

保険	1929/30 年	1931 年			1932 年(ロシア) ¹⁾		1933 年 ²⁾				
		コルホーズ	勤労個人農	クラーク	コルホーズ	個人農	コルホーズ	コルホーズ員	勤労個人農	クラーク	
火災保険	0.72	0.46	0.80	1.60	0.5	1.1	0.65	1.31	1.57	4.71	
作物保険	3.04	電害	1.29	1.67	3.34	0.9	1.6	0.9	1.9	1.9	4.6
		凍害	3.30	4.14	8.28	2.2	3.4				
		綿花凶作	2.00	2.00	—	2.0	3.0				
家畜保険	牛	4.05	3.30	4.21	8.42	2.6	4.2	2.6	4.2	4.2	12.6
	馬	6.26	5.54	7.30	14.60	4.2	7.2				

出典：1. М. Шерменев. Сельскохозяйственное страхование в СССР. Москва. 1956. С. 72-73.

2. М. Шерменев. Сельскохозяйственное страхование в СССР. Москва. 1956. С. 74.

この表でまず注目に値するのは、家畜保険においてコルホーズに対する家畜 1 頭当たり保険料が、とりわけ 1932 年における平均保険金額の大幅な上昇にもかかわらず、逆に大幅に引き下げられたことである。馬の場合、1929/30 年の 1 頭当たり平均保険料は 6.26 ルーブリであったが、1931 年には 5.54 ルーブリへと引き下げられ、さらに 1932 年には 4.2 ルーブリへと著しく下げられた。1932 年に馬の平均保険金額が 2 倍以上引き上げられたため、それに比例して保険料が上がった場合だと 12.5 ルーブリになるはずであるが、逆に 4.2 ルーブリへと引き下げられたので、コルホーズにとって家畜保険がいかに魅力的なものになったのかは容易に推測できる。この状況は後述するように 1932 年の馬保険における死亡件数の急増の最も大きな原因となった。これは牛の場合も同じであった。

次に、個人農とコルホーズ員に対しては、大幅な引き下げが行われたコルホーズとは異なり、大きな変化は見られなかった。ところが、ここにおいても平均保険金額の大幅な引き上げを考えると、実質的には個人農とコルホーズ員の保険料負担が大幅に減らされていた。第 16 表で見られるように、全く同様の政策が国営火災保険と国営作物保険にも適用されていた。このように、集団化期ソヴェト政権は国営保険事業においてはコルホーズだけでなく、個人農とコルホーズ員に対しても有利な条件を作り出していた。

一方、集団化期には任意保険に対して大きな改正が行われた。強制保険の発展、保険金額の引き上げ、貧農層に対する特惠条件の創設などの結果、貧農および中農は、強制保険に加えて任意保険に加入する必要はなくなった。それに、クラーク撲滅政策への転換に伴って、従来の任意保険は当然消滅する運命にあった。このため国営保険組織の活動は第 16 回党大会で厳しく非難され、任意保険制を通じて公共セクターから私的セクターへの資金の転移が行われていると指摘された。そこで「国営保険の改正について」の 1931 年 2 月 3 日付のソ連邦人民委員会議および中央執行委員会の決定によって、任意保険は廃止された⁽¹¹²⁾。任意保険が再び復活するのは、後述するように、集団化の基本的完了後の 1935 年であった。

3.2 家畜の死亡

集団化期強制家畜保険における家畜の死亡件数と死亡率の動向を見ると、第 17 表の通りである。

第 17 表 集団化期強制家畜保険における家畜の死亡件数と死亡率

年	牛		馬		保険加入家畜のうち割合(%)	
	保険加入(百万頭)	死亡(頭)	保険加入(百万頭)	死亡(頭)	牛	馬
1927/28	39.7	1,280,115	19.8	1,048,196	3.22	5.30
1928/29	44.3	1,262,734	23.3	1,447,032	2.85	6.20
1929/30	44.5	642,261	24.5	1,074,073	1.44	4.38
1931	30.5	268,457	20.0	873,813	0.88	4.36
1932	32.9	278,457	21.7	1,590,054	1.15	10.38
1933	30.3	109,256	20.0	700,945	0.47	5.29

出典：РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 6. Д. 46. Л. 6.

この表で最も注目に値するのは、保険加入牛の死亡件数が急減したことである。牛の死亡件数がピークに達していた集団化直前の 1928/29 年と比べると、1931 年と 1932 年にはほぼ 5 分の 1、1933 年にはおよそ 11 分の 1 の減少幅を示した。保険加入頭数の著しい減少の中での減少であったもの

(112) М. Шерменев. Сельскохозяйственное страхование в СССР. Москва. 1956. С. 78. 任意保険制は集団化がある程度完成を見た時点である 1934 年 7 月 27 日付の中央執行委員会 (ЦИК) と人民委員会議 (СНК) の決定によって復活された (РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 6. Д. 29. Л. 50)。

の、保険加入牛の死亡率で見ても集団化以前の時期に比べて数倍の減少幅を記録した。すなわち、集団化前の1927/28年と1928/29年における死亡率は各々3.22%と2.85%であったが、1929/30年には1.44%へと半減し、1931年と1932年には各々0.88%と1.15%へと激減した。

次に注目に値するのは、馬の場合は全く異なる傾向を示していたことである。馬の場合は集団化直前にピークに達していた1928/29年に比べて1929/30年と1931年には減少したものの、牛保険のような激減を見せず高止まりを続けており、1932年には1928/29年のそれをはるかに上回る死亡件数を記録した。牛保険と同様に保険加入馬の頭数は著しく減少したが、馬の死亡率は大きな変動を示さず、かえって大幅に上昇させた。すなわち、1928/29年には6.20%であったが、1929/30年には4.38%、1931年には4.36%へと減少したが、1932年には10.38%へと再び上昇を示した。

集団化期における最大の特徴を成すこの相違をもたらした理由は何のようなものであったか。大きな理由の一つとしてまず考えられるのは、馬は集団化の対象となり、1931年と1932年に半分以上がコルホーズの共有財産として収容されていたのに対して、牛の場合、コルホーズ所有となったのは1931年に17%、1932年に22%に過ぎず、大半は集団化の対象とならず、コルホーズ員と個人農の個々の保有に残されていたことである。1931年と1932年においては個人農の保有頭数がいずれも半分を超えていた。⁽¹¹³⁾

馬は食糧としては肉しか意味を有していなかったのに対して、牛は農民の食糧の最も重要な供給源の一つである牛乳を提供していた。そのため、農民は集団化の嵐の中で生き残りの戦略として牛を非常に大事にしていた。さらに、牛の保有頭数に比べて家畜保険への加入頭数が、ほぼ全数が保険に加入していた馬とは対照的にはるかに少なかったことは上述した通りであるが、その主な理由は保険に加入するといつまた取り上げられるかもしれないと恐れたことと、多く加入するとクラークや富農と見なされる危険性があるからであった。

また、牛の飼育のために必要とされた飼料の量は馬に比べて数分の一ですんだことも重要な理由の一つであった。集団化と同時に進行していた穀物の強制的調達の結果、食料用の穀物が不足する中、穀物飼料（主にカラス麦）を必要としていた馬は人と競合する関係に立たされたため、死亡率は一層上昇した。馬と異なり、牛の飼育には穀物飼料が用いられることがなかったため、牛は人と競合することはなかった。

さらに、牛の保険加入頭数が集団化期に激減したことが注目に値するが、それを、保険加入牛の死亡件数の激減によって説明することはできない。そのため、牛の保有頭数および保険加入頭数の激減は、保険未加入年齢である1.5歳未満の子牛において発生していたことが分かる。馬の場合でも牛に比べては少ない度合の減少であったものの、保険未加入年齢の子馬の死亡が占める割合は少なくなかったと推量できる。

(113) РГАЭ. Ф. 7625. Оп. 6. Д. 46. Л. 6.

第 18 表 集団化期経営形態別における家畜の死亡件数と死亡率

家畜	年	死亡件数 (頭)				保険加入頭数 (千頭) 中の死亡率 (%)					
		死亡	コルホーズ	コルホーズ員	個人農	コルホーズ		コルホーズ員		個人農	
						加入数	率	加入数	率	加入数	率
馬	1928/29	1,447,032	-								
	1929/30	1,074,073	-								
	1931	873,813	501,800	15,041	356,972	10,304	4.87	579	2.60	9,177	3.89
	1932	1,590,054	1,217,229	15,717	357,108	9,077	13.41	253	6.21	5,982	5.97
	1933	700,945	525,309	9,828	165,808	9,104	5.77	295	3.33	3,847	4.31
	1934	613,568	440,924	7,203	165,441	9,110	4.84	199	3.62	2,997	5.52
	1935	425,752	339,624	8,048	78,080	9,873	3.44	378	2.13	1,241	6.29
牛	1928/29	1,262,734	-								
	1929/30	642,261	-								
	1931	268,541	73,746	46,960	147,835	5,121	1.44	8,386	0.56	16,799	0.88
	1932	278,457	114,804	44,978	118,675	7,220	1.59	8,178	0.55	17,502	0.68
	1933	109,256	39,526	32,280	37,450	7,458	0.53	9,782	0.33	6,570	0.57
	1934	135,888	41,148	52,694	42,046	7,913	0.52	12,254	0.43	5,840	0.72
	1935	180,198	52,121	90,885	37,192	9,834	0.53	17,148	0.53	3,291	1.13

出典：РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 6. Д. 46. Л. 6.

ところで、家畜の死亡件数および死亡率を農民経営の形態別に見ると、第 18 表の通りである。この表でまず注目に値するのは、馬の場合に死亡件数の大半はコルホーズで発生し、コルホーズ員ではほんのわずかなものに過ぎず、個人農における死亡件数はコルホーズのそれを下回ったものの、集団化期には少なくなく、その数は集団化が完成するにつれて、それに比例して減少を示していたことである。また、死亡率の面においてもコルホーズにおける馬の死亡率がコルホーズ員や個人農におけるそれよりはるかに高かった。1931 年と 1932 年に各々 4.87% と 13.41% であったが、コルホーズ員は各々 2.60% と 6.21%、個人農は各々 3.89% と 5.97% であった。いずれにおいても 1932 年における死亡率は 1931 年のそれよりはるかに高かった。

次に、牛の場合には、馬と対照的に個人農とコルホーズ員の牛の保険加入頭数が集団化期に高い割合を占めると同時に、死亡件数が集団化期に急減していた。ところが、死亡率の面で見ると、コルホーズにおいて最も高く、1931 年と 1932 年に各々 1.44% と 1.59% を占めていた。それに対して、個人農では各々 0.88% と 0.68%、コルホーズ員では 0.56% と 0.55% を示していた。

ところで、第 18 表にはクラークのカテゴリーは入っていないが、保険加入家畜の死亡件数の中でそれが占める比重はすでに極めてわずかであった。すなわち、確認できる 1931 年の資料で見ると、クラーク経営における馬の死亡件数は全部で 576 件であり、牛のそれは 442 件に過ぎなかった。⁽¹¹⁴⁾

集団化期における家畜の死亡原因については、残念ながら資料がないため、体系的に確認することはできなかった。その代わりに、村ソヴェトと地区執行委員会によって作成された家畜死亡証書

(114) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 2. Д. 80. Л. 2.

に基づく1933年の非公刊公式データによって、保険加入家畜の農民経営形態別および地域別での死亡原因の内訳を確認することができる。1933年は後述するように国営保険事業に対するポリシェヴィキ政権の保険政策が統制と監査の強化へと大転換が行われた年であったが、非公刊公式データでの家畜死亡原因の分布はネップ期や1930年代以降1950年代までと大きな相違は見られなかった。「非伝染病」が最も高く6割強であり、その次が「伝染病」による死亡、さらに「事故」の順となっていた。この分布は、家畜別でも、農民経営形態別でも、大きな相違は見られなかった。⁽¹¹⁵⁾

次に、「階級対立」による死亡件数が馬と牛両方とも極めてわずかに過ぎなかったことは特記すべきことである。ソ連邦全体においてコルホーズにおけるその割合は、馬で0.8%、牛で0.9%に過ぎなかった。地域的偏差はほとんど見られず、ほぼ同じ割合を示した。コルホーズ員と個人農においてはコルホーズにおけるそれより低く、馬は0.3%、牛は0.4%であった。⁽¹¹⁶⁾国営火災保険における1931年と1930年代の出火原因についてのデータも「階級対立」による出火の割合が極めて低いことを明らかにしているが、⁽¹¹⁷⁾集団化期国営家畜保険においても全く同様の状況であったと容易に推定できる。後述するように、1933年3月8日付党中央委員会の決定による国営保険政策の大転換による取り締まりと「敵対的反革命分子による破壊行為」に対する処罰と保険金支払いの拒否が強化されていただけに、「階級対立」の割合が極めて低いことは驚くべきものである。

ところで、ネップ期と同様に、家畜死亡原因についての非公刊公式データは死亡の症状だけのカテゴリーを設けるに留まり、各症状をもたらしめている家畜死亡の実際の原因を明らかにしていないという欠点を有していた。例えば、最も高い割合を占めている「非伝染病」による死亡の場合は様々な理由によって発生していたが、その詳細については項目を設けず、注意を払っていなかった。次に見るように、実際には様々な意図的不正を生み出す非常に幅広いグレーゾーンが存在していた。

3.3 保険金受取の不正

農村における集団化と階級としてのクラーク清算は多くの混乱をもたらしたが、その一つがとりわけ全面的集団化地域における家畜の処分である。すなわち、コルホーズに入る前にそれまで個人の所有物であった家畜を処分し、農民は腹いっぱい食べ、また当然ながら保険金を受け取ろうとした。また、一部の地域では飼料となる牧草の凶作が頻繁になり、それが家畜の飼育状況の悪化をもたらしていた。⁽¹¹⁸⁾その際に屠畜の主な対象となっていたのは馬であり、保険未加入年齢の子牛と子

(115) コルホーズは РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 3. Д. 13. Л. 22, コルホーズ員と個人農は 2. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 3. Д. 13. Л. 11 である。

(116) コルホーズは РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 3. Д. 13. Л. 22, コルホーズ員と個人農は 2. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 3. Д. 13. Л. 11 である。

(117) 崔在東「ソヴェト農村における火事、放火と国営火災保険：1917-1957」『三田学会雑誌』, 第111巻4号, 2019年, 38-39頁, 45-46頁。

(118) Вестник государственного страхования. № 2. 1930. С. 18-19.

馬であった。

集団化期においても前のネップ期と同様に10歳ないし12歳以上の年老いた家畜の死亡をめぐる不正が繰り返されていた。シベリア管区からの報告によれば、馬1頭の保険金額は36ルーブリと定められていたが、12歳以上の馬の平均価格は35ルーブリであった。そのため、十分な飼料のストックを持っていない経営には飼料を外で購入するメリットは存在していなかった。というのは、馬の死亡の際に、時価より少なくない保険金をもらえるし、おまけに皮革の価格も上乘せできるので、時価よりも高い保険金を受け取ることができたからである。シベリア管区は高い死亡率の原因についての調査結果として、第1に年老いた安価な家畜が飼料不足のために死亡したこと、第2に家畜の価格を上回る金額の保険金の受領と保険加入年齢に達していない家畜のための保険金の受領を目的とした不正、第3に安価な家畜の意図的屠畜、第4に村ソヴェトによる証書の粗雑な作成などを挙げた。⁽¹¹⁹⁾

同様の保険金目当ての不正については他の地域でも多く報告された。⁽¹²⁰⁾不正には保険加入者だけでなく、現場で保険業務を管轄していた村ソヴェトも深く関係していた。村ソヴェトは同じ村人からなっていたため、不正に対して消極的であった。『耕作者 (Пахарь)』誌は家畜の大量の死亡を保険金受領と関連付け、次のように知らせていた。「この地域に出張した特別委員会は、死亡の原因が飼料の不足ではないと結論付けた。馬が死亡した地域にも飼料は十分あったにもかかわらず、馬の故意の屠畜が行われていた。このような現象は、馬の時価を上回る保険金の結果、発生していた。農民は、冬に家畜を飼育することより、馬を殺し、保険金を受け取ることがはるかに有利であると見なした。村ソヴェトも死亡した馬に対して極端に高い80ルーブリ以上と評価した」。⁽¹²¹⁾

黒海管区では家畜死亡率の急騰をクラークによる破壊行為と関連付ける次のような報告が寄せられた。「クラークの邪悪な扇動、国営保険の保険員の無能、村ソヴェトの保険業務に対する鈍感な対応の結果、黒海管区の1929/30年第1四半期における家畜保険の損失は危機的な規模に達した。全面的集団化の実施と関連して、クラークは家畜とりわけ馬の売却を促すよう扇動した。これは市場における価格の急落をもたらした。馬の平均価格は10-15ルーブリまで下がった。売ることは不利益になり、馬を集団で屠畜し始めた。保険員はなにもせず、書類さえ出せば、保険金は支払われていた。保険管区支部は家畜の損失との戦いを様々な方法で呼びかけたが、成果を上げることはできなかった」。⁽¹²²⁾

保険員だけでなく、村ソヴェトもしばしばクラークに対して寛容であった。例えば『協同組合農村 (Кооперированная Деревня)』誌 (モスクワ) における報道によれば、次のようであった。「ス

(119) Бюллетень Росгосстраха. № 7. 1929. С. 10.

(120) Бюллетень Росгосстраха. № 5. 1930. С. 18-19.

(121) Бюллетень Росгосстраха. № 5. 1930. С. 19.

(122) Бюллетень Росгосстраха. № 10. 1930. С. 10-11.

ターリングラード管区においていくつかの村ソヴェトがクラークに対して、家畜が不要であると認定し、屠畜許可書を交付している。村ソヴェトの認定と地域獣医の情報に従って、家畜の『合法的』屠畜が行われている。「村ソヴェト員のお蔭で、クラークは家畜を殺し、畜産の弱体化をもたらす一方、保険金を受け取り、それに肉を市場に売っている。この新聞の報道によれば、スターリングラード管区には家畜の死亡証書が多数あるが、伝染病についての情報は何もない⁽¹²³⁾」。

さらに、任意家畜保険が廃止される前の 1929/30 年第 1 四半期には、獣医の検査を受け保険を掛けられる馬の任意保険は強制保険よりはるかに高い死亡率と損失率を記録したが、その主な原因は保険金目当てであった。「牛と馬の保険において多くの損失率を出したのは、保険金が支払われるはずであるという所有者の経営的思惑による、疲れ果て年老いた馬のやむを得ない屠畜 (убой) と病気による牛の屠畜 (прирезка) であった⁽¹²⁴⁾」。

これらの様々な不正に対して 1929/30 年にはかなり厳しい対応を取っていた。例えば、黒海管区からの報告によれば、保険証書に対する厳しい監査を行い、多くの件が警察の取り調べと裁判に付されていた。家畜の死亡率が最も高い時期のすべての証書は管区支部の職員によって厳密に検査された。疑いがある証書は検察庁を通じて警察の取り調べに回された。その結果は、取り調べに送られた証書の 70% が不正に関係あるものと判明したという衝撃的な内容であった。すべての村ソヴェトが尋問の対象となり、家畜保険の不正についての裁判を受けることになった。それと同時に、村ソヴェト議長は主に証書作成において対応が怠慢であるとして、刑事裁判にかけられた⁽¹²⁵⁾。

ところが、集団化開始の際に見られていた不正に対する厳しい対応は、次に見るように、1931 年初頭における国営保険庁の廃止による保険組織の弱体化と 1931 年 5 月 15 日付ソ連邦財務人民委員部保険金支払い部の布告によって緩やかな対応へと一変することになった。その結果、後述するように、不正が働くグレーゾーンはより広がり、保険金総額が保険料総額に占める割合が急増した。

3.4 国営保険庁の廃止と 1931 年 5 月 15 日布告

保険組織の面において集団化期に生じた大きな変化の一つは、国営保険組織の財務人民委員部への移管であった。ネップ期の発足の当時、国営保険庁は、管轄官庁をめぐる議論を経て、発足からどこの官庁にもどの共和国にも帰属しない独立の連邦組織として組織された。ところが、集団化の開始と同時に、1930 年初頭にすでに国営保険のあり方に対する問題が浮上した。1930 年 7 月 9 日に党中央委員会政治局宛に出されたソ連邦労働監督人民委員部の国営保険についての意見書を見ると、国営保険組織の維持費が過多である (1928/29 年におよそ 3,100 万ルーブリ) ことと、国営保険の公共部門は 3,400 万ルーブリの黒字を記録したのに対して、私的セクターでは 1,900 万ルーブリの

(123) Бюллетень Россгосстраха. № 5. 1930. с. 5.

(124) Вестник государственного страхования. № 4. 1930. С. 30–31.

(125) Бюллетень Россгосстраха. № 10. 1930. С. 10–11.

赤字を記録したこと、の2点が問題となっていた。組織維持費がとりわけ高かった生命保険と、少数の富農しか利用せず、赤字まで出している任意保険を廃止する必要性が指摘された。

さらに、組織の面における最も重要な変更として、強制保険に関わるすべての業務を地区や村ソヴェトに一任することが提案され、それによって費用を40%も削減できるとされた。従来の国営保険の下部組織はすべて廃止し、財務人民委員部の管轄下に入ることが提案された。これらの提案は、1930年5月22日にロシア財務人民委員部とソ連邦財務人民委員部の拡大会議で採択されたものであった。⁽¹²⁶⁾

国営保険は国内だけでなく、輸入と輸出に関わる貨物の国外通商保険も含まれていたが、1930年7月31日外務省は国営保険の改革には賛成するものの、国外通商保険に関しては外国との関係もあるため従来通りに連邦レベルで独占的に管理すべきであるという意見を提起した。⁽¹²⁷⁾ この意見をも受け入れて、結局のところ、1931年2月3日付ソ連邦人民委員会議および党中央委員会の決定によってソ連邦内の国営保険のすべての業務はソ連邦財務人民委員部とその地方組織に移管されることになった。⁽¹²⁸⁾ 財務人民委員部への移管によって従来の国営保険の下部組織（移管直前まで1万3,000人の保険員が活動）が解体されると同時に、国内の国営保険のすべての業務が地区および村ソヴェトに委ねられることになった。先述したように、ネップ期全般にわたって国営保険をめぐる農民側の不正が村ソヴェトの粗悪な対応の下で発生していたが、このことはこの変更によって集団化期に農民側の不正がより広く黙認され、農民によって国家家畜保険が集団化の重圧からの抜け道として積極的に利用される可能性がより高くなったことを意味した。⁽¹²⁹⁾

この決定はあとの1937年財務人民委員グリニコの粛清決定の際に次のような批判を受けることになった。「この改革は、財務人民委員部とその地方組織が国営保険に多くの注目を与えるという条件の下でのみ成功裏に遂行できたはずであるが、それは行われなかった。その結果、保険業務はホームレスと放置状態に置かれた。保険職員の募集は杜撰で、保険組織の仕事に対する監督が不在

(126) Государственный архив Российской Федерации (以下、ГАРФ) . Ф. Р-374. ОП. 28. Д. 3772. Л. 275-275об.

(127) ГАРФ. Ф. Р-374. ОП. 28. Д. 3772. Л. 280-280об.

(128) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 7. Д. 25. Л. 202.

(129) ソヴェト農村における農民関連保険組織と規定は革命前のゼムストヴォ保険事業の評価の上でデザインされたが、その重要な結論の一つは保険関連の業務を郷役場のような農民選出組織ではなく、専門的な保険員に一任しなければならないということであった。革命前にもゼムストヴォ保険事業の最も大きな問題の一つとして郷役場による保険対象物の過大評価が認識され、モスクワ県ゼムストヴォでは1912年保険業務から郷役場を排除し、すべての業務を保険員に一任することが決定された（崔在東「20世紀初頭ロシア農村社会における火事・放火と火災保険：モスクワ県を中心として」『歴史と経済』、第210号、26-27頁）。集団化の開始と同時に費用削減という目的のために国営保険事業に対する管理体制がより緩やかになったことは、従来の研究史では全く注目されることのなかった知られざるソヴェト農村の日常の一断面である。

であった。国営保険のこのような状況は階級敵が国営保険を自らの目的のために利用し、農村経営の社会主義的立て直しに害を与える結果をもたらした⁽¹³⁰⁾。

また、1938年3月4日の会議においてもグリニコが破壊行為を意図的に行ったとし、次のような非難が加えられた。「1931年国営保険庁が廃止され、財務人民委員部の支払い局へ移管した。これはグリニコによる最も大きい破壊行為の一つである。すべての保険システムが完全に破壊され、保険業務は実質的に実行できないような状況に置かれた⁽¹³¹⁾」。さらに同様に「1931年に国営保険事業の完全な崩壊が発生した。……国営保険事業に対する杜撰な対応と戦うために以前の管理部が何もしなかったと語るグリコフはたしかに正しい。1934年と1935年の間にも強制保険についての法は変更されなかった⁽¹³²⁾」と批判された。

さらに、改革の結果について次のような批判が寄せられた。「1931年に1万2,000名の保険職員が働いていた。そのとき保険料は村の収税人が収集した。1931年国営保険庁が財務人民委員部に入り、下部組織は完全に崩壊した。1931年保険組織は4,500名まで減少し、壊滅した。以前保険監督員はすべての地域を知っている権威ある人であった。この監督員が財務人民委員部のシステムに入ったあと、彼は保険補償を行うことができなかった。というのも、この問題を最終的に地区実行委員会会計が解決したからである。保険監督員には権力も権利も何もなかった。給与の面においても財務人民委員部職員の給与は上がったが、保険監督員は変更なしで180ルーブリをもらった。……税金監督員との格差と生活苦について保険監督員から数千件の嘆願が届いた。……白ロシアでは保険監督員は給与で家族と一緒に暮らすことができなかったため、靴屋になったと報告された⁽¹³³⁾」。

この保険下部組織の崩壊と地区および村ソヴェトへの保険業務の一任という異常な状況は、後述する1933年3月8日付党中央委員会政治局の決定と、直後の1933年3月15日付ソ連邦CHK決定「農村部保険事業における錯誤について」をうけて、財務人民委員部傘下に独自の管理組織である国営保険管理庁が組織されるまで続いた。この措置によって、コルホーズ、コルホーズ員と個人農の財産保険に関するすべての業務は、この新たな管理庁に一任された⁽¹³⁴⁾。

集団化期保険政策をあらわすもう一つの最も象徴的な出来事は、1931年5月15日付ソ連邦財務人民委員部保険金支払い部の訓令が、被害発生原因の如何に関わりなく、無条件に被害に対する保険金の一括支払いを保険機関に命じていたことである。財務機関が保険金の支払いを拒絶しうるのは、法律に定める期限経過後に保険加入者が保険金支払い請求を行った場合に限定していると定められた。そのために、この訓令によって、防火規定の甚だしい違反によって生じた火災の損失に対

(130) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 7. Д. 25. Л. 202.

(131) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 8. Д. 14. Л. 1-2.

(132) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 8. Д. 14. Л. 9-10.

(133) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 8. Д. 14. Л. 29-31.

(134) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 8. Д. 16. Л. 1.

しても保険金を支払うことができ、また個人農は、酷使によって死亡した馬、または故意に殺害した馬に対しても保険金の支払いを受けることができた。

このような事情の下で、国営保険はコルホーズの建物に対する放火、防火対策の弱化、馬の酷使、家畜の毒殺、飼料の廃棄と浪費、家畜医療および飼育技術上の規則の無視、農業技術の無視等々を隠蔽するための手段として利用された。調書はときにコルホーズの杜撰な経営を隠蔽し、コルホーズの財産を破滅せしめた責任者に責任を逃れる可能性を与えた。⁽¹³⁵⁾その結果はネップ期をはるかに上回る馬の死亡件数であった。

結果的に 1931 年以降集団化期におけるボリシェヴィキ政権の保険政策は、ネップ期のそれよりも無規制的なものにとって代わられた。こうして、保険政策において大転換となったのは全面的集団化ではなく、後述する 1933 年 3 月 8 日付党中央委員会の決定であった。決定の主な対象となっていたのは、集団化期において最も損失額が多く、大きな赤字を被っていた家畜保険と作物保険であったが、集団化期の保険政策に対する次のような批判がその背景となっていた。「階級敵は農村の情勢を察知し、コルホーズ制度の強さを感じて、闘争戦術を変更した。集団化に対する公然たる闘争の代わりに、富農は破壊活動の方法に訴え始めた。元の白軍兵士その他の敵対分子であった富農たちは、会計係、倉庫係、作業班長としてコルホーズに潜り込み、妨害行為、コルホーズ財産の窃盗、反ソ宣伝などによって、内部からコルホーズを破壊しはじめた。彼らは倉庫の放火、機械の破壊、サボタージュ、妨害行為などあらゆる手段を尽くしてコルホーズの弱体化を図った。……富農たちは種子を意図的に廃棄しまたは窃取してコルホーズの播種を不可能ならしめ、家畜特に馬を殺害し、あるいは様々な伝染病を流行させた。……この時代に国営保険が敵のために利用されたのである。コルホーズ建設の最も重大な時代に国営保険は放置されていた。……国営保険は、農村の社会主義的再建のための重要な手段から国家を欺き、経営破壊と妨害行為の事実を隠蔽するための手段と化した。当時のソ連の保険制度は事実上、崩壊したも同然であった⁽¹³⁶⁾」。このような状況が 1931 年と 1932 年における保険補償に対する放漫な対応をもたらし、次に見るように、特に馬保険のコルホーズにおける保険金総額は、保険料総額を数倍も上回る結果となった。こうして、全面的集団化という激しい変化の時期に、ソヴェト農民は、国営保険を通じて経済的困難からの抜け道を見出すことができた。

3.5 保険補償と収支

集団化期において保険金額は著しく引き上げられたのに対して、保険料率は横ばいに抑えられていたことは先述の通りであるが、集団化期保険金総額が保険料総額に占める割合を家畜別に見ると、

(135) M. Шерменев. Сельскохозяйственное страхование в СССР. Москва. 1956. С.81–82.

(136) M. Шерменев. Сельскохозяйственное страхование в СССР. Москва. 1956. С.79–80.

馬の場合には 1929/30 年に 31.6%であったが、1931 年に 93.0%、1932 年に 146.5%へと急騰した。牛と小家畜の場合には逆に 1929/30 年に 51.0%であったが、1931 年 54.8%、1932 年 29.0%へと減少した。⁽¹³⁷⁾

さらに、その割合を農民経営の形態別に見ると、まずコルホーズの馬の場合、1929/30 年には 69.5%であったが、1931 年と 1932 年には 369.0%と 293.0%へと急増した。馬保険の場合はコルホーズだけでなく、コルホーズ員と個人農においても保険金が保険料に対して占める割合は漸次的上昇を示した。すなわち、1929/30 年には 43.6%であったが、1931 年と 1932 年には各々 93.9%と 78.5%へとおよそ 2 倍の上昇を記した。⁽¹³⁸⁾馬の保険加入頭数においてコルホーズ員の割合は非常に低かったため、その大半は個人農が対象となっていた。このことは全面的集団化期にコルホーズだけでなく、まだコルホーズに入っていなかった個人農も家畜保険を利用し、経済的困難から抜け出す可能性を持っていたことを意味する。

馬保険とは対照的にコルホーズにおける牛保険の損失率は大きな伸びは見られなかった。その背景には保険加入牛の死亡件数の著しい減少が存在していた。死亡件数の激減に比べて保険金の保険料に占める割合が比例的な減少を示さなかったのは、コルホーズに対する保険料率の引き下げがその背景にあった。一方、コルホーズ員と個人農における損失は漸次的減少を記録した。⁽¹³⁹⁾個人農に対する保険料率の引き上げだけでなく、牛の死亡率がわずかに過ぎなかったことも重要な理由の一つであった。

こうして、集団化期における強制家畜保険の全体的収支を家畜別および経営形態別に見ると、第 19 表の通りである。この表で最も注目値するのは、馬保険のコルホーズにおける収支が膨大な量の死亡件数を背景に、1930 年特別四半期（10 月～12 月）、1931 年、1932 年に大幅な赤字を、しかも赤字額の継続的上昇を記録していたことである。それに対して逆に個人農においては一度も赤字に陥ることなく、継続的黑字を記録すると同時に、黒字額の継続的上昇を記録していた。コルホーズにおいて最も大きな赤字額を示した 1932 年を除くすべての年に個人農の黒字額がコルホーズの赤字額を上回り、黒字の収支を維持していた。1932 年には 1,755 万ルーブリの大幅な赤字を記録したが、牛保険と小家畜保険における黒字によって賄われ、強制家畜保険の全体収支は集団化期全期間にわたって一度も赤字に陥ることなく、継続的黑字を記録することができた。

次に、牛保険のコルホーズにおける収支について言えば、1929/30 年には黒字を記録した（前年には牛の死亡件数がピークに達したが、この年、その 2 分の 1 へ激減した）。それ以降には死亡件数は一層激減したが、1930 年特別四半期と 1931 年に赤字を記録した。翌 1932 年には赤字まではならなかったものの、黒字額はわずかであった。それに対して、ほとんどがコルホーズ所有に転じた馬と

(137) РГАЭ. Ф. 7733. ОП. 10. Д. 358. Л. 8.

(138) РГАЭ. Ф. 7733. ОП. 10. Д. 358. Л. 9–10.

(139) РГАЭ. Ф. 7733. ОП. 10. Д. 358. Л. 9–10.

第 19 表 集団化期における家畜と経営形態別に見る強制家畜保険の収支

(千ルーブリ)

年		1929/30 ¹⁾	1930 特 ²⁾ *	1931 ³⁾	1932 ⁴⁾
馬	コルホーズ	+2,412.4	-548.1	-27,687.3	-68,852.0
	個人農	+5,210.1	+6,092.4	+32,645.7	+51,302.6
	計	+7,622.5	+5,544.3	+4,958.4	-17,549.4
牛	コルホーズ	+1,335.2	-513.9	-3,917.9	+41.7
	個人農	+13,290.7	+3,228.6	+20,378.5	+21,319.5
	計	+14,625.9	+2,714.7	+16,460.6	+21,361.2
小家畜	コルホーズ			-569.8	+2,582.3
	個人農	-	-	+1,094.6	+973.3
	計			+524.8	+3,555.6
計		+22,248.4	+8,259.0	+21,943.8	+7,367.4

出典：1. Финансовые отчеты госстраха за 1929/30 г. и за особый квартал 1930 г., М., 1932. С. 16.

2. Финансовые отчеты госстраха за 1929/30 г. и за особый квартал 1930 г., М., 1932. С. 48.

3. РГАЭ. Ф. 7733. ОП. 9. Д. 240. Л. 22.

4. РГАЭ. Ф. 7733. ОП. 10. Д. 358. Л. 11.

*：1930 特は 1930 年 10 月 1 日から 12 月 31 日までである。

は異なって、牛の場合には、集団化期でも加入頭数の半分以上を保有していた個人農セクターにおいてコルホーズ・セクターの赤字を大幅に上回る大きな黒字を記録した。その結果、牛保険は集団化期全般にわたって一度も赤字に陥ることなく、継続的黒字を記録することができた。さらに、羊とヤギなどの小家畜保険は発足したばかりのためまだ加入率が低いままであったが、1931 年にコルホーズで赤字が発生したものの、全体として 1931 年と 1932 年に黒字を記録した。

家畜保険事業の収支は、保険料収入から死亡に伴う保険補償だけでなく、保険組織の維持のための事務費用と家畜の飼育条件の改善や疾病対策のための防疫事業の費用を差し引いて最終的に決定されるが、集団化期における家畜保険の最終的収支を見ると、第 20 表の通りである。この表でまず注目に値するのは、集団化期には全体として、ネップ期と違って、一度も赤字に陥ることなく、持続的な黒字を記録していたことである。それは、コルホーズにおける馬保険の莫大な赤字にもかかわらず、それを上回るコルホーズ外のコルホーズ員と個人農における大幅な黒字と、さらに牛保険と小家畜保険における持続的黒字が主な原因であった。

次に、注目に値するのは、防疫のために割り当てられていた費用が非常にわずかな規模にしか留まっていなかったことである。防疫事業の中では家畜の飼育条件の改善、飼料不足問題の解消、伝染病の対策など家畜の死亡率低下のために必要な様々な施策が含まれていたが、構造的改善につながることはなかった。さらに、全体の費用支出に占める保険組織の人件費などの組織運営費の割合もわずかなもので、防疫控除額よりもはるかに少なかったが、漸次的な減少を記録していた。その裏側には、先述したように、国営保険庁の廃止を伴った 1931 年の組織改編によって国営保険業務がソ連邦財務人民委員部の管轄下に置かれることになり、国営保険組織が著しく弱体化し、保険職員の処

第 20 表 集団化期における強制家畜保険の収支

(百万ルーブリ)

年		1927/28 ¹⁾	1928/29 ²⁾	1929/30 ³⁾	1930 特 ⁴⁾	1931 ⁵⁾	1932 ⁶⁾	
収入	保険料	63.3	75.1	92.0	26.3	115.3	170.9	
	利子と延滞利子	2.6	0.5	1.9	1.3	Na.	Na.	
	その他	0.1	0.2	—	—	Na.	Na.	
	赤字	12.0	23.6	—				
	計	78.0	99.4	93.9	27.6	—	—	
支出	保険補償	69.9	91.2	64.0	10.3	78.9	151.2	
	事務費用	6.7	7.2	4.4	1.5	Na.	Na.	
	防疫控除	1.3	0.9	2.0	—	Na.	Na.	
	その他	0.1	0.1	1.3	7.5	Na.	Na.	
	黒字			22.2	8.3	21.9	7.4	
	計	78.0	99.4	93.9	27.6			

出典：1. Обзор деятельности госстраха за 1927/28 операционный год. М., 1929. С. 47.

2. Обзор деятельности госстраха за 1928/29 операционный год. М., 1931. С. 34.

3. Финансовые отчеты госстраха за 1929/30 г. и за особый квартал 1930 г., М., 1932. Финансовый отчет по операциям государственного страхования Союза ССР за 1929/30 г. から作成。

4. Финансовые отчеты госстраха за 1929/30 г. и за особый квартал 1930 г., М., 1932. Финансовый отчет по операциям государственного страхования Союза ССР за особый квартал (X—XII) 1930 г. から作成。

5. РГАЭ. Ф. 7733. ОП. 9. Д. 240. Л. 16—23 から作成。

6. РГАЭ. Ф. 7733. ОП. 10. Д. 358. Л. 7—11 から作成。

遇も悪化していたという状況が存在していた。

4. 1930年代 (1933—1940年)

4.1 保険政策の大転換：1933年3月8日決定と大飢饉

4.1.1 1933年3月8日付党中央委員会決定

1932年は第1次5か年計画が基本的に完了する年であった。翌年の1933年3月8日、党中央委員会は国営保険に関する重大な決定を採択した。この中で農村における保険活動の状況を次のように規定した。「農村における保険は、多数の地区において保険調書によって国家を欺き、富農分子の⁽¹⁴⁰⁾でたらめな経営と直接的妨害行為の結果を隠蔽するための合法的手段となっている」。この決定は、農村における保険活動の実情、保険金の支払いの成否および保険要因の状況の調査を行うことを各民族共産党中央委員会、地区委員会および党地区委員会に提案した。この決定以降、保険料の徴収と保険金支払い業務の消極的遂行をやめ、階級敵のでたらめな経営と妨害行為の排除に向けて、農業生産へ積極的に働きかけることが、⁽¹⁴¹⁾国営保険の課題となった。

(140) Правда. 27 Марта 1933 г.

具体的には1933年3月8日付の党中央委員会の決定によって集団化期のソ連邦財務人民委員部の訓令は廃止され、保険規定は新しい原則に基づいて変更された。新保険規定は1933年5月28日にソ連邦人民委員会議によって制定された「強制保険規定」であった。その具体的な内容を見ると、以下の通りであった。①クラークを保険から排除する。②損失が保険加入者の責任によって発生した場合は保険金支払いを禁止する。③保険加入者の責任とは、家畜の死亡の原因が劣悪な経営、酷使、防疫上の諸規定や獣医学上および衛生上の諸規定の無視であり、その場合には保険金支払いが禁止される。劣悪な経営とは家畜の飼料不足、家畜の疲弊、設備不良な畜舎での家畜の飼育、病畜に対する不良管理等々であり、家畜の酷使とは家畜の体力以上の過重負荷、殴打、有害飼料による飼育、激務を終えた家畜に対する冷水の飲用等々である。④劣悪な経営およびコルホーズ財産に対する敵対態度について調査する。⑤保険財産の安全、警備、取扱状況について定期的調査を行う。⑥⁽¹⁴²⁾保険監視員の設置と保険加入者の義務を強化する。

この1933年3月8日決定によって家畜保険をめぐる農村における状況は一変した。それまでのネップ期と集団化期にはわずかしか見られなかった、保険金支払いの拒否が非常に頻繁に行われる一方、家畜死亡事実についての申告漏れが大量に発生した。それと同時に、多くの保険関連職員とコルホーズの管理部が、管理ミスなどを理由に破壊活動を行う階級敵とされ、裁判にかけられて、懲役を含む刑事処罰を受けることになった。これは保険分野においては集団化期でさえ見られなかった新しい情勢であった。すなわち、家畜死亡の事実を報告しても、検査の過程で保険金支払いがほとんど拒否されるだけでなく、階級敵として刑事責任まで問われていたため、コルホーズを含む保険加入者は死亡の申告すら行わなくなった。他方、保険関連職員は誤って保険金支払いを許可した場合、あとの監査で刑事処罰の対象となりかねなかったため、保険金支払いを拒否することを選んだ。

1933年3月8日決定によってもたらされた保険政策の大転換がどれほど驚異的なものであったかは、次の北カフカスからの報告から見ることができる。「1933年に損失は著しく減少した。家畜の死亡率は1932年に11-12%であったが、1933年には0.6-0.3%まで下がった（通常の馬の死亡率は5-6%であった⁽¹⁴³⁾）。その主な原因は、家畜死亡件数の実際の減少ではなく、保険業務に対する取り締まりおよび監査の強化による偽造証書の数の減少、管理ミスなどによる損失に対する支払いの中止、さらにコルホーズとコルホーズ員が損失を申告しない、大量の申告漏れであった⁽¹⁴⁴⁾。保険委員会はしばしば無差別に保険金支払いを拒否していた。拒否率が100%の場合もあった。このことは、保険委員会が現場で損失を確認していないため発生している。さらに彼らは、損失に対する支払いが多くなることを怖れて、保険金支払いを拒否していた。申告漏れは管理ミスによる家畜死亡に対する

(141) М. Шерменев. Сельскохозяйственное страхование в СССР. Москва. 1956. С.82-83.

(142) Собрание Законодательства. 1933. №34. С. 2016.

(143) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 4. Д. 6. Л. 294об.-295.

(144) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 4. Д. 6. Л. 294об.-295.

責任を逃れようとする階級敵の新しい戦術であるとされた。⁽¹⁴⁵⁾

1933年に他の地域においても保険金支払いの高い拒否率について報告された。「保険金支払いの根拠なき拒否は保険委員会の劣悪な行動と責任を隠そうとする試みの結果であるが、まだなくなっていない。例えば、クルスク地区では拒否はすべての損失の94%、チェルノブイリ地区（キエフ州）では90%に達した。同じくゴリコフ管区、チェルニゴフ州のタララエフ地区などでも見られた⁽¹⁴⁶⁾」。家畜保険の保険金支払い拒否の理由は必ずしも家畜に関わるものではなかった。タタル共和国では拒否率が65%に達したが、播種計画の不履行を理由に死亡した家畜の保険金支払いが拒否された。同じく、コルホーズが豊作であったという理由だけで保険金支払いが拒否されたこともあった。⁽¹⁴⁷⁾

また、申告漏れについても他の地域から次のような報告が寄せられた。「証書提出の異常な状況のため、地区内の経営において死亡した家畜の数について、地区組織は正確な情報を持っていなかった。例えば、地区獣医の報告書の中では1933年に230頭の馬が死亡したが、同じ地区の保険監督署のデータによると、1933年第3四半期だけで297頭が死亡した⁽¹⁴⁸⁾」。チェルニゴフ州からも同じようなことが報告された。監査の結果、37コルホーズが家畜に対する粗悪な対応のために保険責任から排除された。コルホーズ「ドゥボヴィ・チャイ」では220頭の馬のうち54頭が衰弱し、160頭の馬は疲弊して、34頭が憔悴のため死亡した。その際国営保険には7頭だけの死亡が申告された⁽¹⁴⁹⁾。他の地域からは「コルホーズ、コルホーズ員と個人農は損失について全く申告していなかった。というも、損失に対してはいずれにせよ保険金は支払われないからであった」と報告された⁽¹⁵⁰⁾。

1933年3月8日決定の遂行のためにロシア保険委員会（РСК）とソヴェト保険委員会（ССК）が設置された。その課題は保険加入財産の実際の損失を調査し、損失の責任者を明らかにし、刑事責任を問い、保険加入財産を保護することである⁽¹⁵¹⁾。保険加入財産の調査には機械＝トラクター・ステーションの政治局が積極的に参加した⁽¹⁵²⁾。国営保険管理庁は犯罪行為、破壊行為、管理ミスなどの発見のために内務人民委員部職員の地区保険委員会の活動への参加を呼び掛けた⁽¹⁵³⁾。

さらに、末端の村レベルの組織としてはシグナル・ポスト（сигнал пост）が設けられた。シグナル・ポストの活動については次のように報告された。「シグナル・ポストのおかげで、馬に対する管理ミスを明らかにすることができた。……破壊行為を行った者たちは裁判にかけられた⁽¹⁵⁴⁾」。また、

(145) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 4. Д. 6. Л. 294об.-295.

(146) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 3. Д. 10. Л. 152-153.

(147) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 3. Д. 10. Л. 172.

(148) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 3. Д. 6. Л. 8.

(149) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 3. Д. 10. Л. 163.

(150) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 3. Д. 6. Л. 24.

(151) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 5. Д. 16. Л. 10-12.

(152) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 3. Д. 10. Л. 163.

(153) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 3. Д. 10. Л. 1-2.

(154) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 3. Д. 6. Л. 40.

「シグナル・ポストのおかげで一連の不法行為を摘発することができた。……ある者は5頭の馬を屠畜した。それまで、彼は粗雑に飼育し、飼料を与えることを怠って、馬は病気になった。彼は、保険金を受け取り、よりよい馬を買うことを企み、馬を屠畜するためにコルホーズ員を雇った。私はこれについて国営保険庁に知らせ、国営保険庁は彼を裁判にかけた⁽¹⁵⁵⁾」。

不正な保険証書の作成だけでなく、管理ミス、家畜の飼育規則の違反なども厳しい刑事処罰の対象となったが、監査の結果裁判にかけられ、刑事処罰を受けるケースが数多く報告された⁽¹⁵⁶⁾。例えば、あるコルホーズで憔悴した12頭の馬が死亡した。管理ミス・飼育規則が守られなかったためであり、12頭に対する保険金支払いが拒否されただけでなく、責任者は刑事処罰を受けた。他のコルホーズでも同じ理由で責任者は刑事処罰された⁽¹⁵⁷⁾。

後述されるように、1933年3月8日決定は1933年だけではなく、そのあとの1930年代全般にわたって家畜保険政策の基調となっていた。ところが、家畜保険の活動に対する取り締まりと農民経営に対する衝撃の点で1933年ほど厳しい年はなかった。まず、1933年3月8日決定以降の数か月間は保険金の支払いが中止された。支払いが再開されてからでも多くの場合保険金支払いが拒否された⁽¹⁵⁸⁾。その結果、集団化期の馬保険について言えば、コルホーズにおける保険金が保険料総額に占める割合は、1931年に369%、1932年に293%であったが⁽¹⁵⁹⁾、1933年には95.5%へと激減した⁽¹⁶⁰⁾。コルホーズ員と個人農では1932年に53.0%であったが、1933年には30.6%へと低下した。牛に対してもコルホーズでは1932年に92.5%であったが、1933年には11.9%へと低下した。羊とヤギの場合もコルホーズでは1932年の58.0%から1933年には6.4%へと低下した。

この場合は保険証書が作成されて、保険金の申請が行われたにもかかわらず、保険金支払いが極めて高い割合で拒否された結果であったが、補償額の低下はコルホーズで最も大きかった⁽¹⁶¹⁾。このことは、集団化期に採用されていた、新しく建設されたコルホーズに対する無条件の保護政策から、1933年には、コルホーズに対する統制と粛清による改造政策、すなわちコルホーズに対する攻撃の開始と強化政策へ変更されたことを意味する。

ネップ期においても集団化期においても保険金の申告漏れはほとんど報告されなかった。保険事業に対する厳しい監査が行われず、保険金支払いの拒否率が非常に低かったからである。不正まで

(155) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 3. Д. 6. Л. 44.

(156) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 4. Д. 8. Л. 20; РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 4. Д. 8. Л. 78; РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 4. Д. 8. Л. 91; РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 4. Д. 8. Л. 97; РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 3. Д. 10. Л. 224.

(157) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 3. Д. 10. Л. 222–223.

(158) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 4. Д. 31. Л. 16–17.

(159) РГАЭ. Ф. 7733. ОП. 10. Д. 358. Л. 10.

(160) РГАЭ. Ф. 7733. ОП. 11. Д. 507. Л. 25об.

(161) В. К. Райхер. Государственное страхование в СССР. М., 1938. С. 69.

も辞さず保険証書は積極的に作成され、保険金を受領してきたが、1933年には上述の通り、家畜が死んでも、厳しい取り締まりと処罰および保険金支払いの拒否率が極めて高かったため、保険金支払いの申請さえ諦める場合が大量に出現していた。こうして、死亡申告の保険証書に基づいて集計されていた家畜死亡件数についての非公刊公式データより実際の死亡件数ははるかに大きかった。

4.1.2 大飢饉

ネップ期と集団化期においては保険証書が作成された場合に保険金支払いが拒否されることがほとんどなかったため、家畜保険を厳しい経済状況からの抜け道としていたが、ソヴェト農民は1933年3月8日決定によって突然その可能性を失った。この決定は、全面的集団化の過程でも国営保険から得られる保険金の中で逃げ場を見出していたコルホーズとソヴェト農民に決定的な打撃を与えた。保険金支払いの拒否と申告漏れや保険金支払い申請の放棄についての具体的な資料は残念ながら見つからなかったが、家畜死亡の申告件数と保険金総額の激減から判断して、1933年にソ連邦の多くの地域を襲った大飢饉に重大な影響を及ぼすほどに達していたと推量できる。この決定によって逃げ場を失った農民は、集団化と強制的穀物調達に伴う衝撃を真正面から受けることとなり、結果として1933年から本格的に見られる大規模な飢饉に追い込まれることになった。

1933年の大飢饉の実態としての大量の死亡者と疾病者が本格的に出現し始めるのは7月からであったが、このことは1933年3月8日決定後の数か月間保険金の支払いが全く中止されていたこと⁽¹⁶²⁾と時系列的に一致する。まず、1933年の大飢饉の被害が最も大きかったウクライナにおける死亡者の動向を見ると、次の第21表の通りである。

第21表 1933年ウクライナにおける死亡者数の月別動向

(人)

月	1	2	3	4	5	6	
都市	13,605	14,638	25,552	23,857	25,114	28,087	
農村	47,421	67,246	152,433	210,421	305,554	399,207	
計	61,026	81,884	177,985	234,278	330,668	427,294	
月	7	8	9	10	11	12	計
都市	29,917	23,319	15,430	12,003	9,656	9,567	230,745
農村	279,553	91,734	47,350	27,420	23,487	26,336	1,678,162
計	309,470	115,053	62,780	39,423	33,143	35,903	1,908,907

出典：РГАЭ. Ф. 1562. ОП. 329. Д. 17. Л. 241-243об.

この表でまず注目に値するのは、死亡者数が1933年3月から急激に増加し、5-7月にピークに達し、9-10月に1月の水準に戻ったことである。この時期に1933年3月8日決定によって保険金の

(162) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 4. Д. 31. Л. 16-17.

支払いが全面的に禁止されると同時に、農業保険事業の監査およびコルホーズに対する攻撃が全面的に行われていたことは特記すべきである。次に、都市より農村における死亡者数の増加率が圧倒的に高かったことと、都市と農村ともに男性の死亡率が女性のそれよりはるかに高かったことも注目に値する⁽¹⁶³⁾。さらに、ウクライナの諸地域における死亡者数の月別動向は例外なくほぼ同じ傾向を示していた⁽¹⁶⁴⁾。

ところが、第 22 表で示すように、家畜の飼育条件の面でウクライナと同様に劣悪な傾向を示していたロシアの南部と、相対的に良好な飼育条件に恵まれていたロシアの北部および白ロシアやザカフカス地域との間で、死亡者数の動向に相違が見られた。

この表でまず注目に値するのは、ソヴェト農村において 1933 年の大飢饉の影響をほとんど受けていない地域が広く存在していたことである。白ロシア、ロシア北部、レニングラード州、モスクワ州、アルメニアやグルジアのようなザカフカス地域では 1933 年中死亡者数の変動はほとんど見られなかった。これらの地域の共通点は、前述の第 6 表で見られるように、耕地に対する採草地の割合が高いことである。

それに対して、サラトフ州、ヴォルガ下流、北カフカスの地域ではウクライナのように 3 月から死亡者数が増加し、5-7 月にピークに達し、9-10 月に 1 月の水準に戻る動向を示した。これらの地域はウクライナと同様に穀倉地域として耕地に対する採草地の割合が極めて低いという共通点を持っていた。ウクライナと同様に家畜の死亡と作物の災害の際に受けることが期待される家畜保険と作物保険からの保険金の支払いが中止また拒否された場合に受けるショックは採草地の割合が高い地域よりはるかに高く、農民経営の生存を脅かすに十分なものであった。というのも、これらの地域のコルホーズと農民経営の国営農業保険への依存度ははるかに高いものであったからである。すなわち、前の第 7 表で見られるように、不法的屠畜の割合がこれらの地域で圧倒的に高かったからである。

1933 年 3 月 8 日の決定がなかったら、1933 年の大飢饉は起こらなかったかもしれない。というのも、ソヴェト農民の多くは前の時期と同様に国営保険によって経済的困難からの抜け道を見出し、生存のための最小限の境界線を保つことが、集団化期と同様に保険金によって困難を何とか凌ぐことができたと考えられるからである。その意味で、1933 年 3 月 8 日決定が 1933 年の大飢饉の直接的理由であったとまで言えなくとも、重大な理由の一つであったことは間違いない。大飢饉が主に家畜の死亡率がとりわけ高い穀物生産地域である中央黒土地域と南部のウクライナ地域と北カフカス地域に集中して発生していたのは、その高い関連性を物語るものである。それに 1933 年 3 月 8 日決定は家畜保険だけでなく、穀物災害に対する救済措置として運営されていた国営作物保険も主

(163) РГАЭ. Ф. 1562. ОП. 329. Д. 17. Л. 241-243об.

(164) РГАЭ. Ф. 1562. ОП. 329. Д. 17. Л. 244-267об.

第 22 表 1933 年ソ連邦諸地域における死亡者数の月別動向

地域／月	1	2	3	4	5	6	
白ロシア ¹⁾	6,064	5,989	7,590	6,444	5,945	5,659	
	7	8	9	10	11	12	計
	6,404	5,626	4,151	3,060	4,101	5,940	66,973
地域／月	1	2	3	4	5	6	
ヨーロッパ・ ロシア 農村 ²⁾ *	64,214	79,892	115,779	123,638	131,764	112,992	
	7	8	9	10	11	12	計
	114,091	103,602	74,976	59,744	49,145	50,002	1,079,839
地域／月	1	2	3	4	5	6	
ロシア北部 ³⁾	5,837	7,467	9,742	7,391	7,917	6,446	
	7	8	9	10	11	12	計
	7,722	8,371	5,823	4,685	4,280	4,618	80,299
地域／月	1	2	3	4	5	6	
レニングラード州 ⁴⁾	8,035	8,919	10,589	8,108	7,906	6,894	
	7	8	9	10	11	12	計
	7,462	7,962	6,721	6,408	6,336	6,937	99,231
地域／月	1	2	3	4	5	6	
モスクワ州 ⁵⁾	15,765	17,005	21,184	15,835	16,079	15,033	
	7	8	9	10	11	12	計
	18,753	19,586	14,490	13,486	12,805	13,788	193,809
地域／月	1	2	3	4	5	6	
サラトフ州 ⁶⁾	2,449	3,067	5,402	8,668	15,831	16,747	
	7	8	9	10	11	12	計
	14,598	7,300	3,492	2,622	1,893	1,603	65,972
地域／月	1	2	3	4	5	6	
ヴォルガ 下流 ⁷⁾	1,356	2,176	4,882	7,365	9,303	8,568	
	7	8	9	10	11	12	計
	7,444	3,725	2,012	1,505	928	827	50,091
地域／月	1	2	3	4	5	6	
北カフカス ⁸⁾	5,403	6,431	13,126	20,328	19,551	14,414	
	7	8	9	10	11	12	計
	10,309	8,237	7,319	5,795	3,879	3,440	118,232
地域／月	1	2	3	4	5	6	
アルメニア ⁹⁾	844	1,132	1,357	963	759	665	
	7	8	9	10	11	12	計
	875	1,213	1,380	1,158	806	845	11,997
地域／月	1	2	3	4	5	6	
ゲルジア ¹⁰⁾	1,421	1,567	1,975	1,986	1,623	1,353	
	7	8	9	10	11	12	計
	1,471	1,659	1,588	1,403	1,096	1,317	18,459

出典：1. РГАЭ. Ф. 1562. ОП. 329. Д. 17. Л. 85-85об., 2. РГАЭ. Ф. 1562. ОП. 329. Д. 17. Л. 96-96об., 3. РГАЭ. Ф. 1562. ОП. 329. Д. 17. Л. 99-99об., 4. РГАЭ. Ф. 1562. ОП. 329. Д. 17. Л. 108-108об., 5. РГАЭ. Ф. 1562. ОП. 329. Д. 17. Л. 112-112об., 6. РГАЭ. Ф. 1562. ОП. 329. Д. 17. Л. 130-130об., 7. РГАЭ. Ф. 1562. ОП. 329. Д. 17. Л. 134-134об., 8. РГАЭ. Ф. 1562. ОП. 329. Д. 17. Л. 143-143об., 9. РГАЭ. Ф. 1562. ОП. 329. Д. 17. Л. 67-67об., 10. РГАЭ. Ф. 1562. ОП. 329. Д. 17. Л. 89-89об.

*：ヨーロッパ・ロシアであるが、西部州、ゴリキー州、ヴォロネジ州、クルスク州、バシキール、ヴォルガ中流、カラムイク自治州を除く。

なターゲットとしていた。1932年コルホーズにおいて電害保険の保険金の保険料に対する割合は96.5%、凍害は72.0%、不作保険は379.0%であったが、1933年には各々20.0%、10.0%、108%へと激減した。⁽¹⁶⁵⁾このように、集団化期の1931年と1932年には作物の播種や栽培における失敗の際に作物保険から保険金を受け取り、経済的困難を凌ぐことができたが、1933年にはその可能性をほとんど失ってしまった。

4.2 家畜保険の状況

家畜の大きな損失を被った集団化と第1次5か年計画のあと、1930年代ポリシェヴィキ政権は畜産業の再生と家畜保険の健全化という二つの課題を抱えることになった。当然ながら、二つの課題は密接な関係を有していた。1930年代に家畜保険事業は1933年3月8日決定によってそれまでとは全く異なる基調の下で展開されることになった。まず強制家畜保険の全体的状況は、第23表の通りである。

この表でまず注目に値するのは、強制家畜保険への加入頭数の変化である。まず、集団化期に最も大きな減少を余儀なくされた馬における具体的な動向を見ると、1932年に2,000万頭であったが、1933年に1,530万頭へと激減し、1934年には1,250万頭であった。それには死亡件数の増加と集団化の影響が大きかった。それに大量の家畜の登録漏れが発生していたことも重要な原因の一つであった。後述の第3回監査の結果の一つとして保険対象の過少計算（登録漏れ）が指摘されたが、「ウクライナでは17万8,000ヘクタールの播種地、9万6,000頭の馬、17万4,000頭の牛などが欠落、他にもグルジア、アルメニア、白ロシアとロシアの複数の州で確認された」⁽¹⁶⁶⁾。それ以降、馬の保険加入頭数は以前の水準に回復することはなかったが、役畜としての馬の役割がトラックや車に取って代われ、馬の飼育のためのコストが、期待される有用性に比べてはるかに高いものであったことが重要な理由であった。

さらに、牛の場合は、1932年の3,030万頭から1933年の2,420万頭へと減少を記録したが、1934年からは漸次的な増加が見られ、1938年には集団化前の水準を回復できた。この数値は集団化が牛保険の加入頭数にどれほど大きな影響を及ぼしていたのかを物語るものである。集団化期に牛の保有頭数は大きな減少を被ったにもかかわらず、牛保険における死亡件数は馬と正反対に劇的に減少した。したがって、加入頭数の減少の主な理由は、牛は馬と異なり集団化の割合は低く、大半は個人の保有のままであったため、集団化の強化とともに牛保険への加入が認められない割合が高くなったこと、および集団化の過程における牛の喪失が非常に大きかったことである。

1930年代の特徴の一つは、集団化の直前に家畜保険への加入が許容された羊・ヤギと豚の加入件

(165) РГАЭ. Ф. 7625. ОИ. 4. Д. 31. Л. 19. ソヴェト農村における作物災害と国営作物保険の実態については、稿を改めて詳しく検討する予定である。

(166) РГАЭ. Ф. 7625. ОИ. 8. Д. 16. Л. 331–334.

第23表 1930年代ソ連邦における強制家畜保険

(ルーブリ)

年	馬					牛				
	加入頭数 (百万) ²⁾	保険金額 (百万) ³⁾	1頭保 険金額	保険料 (百万) ⁴⁾	1頭保 険料	加入頭数 (百万) ²⁾	保険金額 (百万) ³⁾	1頭保 険金額	保険料 (百万) ⁴⁾	1頭保 険料
1932	20.0	1,689.5	84.5	95.8	4.79	30.3	2,201.1	72.6	87.0	2.87
1933 ¹⁾	15.3	1,431.2	93.5	89.4	5.84	24.2	1,969.3	81.4	98.2	4.06
1934	12.5	1,943.3	155.5	110.5	8.84	26.9	3,537.3	131.5	122.9	4.57
1935	11.7	1,923.4	164.4	99.5	7.59	31.1	4,238.8	136.3	138.2	4.44
1936	12.0	2,000.2	166.7	98.1	8.18	30.2	5,022.7	166.3	159.6	5.28
1937	12.3	1,954.6	158.9	92.9	7.55	38.1	5,154.4	135.3	159.7	4.19
1938	13.0	2,343.9	179.6	113.3	8.72	41.1	5,946.5	144.7	187.2	4.55
1939	13.6	2,551.6	187.6	122.1	8.98	42.7	6,201.4	145.2	183.3	4.29
1940	13.5	4,686.2	347.1	288.3	21.4	37.7	10,632.1	282.0	272.1	7.22
年	羊とヤギ					豚				
	加入頭数 (百万) ²⁾	保険金額 (百万) ³⁾	1頭保 険金額	保険料 (百万) ⁴⁾	1頭保 険料	加入頭数 (百万) ²⁾	保険金額 (百万) ³⁾	1頭保 険金額	保険料 (百万) ⁴⁾	1頭保 険料
1933	—	—				—	—		—	
1934	9.1	365.6	40.2	19.5	2.14	1.8	111.4	61.9	7.0	3.90
1935	11.5	458.5	39.9	24.4	2.12	2.3	137.9	60.0	8.6	3.74
1936	15.7	626.4	39.9	33.2	2.11	3.1	187.1	60.4	11.7	3.77
1937	18.9	752.5	39.8	40.0	2.12	3.0	181.9	60.6	11.4	3.80
1938	22.5	893.2	39.7	47.1	2.09	3.6	219.4	60.9	13.8	3.83
1939	28.0	1,118.2	39.9	58.6	2.09	3.8	228.2	60.1	14.3	3.76
1940	53.4	3,330.5	62.4	123.5	2.31	6.1	699.6	114.7	30.8	5.05

出典：1. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 6. Д. 29. Л. 82.

2. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 424. Л. 2.

3. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 424. Л. 8.

4. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 424. Л. 20.

数が急激な増加を示したことである。最も大きな増加を示した羊・ヤギを見ると、1934年には910万頭に過ぎなかったが、1939年に2,800万頭へと漸次的に増加し、さらに1940年には5,340万頭へと急激に増加した。とりわけ1940年には1934年のおよそ6倍であったが、前年の1939年に比べてもほぼ2倍の急激な上昇が見られた。その主な理由は、羊・ヤギと豚に関しては、1938年まではコルホーズのものだけが保険に加入できたが、1939年からコルホーズだけでなく、コルホーズ員や個人農が所有しているものにも保険を掛けることができるようになったからである⁽¹⁶⁷⁾。次に、豚の場合でも1934年に180万頭であったが、1939年には380万頭へとほぼ2倍に上昇し、1940年には3.5倍の増加にまで達した。1939年と1940年における上昇は、羊とヤギと同様に1938年からコル

(167) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 8. Д. 16. Л. 192.

ホーズ員と個人農も保険に加入することが許可されたからである。⁽¹⁶⁸⁾

保険加入者の利害に最も敏感な1頭当たり平均保険金額と平均保険料の1933年の状況は上述した通りである。1934年にすべての家畜において1頭当たり平均保険金額は1933年より大幅に引き上げられたが、1頭当たり平均保険料は1933年の水準のままであった。この引き上げは1933年7月17日採択されたソ連邦人民委員会議の決定によって行われた。さらに、コルホーズの家畜にはその価格の100%の保険を掛けることができた。家畜保険の免除率も改定されたが、その免除率は相当大幅なものであった。例えば、種畜保険の免除は保険料の20%、商品畜産農場家畜の保険については20%、畜産業の優秀な指標⁽¹⁶⁹⁾に対しては25%と定められた。この状況は1934年から1939年まで、すなわち1頭当たり平均保険金額と保険料が大幅に引き上げられる1940年まで続いた。馬は1933年に93.5ルーブリであった1頭当たり平均保険金額は1934年に155.5ルーブリへと引き上げられ、1939年には187.6ルーブリであった。1頭当たり平均保険料は1933年には8.78ルーブリであったが、1934年には8.84ルーブリ、1939年には8.98ルーブリとほとんど変更がなかった。牛の場合も先の第23表で見られるように、馬とほぼ同じ状況であった。

さらに、1935年強制保険について1934年7月27日採択されたソ連邦人民委員会議の決定は家畜保険について大きな改正を行い、家畜の保険年齢が引き下げられた。1歳（種畜は6か月）から2歳までの馬、ラクダ、ロバ、トナカイの幼畜、6か月から1歳までの子牛の保険はすべて無料となった。幼畜の無料保険の実施は、畜産業の一層の強化を促進した。一方では、家畜中の最も不安定な部分、すなわち疾病率の高い幼畜に保険が付されることになり、他方ではこの保険の実施によって幼畜の管理に対する監督が強化されることになった。コルホーズの羊と豚の保険においては、単位当たり標準金額が引き上げられた。それと同時にすべての保険対象の保険料率の大幅引き下げを行った。保険料率の引き下げが最も高率であったのは家畜保険であったが、これによってコルホーズの強制保険料は著しく軽減された。⁽¹⁷⁰⁾

ところで、第2次世界大戦直前の1940年には先の第23表で見られるように、1頭当たり平均保険金額と保険料がすべての家畜において1934年から1939年までのほぼ2倍へと一気に引き上げられた。この背景には1940年4月4日にソ連邦最高会議が採択した新規定があった。この決定によって、すべての家畜における1頭当たりの平均保険金額が大幅に引き上げられ、さらに次のような家畜保険促進政策が取られた。1934年規定ではコルホーズの種畜（馬および牛）はその実際の価格だけ保険を掛けることができたが、新法令によってこの規定が1歳以上の豚と羊の種畜にも適用されることになった。種畜の死亡による損失を強制保険によって100%補償し、コルホーズが支払われた資金によって新しい種畜を入手できるようにした。

(168) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 8. Д. 16. Л. 192.

(169) М. Шерменев. Сельскохозяйственное страхование в СССР. Москва. 1956. С.88–89.

(170) М. Шерменев. Сельскохозяйственное страхование в СССР. Москва. 1956. С. 98.

さらに、保険金額の引き上げ以外に、新規定は、強制家畜保険の保険料の大幅引き下げを行った。コルホーズの牛、豚、羊・ヤギの保険料率は著しく引き下げられた。すなわち、1934年規定における保険金額100ルーブリ当たり保険料率が、牛、豚、羊・ヤギに対して各々2.35ルーブリ、6.25ルーブリ、5.2ルーブリであったが、1940年規定では各々2.0ルーブリ、4.0ルーブリ、3.0ルーブリへと引き下げられた。豚と羊・ヤギに対する引き下げ率は牛に比べて著しく大きかった。⁽¹⁷¹⁾このことは、1933年3月8日決定によって導入された厳しい統制を伴うローリスク・ローリターンの保守的保険政策からハイリスク・ハイリターンの積極的保険政策への転換を物語るものであった。ところが、この政策は1941年、第2次世界大戦の勃発のために中止された。

一方、1929年全面的集団化開始の直前に、保険金額はほぼ市場価格を補償するまでに引き上げられた。これによって、任意家畜保険の意味はなくなり、制度そのものが廃止されたが、1934年7月27日付中央執行委員会と人民委員会議決定は、再びソ連邦国営保険庁が建物と家畜の任意保険を実施することを許可した。⁽¹⁷²⁾強制家畜保険の保険補償が不十分（コルホーズの馬では145ルーブリ、牛では126ルーブリ）だったので、任意保険についての業務は特に重要性を増していた。しかし、任意保険は最も遅れた分野になっていた。⁽¹⁷³⁾任意保険の保険料率の引き下げについての1935年12月17日決定が任意保険のさらなる発展を妨げていた。⁽¹⁷⁴⁾

任意家畜保険の加入率を1935年から1939年までのロシアで見ると、コルホーズにおけるそれは漸次的に上昇し、とりわけ1940年に50%近くの高い加入率を示したが、農民（以下、コルホーズ員と個人農の総称という意味で用いる）における加入率はコルホーズとは対照的に非常に低いままに推移していた。馬の場合にコルホーズにおける加入率は1935年には5.5%であったが、1937年と1938年に20.4%と28.4%へと上昇し、さらに1939年には45.5%へと増加した。⁽¹⁷⁵⁾それに対して農民における加入率は1935年の1.3%からはほとんど変わらず、1939年でも1.9%に過ぎなかった。牛の場合にコルホーズにおける加入率は1935年に11.4%であったが、1937年と1938年には18.8%と21.8%へと上昇し、さらに1939年には38.0%へと増加した。

それに対して農民における加入率は1935年に1.4%、1937年と1938年には4.2%と7.2%、1939年には12.0%へと漸次的上昇を示したが、依然としてコルホーズに比べて低いものであった。⁽¹⁷⁶⁾その主な理由は、農民における任意家畜保険に対する補償は調達価格で行われていたため、保険金は家畜価格の20-30%にしかならなかったからであった。⁽¹⁷⁷⁾それに対してコルホーズの任意保険では強制

(171) М. Шерменев. Сельскохозяйственное страхование в СССР. Москва. 1956. С. 116–118.

(172) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 8. Д. 16. Л. 232–233.

(173) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 6. Д. 16. Л. 10.

(174) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 6. Д. 16. Л. 10.

(175) Государственное страхование в РСФСР. 1935–1939 гг. Москва. 1940. С. 50.

(176) Государственное страхование в РСФСР. 1935–1939 гг., Москва. 1940. С. 54.

(177) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 14. Д. 10. Л. 14–15.

保険の保険料率が適用された。そのため、任意保険の損失が大きい地域ほど任意保険が発達し、保険金が大きくなった。馬に関してはコルホーズ市場価格を、牛や羊に関しては肉の政府消費価格から算定したため、家畜価格の60-70%まで補償率が上がることになった。⁽¹⁷⁸⁾

ソ連邦全体においても任意家畜保険は加入率の著しい上昇が確認できたが、新規定が適用された1940年には加入率の一層の上昇が記録された。1937年から1940年までの加入率の上昇を家畜別に見ると、次の通りである。馬の加入率は1937年に21.0%であったが、1939年と1940年には43.7%と56.5%になった。牛は15.5%から32.9%と43.2%へと急増した。羊とヤギは16.8%から43.1%と53.1%へと同じく急増を示した。⁽¹⁷⁹⁾

コルホーズの任意家畜保険の1頭当たり平均保険金額を見ると、すべての家畜において強制家畜保険のそれより数倍も高かった。例えば、馬の場合、強制保険における1頭当たり保険金額は1935年と1939年に164.4ルーブリと187.6ルーブリであったが、任意保険のそれは446ルーブリと517ルーブリで、強制保険のおよそ3倍であった。牛の場合、強制保険では136.3ルーブリと145.2ルーブリであったが、任意保険では389ルーブリと440ルーブリで、強制保険のおよそ3倍であった。羊とヤギの場合も同様で、強制保険では40ルーブリと40ルーブリであったが、任意保険では68ルーブリと80ルーブリで、強制保険のほぼ2倍であった。豚の場合も同様で、強制保険では60ルーブリと60ルーブリであったが、任意保険では197ルーブリと265ルーブリで、強制保険の3倍ないし4倍であった。このことが、上述したように、任意保険における死亡率が強制保険のそれよりはるかに高くなる原因となった。

4.3 家畜の死亡

1930年代ソ連邦強制家畜保険における家畜別死亡件数と死亡率の動向を見ると、第24表の通りである。この表でまず注目に値するのは、馬の死亡件数が集団化の1932年よりはるかに少なくなったことである。前述のように、1933年には、同年3月8日決定によって、家畜死亡に対する監査が強化されて処罰が増加し、保険金支払いの拒否率が増加したために家畜死亡を申告しないケースが激増した。実際の死亡件数は、とりわけ馬に関しては、家畜死亡保険証書に基づいて作成された前記の公式の死亡件数データをはるかに上回る規模であった。それ以降の1930年代全般において1933年の死亡件数とほぼ同様の件数を記録したが、この時期においても大量の申告漏れが発生したため、実際の家畜死亡件数は上記の非公刊公式データより多かった。

次に、牛の場合、集団化期に比べて1933年には馬と同様の理由で減少を記録したが、1934年以降漸次的な上昇に転じた。それと同時に死亡率も漸次的な上昇を示した。このことは、集団化期の

(178) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 14. Д. 10. Л. 14-15.

(179) М. Шерменев. Сельскохозяйственное страхование в СССР. Москва. 1956. С. 120.

第 24 表 1930 年代ソ連邦強制家畜保険における死亡件数と死亡率

年	馬			牛		
	保険加入 (百万頭)	死亡件数 (千頭)	死亡率 (%)	保険加入 (百万頭)	死亡件数 (千頭)	死亡率 (%)
1932 ¹⁾	20.0	1,590.1	10.38	30.3	278.5	1.15
1933 ¹⁾	15.3	700.9	5.29	24.2	109.3	0.47
1934 ¹⁾	13.2	613.6	4.99	23.1	135.9	0.52
1935 ¹⁾	12.3	425.8	3.70	26.1	180.2	0.60
1936 ¹⁾	11.5	526.4	4.37	30.2	370.0	1.03
1937 ²⁾	12.3	719.4	5.85	38.1	511.7	1.34
1938 ²⁾	13.0	544.1	4.19	41.1	518.4	1.26
1939 ²⁾	13.6	603.3	4.44	42.7	704.4	1.65
1940 ²⁾	13.5	735.4	5.45	37.7	749.7	1.99
年	羊とヤギ			豚		
	保険加入 (百万頭)	死亡件数 (千頭)	死亡率 (%)	保険加入 (百万頭)	死亡件数 (千頭)	死亡率 (%)
1934 ¹⁾	—	—	—	1.8	12.5	0.69
1935 ¹⁾	—	—	—	—	—	—
1936 ¹⁾	15.7	227.0	1.44	3.1	90.0	2.89
1937 ²⁾	18.9	322.3	1.70	3.0	109.6	3.62
1938 ²⁾	22.5	430.8	1.92	3.7	88.1	2.41
1939 ²⁾	28.0	689.4	2.46	3.8	101.6	2.67
1940 ²⁾	53.4	1,005.5	1.88	6.1	93.7	1.54

出典：1. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 6. Д. 46. Л. 6.

2. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 425. Л. 44.

厳しい経済的状況の中で牛の死亡件数は極端に減少していたが、経済状況の安定につれて牛保険に対する積極的な対応が再び見られるようになったからである。牛保険においても馬と同様に 1930 年代に膨大な量の申告漏れが存在していたため、実際の死亡件数は保険証書に基づいて集計された上記の非公刊公式データを大幅に上回っていた。

また、羊とヤギ保険においても家畜死亡件数は継続的上昇が看取されたが、その増加率は牛保険をはるかに上回るものであった。1936 年は 22 万 7,000 頭であったが、1938 年に 43 万頭、1939 年に 69 万頭、さらに 1940 年には 100 万頭を超える規模に急増した。死亡率の面においては大きな変化が見られなかったため、急増の主な理由は保険加入頭数の持続的増加であった。馬や牛と全く同様に、申告漏れが大量に存在していた。さらに、豚保険における死亡件数と死亡率においても同様のことが看取された。

1930 年代ソ連邦全体に対する任意家畜保険における死亡件数と死亡率については資料がないため確認することができなかったが、ロシアにおけるそれは確認することができた。コルホーズだけでなくコルホーズ員および個人農においても、1930 年代全般にわたって任意家畜保険への加入頭数の漸次的増加を背景に、家畜死亡件数がすべての家畜保険において著しい継続的増加を示した。それ

だけでなく、死亡率も加入率の上昇を上回るように漸次的上昇を示していた。⁽¹⁸⁰⁾強制家畜保険との比較では、家畜の死亡率はすべての家畜において目立つ相違は見られなかった。

一方、保険証書に基づいて作成された1930年代における家畜死亡原因別の分布を見ると、前の時期と同様に、豚を除いた馬、牛、羊とヤギにおいて飼料不足と劣悪な飼育条件などを原因とする非伝染病による死亡が圧倒的であったことを記録している。馬保険の場合、ロシアでは1936年と1937年には71.5%と77.6%であったが、1938年と1939年には57.1%と59.8%へと減少を示した。⁽¹⁸¹⁾ソ連邦でも1937年に74.8%であったが、1938年と1939年には55.6%と58.8%へと減少を示した。このように非伝染病による死亡の割合は依然として圧倒的に高かったものの、その割合は1938年以降低下した。

伝染病による死亡の割合もロシアにおいて1935年と1936年には24.4%と18.3%であったが、1938年と1939年には15.2%と12.6%へと減少した。ソ連邦も同様に、1937年と1938年には17.1%と17.0%であったが、1939年と1940年には12.8%と12.1%へと減少した。非伝染病と伝染病による死亡の割合の減少の代わりに「その他」による死亡の割合が1938年以降著しく上昇した。牛保険においても羊とヤギ保険においても全く同様の現象が見られた。⁽¹⁸²⁾1938年以降死亡原因が明確である伝染病以外の原因による死亡の割合は一層高くなり、馬保険では1939年と1940年にソ連邦において87.2%と87.9%、牛保険では83.5%と85.7%、羊とヤギ保険では84.1%と83.8%がグレーゾーンにあった。

4.4 申告漏れと保険金支払いの拒否

4.4.1 大量の申告漏れ

1933年3月8日付の党中央委員会の決定に従って、同年5月28日にソ連邦人民委員会議によって新しい強制保険規定が制定されたことは前述の通りである。この規定に基づいて保険活動や事業に対する監査が1930年代全般にわたって定例化した。こうして、1930年代には1933年3月18日付党中央委員会の決定の実行に対する監査が数回にわたって実行された。具体的には1934年10月党中央統制委員会の監査、財務人民委員部と国営保険による現地における保険事業の数回にわたる調査、保険金支払いに対する3回にわたる大規模な監査が実施された。1回目は1934年末から1935年初めにかけて、2回目は1935年末から1936年初めにかけて、3回目は1936年末から1937年初

(180) コルホーズは Государственное страхование в РСФСР. 1935–1939 гг., Москва. 1940. С. 50, コルホーズ員と個人農は Государственное страхование в РСФСР. 1935–1939 гг., Москва. 1940. С. 54。

(181) Государственное страхование в РСФСР. 1935–1939 гг., Москва. 1940. С. 88.

(182) ロシアは Государственное страхование в РСФСР. 1935–1939 гг., Москва. 1940. С. 88, ソ連邦の1937年は РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 7. Д. 116. Л. 113, 1938年と1939年は РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 9. Д. 136. Л. 34, 1940年は РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 18. Д. 20. Л. 26 である。

第 25 表 1930 年代半ばにおける国営保険に対する監査結果

	1936年 作成証書	監査対象	誤った 拒否	誤った 支払い	損失申告漏れ		誤った拒否 の支払い	誤った支 払の取立	
					件	%			
2 回目 監査 1)	モスクワ州		38,981	788	203	3,425	8.8	431	52
	レニングラード州		21,469	437	164	3,475	16.2	212	15
	サラトフ州		10,093	408	59	2,264	22.4	171	12
	クルスク州		22,459	457	116	3,401	15.1	269	23
	キエフ州		22,971	477	54	1,037	4.5	266	32
	チェルニゴフ州		12,426	522	46	1,477	11.9	22	—
	ヴァイーンヌイツヤ州		27,681	333	—	5,387	19.5	—	—
	白ロシア		39,013	507	117	9,138	23.4	—	—
	キルギス		4,660	160	24	6,858	147.2	45	7
	カザフスタン		25,365	569	246	1,221	4.8	393	42
	ウズベキスタン		18,109	592	208	6,924	38.2	—	59
	トルクメニスタン		5,969	207	118	5,651	94.7	88	24
	ソ連邦		831,204	19,102	5,371	148,832	17.9	7,510	935
3 回目 監査 2)	ロシア	593,411	203,892	2,748	902	35,576	17.4	808	67
	ウクライナ	137,115	64,360	805	152	7,564	11.8	305	15
	白ロシア	38,286	10,859	121	14	1,073	9.9	50	1
	キルギス	4,226	1,254	15	2	519	41.4	10	—
	カザフスタン	—	2,915	34	28	779	26.7	2	—
	ウズベキスタン	9,806	2,127	38	224	1,463	68.8	12	221
	トルクメニスタン	9,000	4,941	240	36	3,759	76.1	17	2
	アルメニア	14,956	6,061	85	24	326	5.4	—	—
	タジキスタン	934	422	10	11	235	55.7	—	—
	ソ連邦	807,734	296,831	4,096	1,393	51,294	17.3	1,204	306

出典：1. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 7. Д. 38. Л. 71–72.

2. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 7. Д. 23. Л. 39.

めにかけて実施された。⁽¹⁸³⁾

ところで、1933年3月8日決定は保険補償の際に起こる不正に対する取り調べを強化したが、それはしばしばコルホーズ関係者の粛清を伴っていた。そのため、実際に損失が発生したにもかかわらず、粛清を恐れ、損失を申告しないケースが著しく増えた。⁽¹⁸⁴⁾このことはネップ期や集団化期には全く見られなかったものである。1933年3月8日決定に基づく取り調べは全国的に3回実施されたが、第2回目と第3回目の調査結果を見ると、第25表の通りである。

この表でまず注目に値するのは、損失を被ったにもかかわらず、損失を申告しなかったのはおよそ20%にまで達していたことである。1935年末から1936年初頭にかけて実施された2回目の監査の結果、ソ連邦全体において監査対象の83万件のうちおよそ15万件の損失申告漏れが確認され、1936年末から1937年初頭にかけて実施された3回目の監査の結果、監査対象29万6,000件のう

(183) В. К. Райхер. Государственное страхование в СССР. М., 1936. С. 70.

(184) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 7. Д. 38. Л. 69.

ちおよそ5万1,000件の損失申告漏れが確認できた。監査対象のうちに占める申告漏れの全体平均の割合は各々17.9%と17.3%であった。残念ながら、この調査結果では保険種類別の分布を把握することができないが、1933年3月8日決定の主な対象となっていたのが家畜保険と作物保険であることを考慮に入ると、そのかなりの部分は家畜保険に該当すると容易に推定できる。先の第24表における家畜の死亡件数にはおよそ20%が上乘せされるべきである。

次に、監査対象のうち損失申告漏れが占める割合を地域別に見ると、ロシアはソ連邦全体の平均値に近いが、中央アジアの諸共和国で非常に高く、平均の数倍にも達していた。例えば、トルクメニスタンの場合は第2回目の監査における申告漏れの割合は94.7%で、第3回目加算におけるそれは76.1%に達していた。この場合は家畜が死亡しても、ほとんど申告されていなかったことを意味する。次に、ウズベキスタンでは第2回目の監査における申告漏れの割合は38.2%であったが、第3回目の監査では68.8%で、監査対象の大半が申告漏れであった。さらに、キルギスとタジキスタンにおいても非常に高い申告漏れの割合が確認できた。それに対して、申告漏れの割合がソ連邦全体の平均を下回る地域も多く看取された。例えば、第3回目の監査ではウクライナ、白ロシア、アルメニアの申告漏れが10%以下であった。

また、注目に値するのは「誤った支払い」の件数が全体に占める割合は非常にわずかであったことである。具体的に見ると、第2回目の監査では83万1,204件の監査対象の保険証書の中で「誤った支払い」と判定されたのは5,371件、すなわちわずか0.6%、第3回目の監査では監査対象の29万6,831件のうち「誤った支払い」と判定されたのは1,393件、すなわち0.46%に過ぎなかった。このことは、不正な保険金支払いが頻繁に報告されていたネップ期と集団化期とは対照的に、1933年3月8日決定以降の厳しい監査と処罰の中で村ソヴェトと保険関連組織が管理ミスや規則違反の不正を非常に厳しく取り締まっていたことを意味する。当然ながら、その代わりにネップ期や集団化期に比べて、後述するように保険金支払い拒否の割合がかなり高くなり、すでに支払われた保険金は取立の対象となった。第2回目監査では935件、第3回目監査では306件に対して取立が行われたが、「誤った支払い」件数に対する割合は各々17.4%と22.0%である。低い取立率はしばしば批判と処罰の対象となっていた。

さらに、後述するように1930年代には、以前の時期に比べて保険金支払いの拒否率は大幅に上昇したが、監査の結果判明した「誤った拒否」の割合は非常に低かった。具体的に見ると、第2回目監査では監査対象の83万1,204件のうち1万9,102件、すなわち2.3%、第3回目監査では29万6,831件のうち4,096件、すなわち1.4%に過ぎなかった。このことは監査の際に保険金支払いの拒否に対して非常に寛容であったことを意味する。間違っ⁽¹⁸⁵⁾た拒否の圧倒的な部分は、期限を超えた申告と屠畜されたとされる家畜とに対する拒否であった。当然ながら、「誤った拒否」と判明した保険証書に対しては保険金の支払いが行われなければならなかったが、監査結果を見ると、その割合は第

2回目監査では7,510件、すなわち39.3%、第3回目監査では1,204件、すなわち29.4%であった。

ところで、1930年代において家畜死亡事実についての意図的申告漏れは保険規定の違反として厳しい処罰の対象となった。というのも、1933年3月8日決定以降保険規定の違反は階級敵による破壊行為と見なされていたため、意図的違反と判明した場合に保険加入者は刑事処罰を受け、保険加入資格を剥奪されることになったからである。そのため、申告漏れが発覚した場合、保険加入者は厳しい処罰を避けるために、保険規定に対する無知による結果であったと訴えた。上述の監査結果からも見られるように、申告漏れ件数が非常に多かったため、すべてを階級敵による意図的な破壊行為と見なすことは現実には困難を伴っていた。実際に現地からの多くの報告は保険規定に対する無知をその原因として挙げ、申告漏れのうち意図的隠匿として処罰を受けた割合は低かった。例えば、この件についてカザフスタンから次のように報告された。「1935年監査の際に1万3,000件の申告漏れが確認されたが、そのうち刑事処罰を避ける目的で隠匿したケースが759件あった。残りはコルホーズと農民の保険規定に対する無知によるものであった」⁽¹⁸⁶⁾。また、「申告漏れ1万1,777件、すなわち全損失の3分の1が隠匿された。そのうち刑事処罰を避けるための意図的隠匿は547件、残りはコルホーズと農民の保険規定についての無知によるものである。66コルホーズに対して保険が中止され、227名が刑事処罰に処された」⁽¹⁸⁷⁾。二つの事例から見ると、結果として申告漏れのうち意図的行為と見なされたのは、1万3,000件のうち759件と1万1,777件のうち547件で、割合はそれぞれ5.8%と4.6%であった。このように、膨大な量の申告漏れのうち、実際に階級敵による意図的破壊行為と見なされていたのはわずかであった。

申告漏れが発覚した際に農民が直接処罰の対象となることは少なかったものの、監督責任を有する保険委員会と村ソヴェトは制裁の対象となった。「監査の際に保険組織による申告漏れは11万3,688件が確認されたが、そのうち管理ミスに対する刑事処罰を避ける目的を持っていたのは7,132件であった。残りは保険法についての無知、村保険委員会の粗雑な仕事、コルホーズなどの個々の管理部の過失によって説明できる。監査の総括に1,128の村保険委員会が無活動のために解散され、証書作成の遅れと間違った作成のために3,000名以上の地区と村保険委員会および村ソヴェトのメンバーが解雇され、2万3,000名の保険シグナル・ポストが新たに組織された」⁽¹⁸⁸⁾。

4.4.2 保険金支払いの拒否と刑事処罰

1930年代には1933年3月8日決定の影響のため、保険金支払いの拒否の割合はかなり上昇した。支払い拒否の大半は管理ミスに対する保険金支払いの責任が問われることを地区保険委員会が恐れ

(185) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 7. Д. 38. Л. 35.

(186) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 6. Д. 16. Л. 119.

(187) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 6. Д. 20. Л. 109–110.

(188) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 6. Д. 20. Л. 5.

た結果であったが⁽¹⁸⁹⁾、ロシアにおける保険金支払い拒否の状況を見ると、第 26 表の通りである

第 26 表 1935-39 年のロシアにおける保険金支払い拒否の割合

(%)

年	コルホーズ				農民	
	馬	牛	羊とヤギ	豚	馬	牛
1935	17.5	21.1	22.5	17.7	24.1	13.6
1936	14.7	17.5	20.2	16.5	22.5	10.8
1937	11.9	15.0	16.8	16.0	17.5	7.0
1938	7.5	8.6	11.2	7.5	16.7	4.8
1939	8.4	15.7	15.5	8.4	18.3	5.4

出典：Государственное страхование в РСФСР. 1935-1939 гг., Москва. 1940. С. 88.

この表でまず注目に値するのは、1935 年にコルホーズにおいても農民においても全体的に保険金支払いの拒否率が高いことである。残念ながら 1933 年と 1934 年とにおける保険金支払いの拒否率は、資料がなく体系的に把握することができなかったが、この表で見られるように、1933 年 3 月 8 日決定以降間もない 1935 年に最も高かった。コルホーズにおける保険金支払い拒否率を見ると、馬は 17.5%、牛は 21.1%、羊とヤギは 22.5%、豚は 17.7%であった。また、農民（コルホーズ員と個人農）における拒否率は 1935 年に 24.1%と 13.6%であった。このように、コルホーズに対する拒否率は農民に対する拒否率とほぼ同じであった。ところが、保険金支払いの拒否率はコルホーズに対してもコルホーズ員と個人農に対しても 1935 年以降漸次的に減少を示した。このことはソヴェト政権の家畜保険政策が 1930 年代の末に向けて緩やかになったことを意味する。

第 26 表の保険金支払い拒否率はロシア全体における平均値であったが⁽¹⁹⁰⁾、個々の地域における拒否率は非常に高かった。例えば、北カフカス地域の拒否率は 85%であった⁽¹⁹⁰⁾。また、1937 年初頭に行われた監査との関連では次のような報告が入った。「保険金支払いの拒否：1937 年初頭に行われた監査によれば、1 万 5,000 件以上の根拠なき拒否、5,000 件以上の非合法的支払い、2 万件以上の申告漏れ、……個々の地域における拒否率は非常に高い。例えば、クルスク州カヌィシェヴォ地区では死滅した播種に対する拒否は申告損失の 96%まで達した。テルブノ地区では 67%、テリチノ地区では 60%、レニングラード州ヴォズネセノ地区の死亡した馬に対する支払い拒否率は 76%に達した⁽¹⁹¹⁾」。

ところで、保険金支払いの拒否決定はしばしば保険加入者に多くの不満をもたらし、保険加入者は拒否決定の恣意性を主張し、撤回を求める請願を多く提出した⁽¹⁹²⁾。さらに、保険加入者は拒否決定に対して訴えを起こし、裁判を通じて保険金支払いを要求した⁽¹⁹³⁾。

(189) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 4. Д. 6. Л. 22.

(190) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 4. Д. 6. Л. 128.

(191) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 7. Д. 116. Л. 31.

(192) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 7. Д. 25. Л. 60-61; РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 7. Д. 38. Л. 88-89.

一方、強制保険の規則は「クラーク経営、怠慢な分子、選挙権を剥奪された人々に保険金を支払ってはいけない。さらに、保険加入対象財産の損失が、保険加入者（コルホーズ、コルホーズ員、個人農）の責任で、すなわち管理ミス、共同財産保護の不在、保険加入者の意図的行為などによって発生したすべての場合に、保険補償を拒否するだけでなく、取り締まり機関に引き渡すべきである」と定められていた。⁽¹⁹⁴⁾これに基づいて保険金の支払いが拒否された際には多くの者が裁判にかけられ、行政処分を受けた。ウクライナからは1935年末から1936年初頭にかけて行われた第2次監査の結果について次のような報告が寄せられた。「14万7,000件の証書が監査を受け、5,014件の間違った拒否、501件の間違った支払いが明らかになった。これらの間違いの修正は少しずつ行われた。例えば、5月20日現在、保険補償は5,014件のうち1,822件に対して行われた。……1万2,900のコルホーズに対する監査によって、不正、破壊行為、損失の隠匿のために359名が裁判にかけられ、532名は行政処分を受けた」。⁽¹⁹⁵⁾

ハリコフ州にも監査結果について次のような報告が寄せられた。「監査の際に、多くのケースの保険補償の遅れと、保険組織からの損失申告漏れ1,780件が発見された。損失申告漏れは①部分的には保険加入財産の管理ミスに対する責任を逃れようとする試み、②主に村保険委員会の無為とコルホーズ管理部の過失によって説明できる。……監査の結果、コルホーズ員とコルホーズ管理職員26名が管理ミスと損失の隠匿の罪で刑事処罰にかけられた。その他に、86名が取り締まり機関に引き渡され、保険事業の劣悪な状況のために保険委員会の代表とメンバーが処罰された」。⁽¹⁹⁶⁾

4.4.3 保険証書作成と保険金支払いの遅れ

家畜保険事業における重要な問題の一つは損失申告の遅れと村ソヴェトによる死亡証書作成の遅れであった。家畜死亡から証書作成までには多くの時間がかかった。それには数日から1年までのばらつきがあった。家畜死亡についての結論と死骸の隠匿が獣医指針を守らずに行われていた。このような状況の下で、地区保険委員会は正しい結論を下すことができなかった。⁽¹⁹⁷⁾また、多くの場合家畜死亡保険証書は村ソヴェトではなくコルホーズ管理部によって作成され、実際の死亡原因は解明できなくなっていた。⁽¹⁹⁸⁾さらに、保険金の実際の支払いは損失発生から2か月以上かかる場合も少なくなかった。その原因は、村ソヴェトによる証書作成が遅れていること、地区保険委員会の会議における証書の検討が遅れていること⁽¹⁹⁹⁾であった。損失発生から保険金支払いまでかかった期間の分

(193) ПГАЭ. Ф. 7625. ОП. 4. Д. 6. Л. 22.

(194) ПГАЭ. Ф. 7625. ОП. 7. Д. 25. Л. 60–61.

(195) ПГАЭ. Ф. 7625. ОП. 6. Д. 16. Л. 167.

(196) ПГАЭ. Ф. 7625. ОП. 6. Д. 20. Л. 79.

(197) ПГАЭ. Ф. 7625. ОП. 7. Д. 116. Л. 31.

(198) ПГАЭ. Ф. 7625. ОП. 8. Д. 16. Л. 6–7.

布を第3回目の監査結果から見ると、第27表の通りである。

第27表 損失発生から保険金支払いまでの期間

(件)

	半月未満	半月-1か月	1か月-2か月	2か月以上
ロシア	64,856	64,200	51,131	47,563
ウクライナ	21,419	23,961	19,785	16,871
アルメニア	3,225	2,273	479	84
ウズベキスタン	5,701	1,993	863	1,289
タジキスタン	58	56	92	298
計	95,259	92,483	72,351	66,065
	29.2%	28.4%	22.2%	20.3%

出典：РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 7. Д. 23. Л. 39.

この表で見られるように、損失発生から保険金支払いまで半月以下であったのは29.2%に過ぎず、1か月以上は42.5%にまで達していた。個々の地域においてはそれより長い期間がかかっていた。例えば、アルマ・アタ州では損失証書の33%が検討まで1年、28%が9か月、36%が6か月もかかった。アクトュビンスク州では2,866件の証書のうち1,240件が1-2か月、2-3か月678件、3-6か月653件、6か月以上295件であった⁽²⁰⁰⁾。

このような遅れの主な理由は保険委員会の無活動、保険職員の低い給与と高い流動性であった。まず、スターリングラードからの報告によれば、「保険委員会の会議は数か月ごとに不定期に開かれたため保険補償は遅れていた。ある地区委員会は3月から活動していなかった。そのため、72件の証書が3か月も放置されていた。村ソヴェトにおいても証書の遅延が発生していた⁽²⁰¹⁾」。

次に、保険委員会の活動と国営保険事業の正常化を妨げた問題の一つは、保険監督員の給与が数年間税金監督員の給与よりはるかに低かったことであった。財務人民委員部の従来の指導は税金職員と保険職員との間に反目を作り出し、これが保険組織の最も大きい流動性と組織離れをもたらしていた。1936年保険組織では29%、1,750名の職員が離れた。高い評価を受けていた者の流動性が高かった。ウクライナでは1936年に職員の55%が離れ、白ロシアでは教育を受けた20名のうち誰一人も国営保険に就職しなかった⁽²⁰²⁾。また、1935年1年間カザフスタンでは299名の下級職員のうち120名が離職した⁽²⁰³⁾。1937年にも保険職員の高い流動性が看取されたが、その主な理由は給与が低く

(199) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 7. Д. 38. Л. 39-40.

(200) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 6. Д. 16. Л. 119-120.

(201) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 4. Д. 6. Л. 137.

(202) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 7. Д. 25. Л. 203.

(203) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 6. Д. 16. Л. 118.

住居がないことであつた。⁽²⁰⁴⁾

4.5 保険補償と収支

1933年3月8日付党中央委員会の決定によって、1933年の家畜保険における保険金が集団化期に比べて著しく減少し、大飢饉をもたらす重要な原因の一つになったことは前述の通りであるが、1930年代における保険金総額が保険料総額に占める割合の動向を見ると、第28表の通りである。

この表でまず注目に値するのは、馬のホルホーズにおける保険金の保険料総額に占める割合の変動である。1933年に著しい減少を被ったが、翌年の1934年と1935年にそれぞれ74.0%と91.8%に上昇し、さらに1936年と1937年には123.2%と160.8%へとピークに達した。1937年には1933年のほぼ3倍まで跳ね上がった。1938年と1939年には77.2%と87.6%に再び低下したが、1933年のほぼ2倍の水準であつた。馬の保有頭数が少なかった農民でも上昇が見られたが、ホルホーズ員より個人農の割合が高いのは興味深い。特に個人農において1936年から1938年までにそれぞれ126.0%、193.4%、107.45%であつたのに対して、ホルホーズ員では54.0%、58.2%、40.5%という低い割合を示していた。

次に、牛のホルホーズにおける保険金が保険料総額に占める割合は1933年に著しい減少を被ったが、翌年の1934年の25.3%から漸次的な上昇を示して、1936年と1937年に54.2%と108.4%まで跳ね上がり、1938年と1939年には57.3%と79.5%へと低下したものの、1933年よりはるかに高いものであつた。その背景には1930年代全般にわたって見られた牛の死亡件数の継続的増加があつた。馬とは異なりホルホーズ員と個人農による保有頭数が大きい牛における割合の動向を見ると、1934年から1937年まで継続的増加を示し、1938年と1939年には半分ほどになっていた。全体的にはホルホーズ員より個人農の方がやや高かつた。さらに、羊・ヤギや豚などの小家畜のホルホーズにおける割合も馬や牛と同様に、1933年には6.4%という非常に低い割合を示していたが、1934年の12.1%から上昇が見られ、1936年と1937年には44.0%と60.5%、さらに1938年と1939年には43.6%と53.5%であつた。ホルホーズ員と個人農では漸次的上昇は見られたものの、その割合は相対的に低かつた。さらに、全体的に農民よりホルホーズに対して多く保険補償が行われたが、その理由は、ホルホーズに対する保険料が他の経営に比べて著しく低く設定されていることによつて説明できた。⁽²⁰⁵⁾

1930年代における保険金の著しい上昇の理由について、「1936年と1937年における保険金の著しい増加は1936年の不利な気象条件と関係があつたが、内務人民委員部によつて暴かれた農村における敵対活動によつて説明できる」と報告された。⁽²⁰⁶⁾ところが、気象条件だけでは1938年以降の継続

(204) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 7. Д. 116. Л. 40.

(205) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 6. Д. 16. Л. 81-82.

(206) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 8. Д. 16. Л. 5.

第 28 表 1930 年代における家畜保険の補償支払い額と保険料

(千ルーブリ, %)

年	1932 ¹⁾			1933 ²⁾			1934 ³⁾		
	保険料	補償	%	保険料	補償	%	保険料	補償	%
馬	33,649.9	98,655.6	293.0	47,044.5	44,942.2	95.5	89,751.0	66,394.1	74.0
コルホーズ	53,058.8	28,265.5	53.0	1,976.1	12,970.0	30.6	3,610.6	1,329.7	36.8
コルホーズ員 個人農				40,397.8			34,242.5	19,628.7	57.3
年	1935 ⁴⁾			1936 ⁵⁾			1937 ⁶⁾		
年	保険料	補償	%	保険料	補償	%	保険料	補償	%
馬	60,610.5	55,600.2	91.8	60,878.7	75,023.3	123.2	63,193.5	101,617.7	160.8
コルホーズ	2,186.1	1,501.3	69.0	5,891.6	2,613.8	54.0	5,884.9	3,422.9	58.2
コルホーズ員	33,725.1	10,726.6	31.8	4,840.8	6,098.7	126.0	3,205.8	6,200.6	193.4
個人農	1938 ⁷⁾			1939 ⁸⁾					
年	保険料	補償	%	保険料	補償	%			
馬	95,431.5	73,676.2	77.20	98,312.8	86,145.5	87.62			
コルホーズ	8,975.5	3,367.0	40.52	7,078.6	3,917.1	55.34			
コルホーズ員	4,536.9	4,874.9	107.45	3,178.8	2,652.7	83.42			
個人農	1932 ¹⁾			1933 ²⁾			1934 ³⁾		
年	保険料	補償	%	保険料	補償	%	保険料	補償	%
牛	9,419.4	8,710.2	92.5	25,908.4	3,094.7	11.9	23,771.7	6,005.0	25.3
コルホーズ	67,035.3	11,681.3	17.5	72,268.5	5,218.7	7.2	45,156.1	6,352.0	14.0
コルホーズ員 個人農							31,157.0	5,853.1	18.8
年	1935 ⁴⁾			1936 ⁵⁾			1937 ⁶⁾		
年	保険料	補償	%	保険料	補償	%	保険料	補償	%
牛	20,400.6	7,790.7	38.2	31,341.6	16,996.7	54.2	26,653.5	28,904.1	108.4
コルホーズ	52,669.3	11,573.9	22.0	95,450.1	24,190.1	25.3	93,556.0	37,575.8	40.2
コルホーズ員	32,663.8	4,749.8	14.6	7,286.0	4,092.5	56.2	3,831.4	3,627.9	94.7
個人農	1938 ⁷⁾			1939 ⁸⁾					
年	保険料	補償	%	保険料	補償	%			
牛	41,247.3	23,606.1	57.28	42,117.5	33,495.5	79.53			
コルホーズ	125,351.6	39,053.6	31.03	105,174.5	51,548.1	49.09			
コルホーズ員	5,748.8	2,665.4	46.37	2,922.5	1,441.9	49.34			
個人農	1932 ¹⁾			1933 ²⁾			1934 ³⁾		
年	保険料	補償	%	保険料	補償	%	保険料	補償	%
小家畜	6,297.8	3,631.2	58.0	20,382.6	1,302.6	6.4	18,522.1	2,246.4	12.1
コルホーズ	1,397.7	241.0	17.5	819.9	20.3	2.5	343.8	27.2	8.0
コルホーズ員 個人農							271.0	19.4	7.1
年	1935 ⁴⁾			1936 ⁵⁾			1937 ⁶⁾		
年	保険料	補償	%	保険料	補償	%	保険料	補償	%
小家畜	19,227.9	5,053.2	26.3	29,794.0	13,099.9	44.0	30,535.7	18,489.3	60.5
コルホーズ	476.0	80.7	17.0	1,655.0	219.1	13.2	2,259.4	428.1	18.9
コルホーズ員	362.7	18.6	5.1	53.6	14.2	26.5	21.9	12.4	56.6
個人農	1938 ⁷⁾			1939 ⁸⁾					
年	保険料	補償	%	保険料	補償	%			
小家畜	45,254.1	19,731.8	43.60	50,637.7	27,094.9	53.51			
コルホーズ	3,559.1	479.8	13.48	2,969.5	474.2	15.97			
コルホーズ員	30.2	10.9	36.18	16.2	2.2	13.65			
個人農									

出典：1. РГАЭ. Ф. 7733. ОП. 10. Д. 358. Л. 9., 2. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 4. Д. 31. Л. 11, 15., 3. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 4. Д. 31. Л. 18., 4. РГАЭ. Ф. 7733. ОП. 13. Д. 622. Л. 103., 5. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 8. Д. 160. Л. 48., 6. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 8. Д. 160. Л. 48., 7. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 9. Д. 136. Л. 79., 8. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 425. Л. 13-15.

的上昇を説明できない。このような著しい上昇の主な原因は、任意家畜保険における加入率の上昇に伴って保険金額が著しく上昇したことであった。⁽²⁰⁷⁾

次に、1930年代の強制家畜保険における経営と家畜の形態別の最終的収支の状況を見つると、第29表の通りである。

第29表 1930年代における経営と家畜の形態別に見る強制家畜保険の収支

(千ルーブリ)

年		1933 ¹⁾	1934 ²⁾	1935 ³⁾	1936 ⁴⁾
馬	コルホーズ	-6,502.3	+11,994.5	-5,851.4	-5,374.8
	コルホーズ員	+22,693.5	+12,453.6	+251.1	+1,687.5
	個人農			+19,054.8	+6,437.4
	計	+16,191.2	+24,448.1	+13,454.5	+2,750.1
牛	コルホーズ	+11,154.8	+15,653.0	+10,350.1	+13,100.4
	コルホーズ員	+47,859.5	+58,203.1	+35,863.9	+57,473.0
	個人農			+24,575.7	+14,621.1
	計	+59,014.3	+73,856.1	+70,789.7	+72,094.1
小家畜	コルホーズ	+11,257.2	+15,266.4	+12,315.8	+14,879.8
	コルホーズ員	+866.6	+470.3	+316.4	+322.2
	個人農			+273.1	+103.4
	計	+12,123.8	+15,736.7	+12,905.3	+15,305.4
計		+87,329.3	+114,040.9	+97,149.5	+90,149.6

出典：1. РГАЭ. Ф. 7733. ОП. 11. Д. 507. Л. 28.

2. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 4. Д. 31. Л. 22.

3. РГАЭ. Ф. 7733. ОП. 13. Д. 622. Л. 96.

4. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 6. Д. 89. Л. 19.

この表で見られるように、資料によって確認ができた1933年から1936年までの間に赤字を記録したのはコルホーズの馬だけであり、農民（コルホーズ員と個人農）の馬を含め、他の家畜ではすべて黒字を記録した。馬においても農民における黒字がコルホーズにおける赤字を上回っていたため、黒字になっていた。1937年から1939年までは資料がないため、残念ながら確認することができなかったが、上記の保険金と保険料総額との間の差額を見ると、コルホーズと農民を合わせた全体で黒字を記録した1935年と1936年を上回っていたため、すべての年で強制家畜保険全体における最終的収支状況は黒字であったと容易に推量できる。なお、任意家畜保険の収支状況については残念ながら資料がないために確認することができなかったが、1930年代全般にわたって任意家畜保険の加入率は著しく上昇し、家畜保険全体の収支に与える影響は少なくないものであった。例えば、唯一確認できた1937年の収支状況を見ると、「任意保険の損失額は、1937年に保険料金額の86.1%まで上昇した。事務費用を考慮に入れると、1937年は170万ルーブリの赤字となる。赤字の原因は、

(207) М. Шерменев. Сельскохозяйственное страхование в СССР. Москва. 1956. С. 123.

多くの保険監督員が計画の遂行のために、病気にかかったまた衰弱した家畜、破壊行為によって死滅した播種も保険に受け入れていたことと、任意保険の1頭当たり平均保険料は1頭当たり平均額より低いことであった」と報告された。⁽²⁰⁸⁾それに任意家畜保険における家畜死亡件数は強制家畜保険に比べてわずかなものに過ぎなかったため、全体的に多額の黒字を記録したと推測できる。というのも、任意家畜保険における家畜死亡件数が最も多かった1940年に多額の黒字を記録したからである。

1940年の家畜保険の収支状況を経営形態別に見ると、コルホーズの場合、強制家畜保険から1億950万ルーブリ、任意保険から5,670万ルーブリ、合計1億6,620万ルーブリの黒字を記録し、農民の場合、強制保険からの1億9,110万ルーブリの黒字、任意保険からの40万ルーブリの赤字、合計1億9,070万ルーブリの黒字を収め、全体として合計3億5,690万ルーブリの黒字を記録した。⁽²⁰⁹⁾こうして、1933年3月8日決定以降の1930年代は、赤字を記録していた前のネップ期および集団化期とは違って、多額の黒字を収めていた。当然ながら、この黒字は他の農民関連保険の収支と合わせて、ソ連邦の国家財政の大きな財源となった。

5. 第2次世界大戦期（1941–1945年）

5.1 家畜保険政策と保険状況

第2次世界大戦の勃発はソ連邦家畜保険の状況に大きな影響を及ぼした。まず、戦争への動員などのために家畜の供出を余儀なくされたが、家畜保険における加入家畜頭数も激減した。家畜保険の状況を国営保険庁の非公刊内部文書の公式データで見ると、第30表の通りである。

この表で注目しているのは、家畜保険への加入頭数がすべての家畜で第2次世界大戦の勃発と同時に著しく減少したことである。1942年と1943年に最も低いレベルに陥ったあと、1944年から漸次的回復を見せ、牛と羊・ヤギは戦前の水準に回復することができたが、馬と豚は回復することができなかった。ところで、後述するように、この時期における家畜保険加入家畜頭数の減少の原因は戦争への供出による家畜の損失だけではなくだった。

第2次世界大戦期には物不足に伴い、物価が持続的に著しく上昇したが、家畜の価格も例外ではなかった。これに応じて家畜保険の実効性の向上のために保険金額の引き上げの必要性が発生した。ソ連邦財務人民委員部による家畜の保険金額の引き上げについての提案を受け、1942年7月8日付ソ連邦人民評議会訓令「強制保険法の変更と補足」によって強制家畜保険の保険金額は著しく引き上げられることになった。⁽²¹⁰⁾第30表で見られるように、この決定に従って、1942年にだけすべての

(208) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 8. Д. 16. Л. 16.

(209) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 19. Д. 20. Л. 9.

(210) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 19. Д. 20. Л. 7.

第 30 表 第 2 次世界大戦期における強制家畜保険の状況

(ルーブリ)

年	馬					牛				
	加入 頭数 (百万) ¹⁾	保険 金額 (百万) ²⁾	1 頭当 たり保 険金額	保険料 (百万) ³⁾	1 頭 当たり 保険料	加入 頭数 (百万) ¹⁾	保険 金額 (百万) ²⁾	1 頭当 たり保 険金額	保険料 (百万) ³⁾	1 頭 当たり 保険料
1940	13.5	4686.2	347.1	288.3	21.4	37.7	10632.1	282.0	272.1	7.2
1941	9.7	3932.6	405.4	226.4	23.3	27.7	8680.8	313.4	200.4	7.2
1942	6.3	4076.6	647.1	227.3	36.1	19.6	10870.0	554.6	252.6	12.9
1943	5.9	3969.0	672.7	224.0	38.0	23.1	12545.8	543.1	291.6	12.6
1944	7.4	4768.7	644.4	278.3	37.6	31.0	16414.4	529.5	404.3	13.0
1945	7.5	4924.5	656.6	290.8	38.8	35.3	18536.6	525.1	456.4	12.9
1946	8.1	5389.2	690.0	316.7	39.1	38.4	20127.8	524.2	500.9	13.0
年	羊とヤギ					豚				
	加入 頭数 (百万) ¹⁾	保険 金額 (百万) ²⁾	1 頭当 たり保 険金額	保険料 (百万) ³⁾	1 頭 当たり 保険料	加入 頭数 (百万) ¹⁾	保険 金額 (百万) ²⁾	1 頭当 たり保 険金額	保険料 (百万) ³⁾	1 頭 当たり 保険料
1940	53.4	3330.5	62.4	123.5	2.3	6.1	699.6	114.7	30.8	5.0
1941	54.5	4539.8	83.3	157.3	2.9	3.8	615.2	161.9	25.8	6.8
1942	40.4	4468.5	110.6	156.6	3.9	2.5	498.2	199.3	21.0	8.4
1943	46.5	4924.8	105.9	171.5	3.7	2.4	429.2	178.8	18.4	7.7
1944	50.3	5252.9	100.4	184.0	3.7	2.3	381.1	165.7	17.2	7.5
1945	52.3	5191.6	99.3	184.1	3.5	2.8	441.5	157.7	20.2	7.2
1946	52.7	5305.1	100.7	187.9	3.6	2.9	478.0	164.8	21.7	7.5

出典：1. PΓAЭ. Φ. 7625. OΠ. 20. Д. 424. Л. 2.

2. PΓAЭ. Φ. 7625. OΠ. 20. Д. 424. Л. 8.

3. PΓAЭ. Φ. 7625. OΠ. 20. Д. 424. Л. 20.

家畜において2倍ほどの保険金額の引き上げが行われた。保険金額の引き上げは当然ながら同時に保険加入者が負担しなければならない保険料の上昇を伴った。すべての家畜における保険金額の上昇率にほとんど比例して、家畜1頭当たりの保険料も著しく上昇した。

ところが、この表で注目しなければならないことは、強制家畜保険の場合、1942年以降1946年まですべての家畜において保険金額の引き上げは全く行われなかったことである。このことは、家畜保険の保険金額が1942年以降の家畜価格の急騰にほとんど対応しえなかったことを意味するが、保険加入者の立場からすると、家畜保険から保険金を受け取るメリットが著しく少なくなったため、家畜所有者の家畜保険に対する利害関心が損なわれることになった。このことは、先述した保険加入家畜頭数の著しい減少に少なからず影響を及ぼしていたが、保険料の負担の上昇の下ではなおさらであった。そればかりでなく、後述するように、この状況は家畜死亡についての申告や死亡件数の動向にも大きな影響を及ぼした。

一方、保険料の減免を受ける家畜飼育についての基準を戦前より引き上げたため、減免を受ける

コルホーズの割合は、第2次世界大戦期に著しく減少した。すなわち、⁽²¹¹⁾保険料の減免を受けたコルホーズの割合は戦前の1940年には32.9%であったが、1941年には13.2%へと激減し、1942年から1945年までの間にさらに低下した。具体的には、1942年に6.1%、1943年に5.2%、1944年に4.8%、1945年に6.9%であった。このことは、保険料負担の増加をもたらす結果となり、家畜保険に対するコルホーズの利害関心を損なう重要な原因の一つとなっていた。

一方、任意家畜保険に対しても、1942年7月4日付人民委員会議の決定「作物、家畜と運送の任意保険について」によって家畜の保険金額を増加させることが許可され、この決定に基づいて1942年7月25日財務人民委員部によって任意家畜保険の新しい規則が作成された。⁽²¹²⁾第2次世界大戦期における任意家畜保険の加入率と1頭当たり保険金額の動向を見ると、第31表の通りである。

第31表 第2次世界大戦期における任意家畜保険の加入率と1頭当たり保険金額

(%, ルーブリ)

年		1941		1942		1943		1944		1945	
		加入率	平均保険金額	加入率	平均保険金額	加入率	平均保険金額	加入率	平均保険金額	加入率	平均保険金額
コルホーズ	馬	60.0	700	62.5	750	65.0	1,300	67.5	1,700	70.0	2,000
	牛	46.0	700	50.0	750	54.0	1,200	57.0	1,400	60.0	1,700
	小家畜	55.0	150	58.0	150	62.0	250	66.0	300	70.0	400
農民	牛	11.0	1,000	12.0	1,200	13.0	2,000	14.0	2,000	15.0	3,000
	小家畜	3.0	150	4.0	200	5.0	200	6.0	400	7.0	500

出典：РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 18. Д. 29. Л. 8.

この表でまず注目に値するのは、コルホーズと農民のいずれの場合でも強制家畜保険とは異なり、1942年と1943年に保険金額が著しく引き上げられたこと、1943年から1945年まで引き上げがさらに行われたこと、それとともに、コルホーズだけでなく、農民においてもまたすべての家畜においても任意家畜保険への加入率が漸増していたことである。保険金額の引き上げは、同時に保険加入者による保険料負担の激増を意味していたが、強制家畜保険とは対照的に、コルホーズと農民はともに任意家畜保険に積極的に反応していた。というのも、任意家畜保険の保険金額が、急騰していた家畜価格をある程度反映していたからであった。

コルホーズと農民との間で任意家畜保険への加入率に大きな開きがあることは1930年代からの特徴であるが、その背景にはコルホーズと農民に対するソ連邦政権の差別的政策が存在していた。ところで、任意保険の保険金額はケースごとに保険員と監督員ではなく、法に定められた上限内で保険加入者自身によって決められたが、1942年7月4日付決定によってコルホーズとコルホーズ員は

(211) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 19. Д. 20. Л. 85.

(212) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 19. Д. 20. Л. 7.

牛に2,000ルーブリから8,000ルーブリまでの金額で保険を掛けることができた。したがって、第31表における平均保険金額と実際に保険加入者が掛けた保険金額との間には大きなばらつきが存在していた。

農民の平均保険金額はコルホーズより高いが、その理由は次の通りであった。第1に、コルホーズにおける繁殖家畜には任意保険を掛けられなかった。というのも、1943年に財務人民委員部はコルホーズで最も価値が高い繁殖家畜をよりよく補償するために、強制保険だけで100%価格に基づいて評価する新しい保険評価規則を定めたからである。⁽²¹³⁾第2に、強制保険に対する補償金額はコルホーズに対して農民よりはるかに高く設定されていた。第3に、任意保険の場合、コルホーズに対する保険料は農民のそれよりはるかに低かったが、数十頭から数百頭あるいは数千頭までの量の家畜に保険を掛けていたコルホーズは、つねに家畜保険のために必要な資金を持っているわけではなかったため、コルホーズは少ない金額で保険を掛けていた。それに対して、農民は大半の場合牛1頭に保険を掛けていたが、その所有者は最大限の金額で保険を掛けることができた。⁽²¹⁴⁾

5.2 家畜の死亡と申告漏れ

5.2.1 家畜の死亡

第2次世界大戦期における家畜の死亡件数の動向を、まず非公刊政府内部文書の公式データで見ると、第32表の通りである。この表で注目しなければならないのは、馬、牛、豚において大戦中に死亡件数が著しく減少したことである。馬の場合、戦前の1940年には73万5,400頭であったが、1941年に38万8,700頭、さらに1942年には21万1,200頭へと30%近くに減少した。これを死亡頭数が148万頭にまで達していた1928/29年、159万頭に達していた1932年と比べると、倍以上の減少である。1943年にも36万100頭に低迷し、1944年と1945年には各々48万4,100頭と47万5,100頭であった。牛と豚の場合も同様であった。ところが、激減の主要な理由は、戦争への動員に伴う家畜の死亡だけでなく、後述するように、死亡についての大量の申告漏れであった。

ところで、羊とヤギの場合には他の家畜とは異なる動向を示し、1940年に100万5,500頭であったが、大戦期にそれを下回るのは1942年だけの44万100頭で、他の年にはむしろ戦前の規模を上回っていた。その背景には、先述したように、羊とヤギの保険加入頭数の減少が他の家畜より著しく少なかったこと、各地に遊牧の慣行を有していた中央アジア地域に分布していたという事情があった。

次に、家畜死亡の原因の具体的な内訳を非公刊公式データ見ると、家畜死亡の全体的な原因別分布は前のネップ期や1930年代とほとんど同様で、いずれも伝染病による死亡の割合は低く、非伝染病

(213) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 19. Д. 20. Л. 7.

(214) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 19. Д. 20. Л. 14–15.

第 32 表 第 2 次世界大戦期ソ連邦における家畜の死亡件数

(千頭)

年	馬 ¹⁾	牛 ²⁾	羊・ヤギ ³⁾	豚 ⁴⁾
1940	735.4	749.7	1,005.5	93.7
1941	388.7	518.0	1,252.9	73.7
1942	211.2	187.2	440.1	28.4
1943	360.1	233.7	1,058.7	25.8
1944	484.1	318.9	1,074.6	35.4
1945	475.1	455.3	1,821.0	31.9
1946	647.9	612.9	1,523.4	44.8

出典：1. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 425. Л. 40.

2. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 425. Л. 44.

3. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 425. Л. 45.

4. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 425. Л. 49.

による死亡の割合が圧倒的に高かった。馬の場合、非伝染病による死亡の割合は 1940 年に 59.6% であったが、1941 年と 1945 年には各々 60.5% と 52.1% であった。それに対しては伝染病による死亡の割合は各々 12.1%、13.7%、17.3% であった。牛と羊・ヤギもほぼ同様の割合を記録した。大戦期全般にわたって大きな変化は見られなかった。豚の場合は戦前の 1940 年に非伝染病が 42.7%、伝染病が 41.3% であり、伝染病による死亡が高い割合を占めていたが、大戦中には大きな低下を記録した。すなわち、1941 年に 31.5%、1942 年に 26.8%、1943 年に 20.5%、1944 年に 20.6% へと漸次的減少を示した。それに対して非伝染病による死亡の割合は大きな変化は見られなかった。⁽²¹⁵⁾ このことは、大戦期でも家畜の飼育状況は、1920 年代以降全体的にほとんど変わっていなかったことを意味する。

ところで、家畜の死亡率はどの家畜でも強制保険より任意保険の方が高かった。コルホーズにおいてはどの家畜でも例外なく任意家畜保険の方が強制家畜保険より死亡率が高かった。牛の場合、強制保険の死亡率は 1945 年に 2.8%、1946 年に 3.4% であったが、任意保険では各々 6.2% と 7.8% であった。羊・ヤギと豚の場合もほぼ同様の相違を示した。このことは、高騰する市場価格に近い高額 of 保険金の受領が任意家畜保険では期待できたからである。農民においても同様に任意家畜保険で死亡率が高かったが、農民が最も多く保有していた牛の場合にとりわけ高かった。強制牛保険での死亡率は 1945 年に 3.6%、1946 年に 4.9% であったが、任意保険のそれは各々 13.6% と 18.8% であった。羊・ヤギと豚の場合も同様の傾向を示した。⁽²¹⁶⁾

(215) 馬は РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 425. Л. 40, 牛は РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 425. Л. 44, 羊とヤギは РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 425. Л. 45, 豚は РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 425. Л. 49 である。

(216) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 19. Д. 678. Л. 43.

5.2.2 大量の申告漏れ

家畜死亡の実態と原因は上記の非公刊公式データとは必ずしも一致していなかった。家畜死亡をめぐる第2次世界大戦期における最も深刻な問題は、死亡事実についての申告漏れであった。第2次世界大戦期に死亡家畜のうち申告され、保険証書が作成された割合は、所定様式第57番証書によって作成された死亡家畜頭数と統計局データとの間における相違によって測定できるが、第33表の通りである。

第33表 第2次世界大戦期における死亡家畜のうち保険証書が作成された割合

(千頭)

年	馬			牛			羊とヤギ			豚		
	統計局	57番	%	統計局	57番	%	統計局	57番	%	統計局	57番	%
1942 ¹⁾	634.1	211.2	33.3	802.8	187.2	23.3	2,489.7	440.1	17.6	1,624.2	28.4	1.7
1943 ¹⁾	1,046.9	360.1	34.2	942.8	233.7	25.0	3,397.1	1,058.7	31.1	1,331.1	25.8	1.9
1944 ²⁾	820.0	464.8	56.7	597.6	312.6	52.3	2,093.6	1,072.9	51.3	675.5	34.9	5.0
1945 ³⁾ *	483.2	300.3	62.1	497.4	266.4	53.6	2,038.3	976.1	47.9	514.9	20.7	4.0

出典：1. PΓAΘ. Φ. 7625. OΠ. 18. Δ. 20. JI. 31.

2. PΓAΘ. Φ. 7625. OΠ. 18. Δ. 20. JI. 30.

3. PΓAΘ. Φ. 7625. OΠ. 18. Δ. 20. JI. 29.

*：1945年は第3四半期までのデータ。

この表で見ると、1942年に保険証書が作成されたのは、馬の場合33.3%に過ぎず、残りの66.7%は作成されなかった。1943年にも状況はほぼ同じで、34.2%だけが作成され、残りの65.8%は作成されなかった。牛の場合は馬より深刻で、1942年に23.3%だけが作成され、残りの76.7%は作成されなかった。1943年にも同様に25.0%だけが作成され、残りの75.0%は作成されなかった。羊とヤギの場合は、1942年に17.6%だけが保険証書が作成され、残りの82.4%は作成されなかった。1943年には31.1%だけが作成され、残りの68.9%は作成されなかった。最後に、豚の場合における申告漏れの状況は最も深刻であった。1942年と1943年に保険証書が作成された割合はわずか1.7%と1.9%に過ぎず、ほとんどの死亡は申告すらされなかった。

ところで、家畜死亡件数と死亡原因について上述の数値は所定様式証書によるものである。そのため、それらは実際の家畜死亡の状況を示していないこととなり、統計局のデータに基づいて家畜死亡件数は大幅に引き上げられるべきである。修正された家畜死亡件数を戦前の1930年代後半のそれ(第24表)と比較すると、ほぼ等しい水準に達していたことになる。ところが、先述したように、1930年代のデータも厳しい保険政策の下で大量の申告漏れに悩まされ、数回にわたる監査の結果、平均20%の申告漏れが確認された(第25表を参照)。申告漏れの割合を比較すると、大戦期の申告漏れがどれだけ深刻なものであったかが分かる。1930年代の死亡件数を20%増しに修正した場合にも大きな相違は生じない。

この問題を解決するために1942年から1945年にかけて数回にわたって訓令が出された。その結果、死亡した家畜に対して作成された証書の割合は馬、牛、羊とヤギの場合、1942年に比べて上昇はしたものの、1944年と1945年においてもまだ証書未作成の割合が半分近くであった。⁽²¹⁷⁾ 申告漏れの割合を具体的に見ると、馬の場合は各々43.3%と37.9%で最も改善が認められ、牛の場合は47.7%と46.4%、羊とヤギの場合は48.7%と52.1%であった。しかし、豚の場合は、1944年と1945年に状況は改善されたものの、作成の割合は5.0%と4.0%に過ぎず、各々残りの95.0%と96.0%は申告漏れのままであった。

多量の保険証書の未作成の理由としては、次のことが報告された。第1に、戦時中における家畜の市場価格の急騰のため、保険金の受領に対するコルホーズの関心が薄れた。実際にコルホーズ市場における家畜価格に対する保険補償率はわずかなものに過ぎなかったため、家畜所有者の家畜保険に対する利害関心を引き下げることになった。⁽²¹⁸⁾ すなわち、申告をし保険金を受け取るより、市場で直接処分した方がはるかに有利であった。その結果、コルホーズは家畜死亡について村ソヴェトに報告しなかった。第2に、何よりも管理ミスによる家畜死亡に対する刑事責任を問われることをコルホーズ代表者が恐れた。その結果、コルホーズは家畜死亡の事実を村ソヴェトに対しても保険組織に対しても隠置した。⁽²¹⁹⁾

5.3 保険証書の作成と保険金支払いの拒否

死亡申告漏れの他に、保険証書の作成の際にも深刻な問題点が依然として存在していた。第1に、村ソヴェトによる家畜死亡証書の多くの未作成と作成の遅延、第2に、損失確認規則と保険金支払い規則の違反、第3に、保険加入者による保険加入家畜の飼育規則の順守に対する保険組織の監視活動の弱体化、第4に、任意家畜保険加入率の低下と任意家畜保険規則の違反の増加が報告された。戦時中におけるこれらの問題の主な原因としては、第1に、保険組織の頻繁な交替、特に国営保険地区監督署の交替、第2に、保険職員の質の急低下、第3に、保険要員の不足と流動性、第4に、監査活動の弱体化が報告された。1944年のデータによれば、国営保険監督組織の定着率は16.1%、監査要員は46.7%に過ぎなかった。在職3年未満の職員が1万4,091名、全体の71.1%であり、1年未満の職員だけでおよそ1万名であった。⁽²²⁰⁾

遊牧慣行が広範囲にわたって存在していた諸地域においては監督、統制がとりわけ困難であった。例えば、グルジアの状況を見ると、次のように報告された。「共和国内における冬の放牧地では羊とヤギ70万頭、牛14万頭、馬1万4,000頭以上が放牧されていた。およそ50万頭の小家畜と5,000

(217) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 19. Д. 20. Л. 12–12об.

(218) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 19. Д. 20. Л. 8.

(219) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 19. Д. 20. Л. 76–77.

(220) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 19. Д. 20. Л. 7об.

頭の馬が共和国外のアゼルバイジャン、北カフカスとグロズヌイ州へと冬の放牧のために移動していた。共和国内の夏の放牧地には 140 万頭以上の羊とヤギ、67 万 5,000 頭の牛と 3 万頭の馬が放牧されていた。こうして、保険に加入している羊の 90%、牛の 50%、馬の 20%が、春の訪れとともに低地から山地へと定期的あるいは恒常的な移動状態にあり、寒い季節が始まると逆に山地から低地に移動した」。

羊飼育の遊牧条件では、放牧地における飼料と干草を安定的に確保できないため羊の大量の死亡をもたらした、その低い生産性を条件づけていた。こうして、アラザノ放牧地だけで第 1 四半期に悪天候、放牧地における草ストックの不足、寄生虫の害から 1 万 1,000 頭の羊が死亡した。しかし、移動の長い道のりは、死亡を偽装した羊の販売、交換、肉のための屠畜の最も多くのチャンスに恵まれるときであった。1944 年の間に冬と夏の放牧地の監視のために 10 の国営保険の放牧監督人が活動した。こうして、遊牧監督人一人当たり半径 60–120 キロメートルの人口過少地域に 7 万頭以上の羊とヤギ、1 万 4,000 頭の牛と 2,000 頭の馬が監督対象であったが、放牧監督人がこれらを統括することは当然ながら不可能であった。⁽²²¹⁾

戦時中に村ソヴェト代表は家畜死亡証書の作成にしかるべき注意を払うことができなかった。このことが家畜死亡証書の多くの作成漏れの原因の一つであった。村ソヴェトで家畜死亡証書作成を担当する委員ポストを作った結果、上述の通り、1944 年と 1945 年の作成漏れ件数は 1942 年と 1943 年に比べて著しく減少した。しかし、家畜飼育状況に対する監視と獣医規則の順守に対する監査は、保険要員と獣医要員の不足のために実現不可能であった。⁽²²²⁾そのため、強制保険法第 38 条は、保険加入家畜の死亡の際に証書は村ソヴェト執行委員会代表あるいは村ソヴェトの全権代表によって作成されると定められていたにもかかわらず、実際には地域によっては多くの場合家畜死亡証書が村ソヴェト議長や村ソヴェト員でなく、家畜死亡に責任のあるコルホーズの議長あるいは他のメンバーによって作成されていた。⁽²²³⁾当然ながら、この場合には戦前の時期と同様に様々な不正が働く可能性が高くなっていた。

ところで、保険証書の作成には大きな遅滞が伴っていた。その結果、死亡の原因究明と実態調査がしばしば不可能になった。この実態が管理ミスによる家畜死亡の際における間違った保険金の支払いあるいは保険金支払いの拒否をもたらした。⁽²²⁴⁾第 2 次世界大戦期の 1944 年と 1945 年（9 か月間）における家畜死亡日から保険証書作成までかかった期間を監査資料に基づいて見ると、ソ連邦全体において監査対象となった 1944 年の 147 万件の保険証書と 1945 年 9 か月間の 121 万件の保険証書のうち家畜死亡日から保険証書作成まで 30 日以上かかったのは各々 24.8%と 19.8%であった。20

(221) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 18. Д. 20. Л. 53–54.

(222) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 19. Д. 20. Л. 9–11.

(223) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 19. Д. 20. Л. 1206–1306.

(224) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 19. Д. 20. Л. 90–91.

日以上になると、37.2%と31.8%であった。それに対して、規定通りに2日以内に作成されたのは、23.6%と25.8%に過ぎず、5日以内に作成されたのは、36.0%と41.8%であった。⁽²²⁵⁾

地域別に見ると、ロシア、ウクライナ、白ロシアではソ連邦全体の割合とほぼ一致しているが、注目に値するのは、遊牧慣行が広範囲にわたって存在していた中央アジア諸地域においても大きな相違は見られず、おおよそ同様の傾向を示していたことである。さらに、上記のデータは村ソヴェトに家畜死亡証書作成を担当する委員ポストが作られた結果、かなり改善されていた1944年と1945年の状況であることである。それ以前の1941年から1943年までの3年間は上記の申告漏れの状況からもうかがえるようにはるかに混乱していたと容易に推測できる。

一方、村ソヴェトの家畜死亡証書作成から地区監督署への提出までもかなり時間がかかっていた。ソ連邦全体で見ると、1944年では5日以内は19.3%、10日以内でも35.6%に過ぎず、30日以上では31.6%、60日以上が18.0%であった。⁽²²⁶⁾ こうして作成された保険証書は1944年と1945年の監査の結果を見ると、監査対象となっていた保険証書のうち1944年にはおよそ半分、1945年には4分の1が誤りを含んでいたと判明した。地域別に見ると、監査対象証書の数極めて少ないが、白ロシアが75%と最も高く、次にアゼルバイジャンが63.5%を示していた。監査対象証書の数最も多かったロシアでは54.3%であった。一方、監査対象証書の数少ないという問題があるが、遊牧慣行のあるグルジア、トルクメニスタン、キルギスにおけるその割合は非常に低く、各々11.7%、18.1%、1.5%に過ぎなかった。⁽²²⁷⁾

保険証書が地区監督署に提出されてから実際の保険金支払いが行われるまでは相対的に短く、おおよそその場合速やかに行われていた。1944年のデータから見ると、ソ連邦全体においておおよそ半分が8日以内に、およそ4分の3が20日以内に実行されていた。30日をオーバーするのはわずかで10分の1程度であった。⁽²²⁸⁾

ところが、第2次世界大戦期においても地区監督署における保険証書の検査の結果、かなりの証書に対して保険金の支払いが拒否されたが、その状況を見ると、第34表の通りである。この表で見られるように、第2次世界大戦期における家畜保険の保険金支払いの拒否率は、すべての家畜において戦前の1920年代と1930年代に比べてかなり高かった。馬の場合、1941年から1945年まで各々23.4%、20.0%、27.5%、21.0%、19.4%を記録した。牛の場合は、各々26.3%、14.4%、28.5%、22.2%、25.1%を記録し、馬とほぼ同様の割合を示していた。羊とヤギの場合も、各々34.0%、22.5%、

(225) 1944年はРГАЭ. Ф. 7625. ОП. 18. Д. 20. Л. 19, 1945年9か月間はРГАЭ. Ф. 7625. ОП. 18. Д. 20. Л. 21である。

(226) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 18. Д. 20. Л. 17.

(227) 1944年はРГАЭ. Ф. 7625. ОП. 18. Д. 20. Л. 32, 1945年はРГАЭ. Ф. 7625. ОП. 18. Д. 20. Л. 42である。

(228) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 18. Д. 20. Л. 18.

第 34 表 第 2 次世界大戦期における保険金支払いの拒否

(千頭, %)

年		1940 ¹⁾	1941 ¹⁾	1942 ¹⁾	1943 ¹⁾	1944 ²⁾	1945 ³⁾ *
馬	死亡	735.4	388.7	211.2	360.1	484.1	
	拒否	131.4	90.7	42.2	99.1	102.3	
	%	17.8	23.4	20.0	27.5	21.0	19.4
牛	死亡	749.7	518.0	187.2	233.7	318.9	
	拒否	219.6	136.0	27.0	66.4	70.6	
	%	29.3	26.3	14.4	28.5	22.2	25.1
羊とヤギ	死亡	1,005.5	1,252.9	440.1	1,058.8	1,074.6	
	拒否	333.1	426.4	99.3	375.1	343.5	
	%	33.1	34.0	22.5	35.6	32.0	30.5
豚	死亡	93.7	73.7	28.4	25.8	35.4	
	拒否	22.3	20.2	4.1	9.6	14.4	
	%	23.8	27.4	14.7	37.2	40.6	31.3

出典：1. PΓAΘ. Φ. 7625. ΟΠ. 18. Δ. 20. Λ. 22.

2. PΓAΘ. Φ. 7625. ΟΠ. 18. Δ. 20. Λ. 23.

3. PΓAΘ. Φ. 7625. ΟΠ. 18. Δ. 20. Λ. 24.

*：1945 年は第 2 四半期のデータである。

35.6%, 32.0%, 30.5%を記録し、馬や牛に比べてはるかに高い拒否率を示していた。その背景として、羊とヤギが主に遊牧慣行が広く実施されている地域に分布していたことが挙げられる。最後に、豚の場合は、27.4%, 14.7%, 37.2%, 40.6%, 31.3%の拒否率を示していたが、1943 年と 1944 年には極めて高い割合を記録していた。

拒否率の動向において注目に値するのは、いずれの家畜においても 1942 年における拒否率が他の年に比べて非常に低かったことである。1942 年に危機に直面していた畜産および家畜保険事業を高揚させるために保険金額の引き上げや任意家畜保険に対する規制緩和が図られ、また、家畜保険事業の活性化のために保険金支払いの拒否に対して消極的であったからである。

5.4 収支

第 2 次世界大戦期における家畜保険事業の全体的収支を見ると、第 35 表の通りであるが、まず注目に値するのは、強制保険においても任意保険においても一度も赤字に陥ることなく、持続的な大幅な黒字を記録したことである。1941 年と 1942 年と 1945 年には強制保険がより大きな黒字を記

第 35 表 第 2 次世界大戦期における家畜保険の収支

(百万ループリ)

年	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945
強制保険	26.8	338.8	120.4	346.2	177.7	76.8	94.0
任意保険	19.7	50.8	53.0	152.0	233.0	155.3	14.9
計	46.5	389.6	173.4	498.2	410.7	232.1	108.9

出典：PΓAΘ. Φ. 7625. ΟΠ. 19. Δ. 20. Λ. 122.

録したのに対して、1943年と1944年には任意保険の方がより大きな黒字を記録した。このように大戦期に持続的な黒字を記録することができたのは、莫大な量の死亡申告漏れのため、支払うべき保険補償の金額がいずれの保険形態においても少なくなったからである。申告漏れの割合が漸次的低下を示した1944年と1945年における黒字額がその前の1942年と1943年に比べて少なくなったのもそのためである。

保険加入者別で見ると、農民においては黒字を記録していたのに対して、コルホーズでは赤字を記録していた。例えば、1944年にコルホーズは強制家畜保険では1億3,580万ルーブリの赤字を記録したが、農民は1億7,170万ルーブリの黒字を記録した⁽²²⁹⁾。農民と比べてのコルホーズにおける赤字は、強制保険と任意保険によって定められた家畜保険のより有利な条件によって説明できる（低い保険料率と一連の減免⁽²³⁰⁾）。

1945年にも同様にコルホーズは赤字を記録していたが、家畜別分布を見ると、馬は5,570万ルーブリ、牛は3,220万ルーブリ、羊とヤギは6,280万ルーブリの赤字であった。1946年にも収支状況は全く同じで、馬は1億250万ルーブリ、牛は4,260万ルーブリ、羊とヤギは3,140万ルーブリの赤字であった。豚だけが例外的に黒字を記録したが、1945年に400万ルーブリ、1946年に380万ルーブリの黒字であった⁽²³¹⁾。その主な理由は先述したように、豚の場合死亡した場合でも1945年と1946年までもほとんどが申告されない状況が続いていたからである。

6. 戦後復興期（1946–1950年）

6.1 保険状況と1947年貨幣改革

ソ連邦にも莫大な犠牲をもたらした第2次世界大戦は1945年に終戦を迎えた。ソヴェト農村における戦後復興のための戦略的拠点の一つとして国営保険は位置づけられ、速やかに整備が進められた。戦後復興期強制家畜保険の全体的状況を見ると、第36表の通りである。この表でまず注目に値するのは、すべての家畜における家畜保険への加入頭数の持続的増加である。馬は終戦の1945年には750万頭が保険に加入していたが、1950年には1,010万頭に増加した。牛は1945年には3,530万頭であったが、1950年には4,860万頭まで増加した。羊とヤギは5,230万頭から7,370万頭へと増加し、豚も280万頭から820万頭まで増加した。その背景には終戦に伴う経済の安定と発展があった。

次に、最も注目しなければならないのは戦後復興期全般にわたって家畜1頭当たりの平均保険金額はすべての家畜においてほとんど変わっていなかったことである。馬の場合を見ると、加入頭数

(229) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 19. Д. 20. Л. 9.

(230) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 19. Д. 20. Л. 9.

(231) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 19. Д. 678. Л. 30.

第 36 表 戦後復興期強制家畜保険の状況

(ルーブリ)

年	馬					牛				
	加入頭数 (百万) ¹⁾	保険金額 (百万) ²⁾	1頭当たり保 険金額	保険料 (百万) ³⁾	1頭当 たり保 険料 ⁴⁾	加入頭数 (百万) ¹⁾	保険金額 (百万) ²⁾	1頭当 たり保 険金額	保険料 (百万) ³⁾	1頭当 たり保 険料 ⁴⁾
1945	7.5	4,924.5	656.6	290.8	38.52	35.3	18,536.6	525.1	456.4	12.94
1946	8.1	5,389.2	665.3	316.7	38.92	38.4	20,127.8	524.2	500.9	13.05
1947	8.3	5,609.3	675.8	350.5	42.48	38.8	21,131.9	544.6	540.8	13.93
1948	8.6	6,093.2	708.5	374.8	43.46	42.4	23,192.6	547.0	585.9	13.81
1949	9.3	6,615.7	711.4	388.7	41.71	46.1	25,591.2	555.1	624.4	13.54
1950	10.1	7,192.5	712.1	409.5	40.46	48.6	26,352.0	542.2	630.6	12.97
年	羊とヤギ					豚				
	加入頭数 (百万) ¹⁾	保険金額 (百万) ²⁾	1頭当 たり保 険金額	保険料 (百万) ³⁾	1頭当 たり保 険料 ⁴⁾	加入頭数 (百万) ¹⁾	保険金額 (百万) ²⁾	1頭当 たり保 険金額	保険料 (百万) ³⁾	1頭当 たり保 険料 ⁴⁾
1945	52.3	5,191.6	99.3	184.1	3.52	2.8	441.5	157.7	20.2	7.11
1946	52.7	5,305.1	100.7	187.9	3.57	2.9	478.0	164.8	21.7	7.52
1947	53.7	5,584.8	104.0	195.2	3.69	2.3	421.4	183.2	19.4	8.29
1948	60.7	6,316.8	104.1	221.6	3.65	3.3	590.4	178.9	27.0	8.10
1949	66.6	6,857.4	103.0	238.4	3.58	5.3	960.1	181.2	42.8	8.01
1950	73.7	7,367.9	100.0	251.9	3.42	8.2	1,337.9	163.2	58.5	7.16

出典：1. PΓAЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 424. Л. 2.

2. PΓAЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 424. Л. 8.

3. PΓAЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 424. Л. 20.

4. PΓAЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 424. Л. 26.

の増加に比例して保険金額の総額は著しく増加したものの、馬1頭当たりの平均保険金額は1945年に656.6ルーブリであったが、1950年には712.1ルーブリであった。漸次的な増加は見られたが、その上昇率はわずかなものであった。牛の場合における上昇率は馬よりもわずかであった。羊・ヤギと豚も同様であった。当然ながら、保険加入者が負担しなければならない家畜1頭当たり平均保険料の金額も大きな変化はなかった。

ところが、戦後復興期の保険状況の決定的な転換は1947年貨幣改革によってもたらされた。1947年に貨幣改革、配給制の廃止、農業および工業製品に対する統一価格の導入が行われ、国家消費価格の引き下げが断行された。国家消費価格の引き下げとルーブル為替の引き上げはコルホーズ市場の状況を一変させ、家畜、穀物、野菜、飼料の価格が低下した。⁽²³²⁾

家畜の市場価格が急落したため、不動のままの保険金額は事実上保険金額の大幅な引き上げの意味を有していた。そのため、強制家畜保険の保険金額と保険金だけでも家畜の市場価格をしばしば

(232) M. Шерменев. Сельскохозяйственное страхование в СССР. Москва. 1956. С. 143–144.

上回っていた。⁽²³³⁾くわえて家畜の死亡の際に残る食肉と皮革が保険加入者に無償で渡されていたため、これらを合わせると、市場価格をさらに大幅に上回ることになり、保険加入者にとっては非常に有利な状況が作りだされた。このような状況の下でも強制家畜保険の家畜1頭当たり平均保険金額は1950年まで不動のままでもむしろ上昇さえした。このことは、後述するように、1947年貨幣改革以降の1948年から1950年まで家畜死亡件数と死亡率が急増する主な原因となっていた。

1947年貨幣改革の影響で強制家畜保険だけでも市場価格を上回る状況になったが、任意家畜保険から得られる保険金は強制家畜保険の保険金額の数倍になっていたため、当然ながら市場価格を数倍も上回ることができるという異常な状況が生まれた。戦後復興期における任意家畜保険の状況を見ると、⁽²³⁴⁾まず任意家畜保険への加入頭数はすべての家畜でコルホーズにおいても農民においても増加した。加入率の面から見ると、任意家畜保険に加入可能な対象がすべての家畜でも増加したため、コルホーズにおいては若干の低下が見られた。他方、農民においてはむしろ漸次的上昇が看取された。具体的に見ると、馬の場合、コルホーズでは1946年の26.2%から1950年には19.7%となった。農民の場合は各々3.3%と3.8%であった。牛の場合、コルホーズでは20.7%と14.9%、農民では4.1%と5.9%であった。羊とヤギの場合、コルホーズでは1946年に30.1%であったが、1948年には33.6%となり、農民では1946年の1.30%から、1949年の1.43%へと上昇した。豚の場合は資料がないため確認できなかったが、それ以外の家畜においてはとりわけ農民の場合に1947年貨幣改革以降上昇が確認できた。

次に、家畜1頭当たり平均保険金額を見ると、すべての家畜において漸次的に大幅に減少した。馬の場合、コルホーズにおいて改革前の1946年と1947年に各々1,995ルーブリと2,003ルーブリであったが、改革後の1948年から1950年までは各々1,824ルーブリ、1,529ルーブリ、1,306ルーブリへと大幅に減少した。同年における強制家畜保険の平均保険金額が各々708ルーブリ、711ルーブリ、712ルーブリであったので、任意家畜保険のそれはおよそ2倍であった。農民の場合でも任意家畜保険では各々995ルーブリ、881ルーブリ、1,153ルーブリで、強制家畜保険の平均保険金額をいずれの年も上回る状況であった。ところが、農民の場合にはコルホーズより期待できる利益分がはるかに少なかったため、高額の保険料を負担しながら、任意家畜保険に加入し続けるメリットはわずかであった。

牛の場合も、貨幣改革以降コルホーズにおいても農民においても牛1頭当たり平均保険金額は持

(233) М. Шерменев. Сельскохозяйственное страхование в СССР. Москва. 1956. С. 145–146.

(234) 1946年はРГАЭ. Ф. 7625. ОП. 19. Д. 677. Л. 10–11, 1947年はРГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 38. Л. 24–25, 1948年はРГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 274. Л. 11–12, 1949年はРГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 400. Л. 11–13, 1950年はРГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 463. Л. 24–25である。

続的に減少した。コルホーズにおける平均保険金額は、改革前の1946年と1947年には各々1,454ルーブリと1,594ルーブリであったが、改革の実施と同時に1948年に1,192ルーブリ、1949年に917ルーブリ、1950年に722ルーブリへと漸次的に減少した。同年に強制家畜保険のそれは各々586ルーブリ、624ルーブリ、631ルーブリであったので、1948年には2倍近くの差があったが、そのギャップは持続的に縮まり、1950年には、多額の保険金を負担しながら任意家畜保険に加入し続けるメリットがなくなっていた。農民の場合も改革前の1946年と1947年に各々2,526ルーブリと2,432ルーブリであったが、改革と同時に下落し、1948年に1,546ルーブリ、1949年に1,168ルーブリ、1950年に958ルーブリとなり、強制家畜保険のそれに比べて3倍近くから2倍弱に低落した。しかし、1950年でもまだ2倍弱高かったので、高額な保険料を負担しながら、任意家畜保険に加入し続けるメリットはまだ残っていた。

羊とヤギの場合も、改革と同時に平均保険金額がコルホーズにおいても農民においても大幅に減少した。コルホーズでは改革前の1946年と1947年には各々267ルーブリと235ルーブリであったが、改革実施後の1948年、1949年、1950年には各々169ルーブリ、146ルーブリ、118ルーブリへと、農民では改革前に371ルーブリ、316ルーブリであったが、改革後に195ルーブリ、163ルーブリ、122ルーブリへと減少した。同年の強制家畜保険のそれは104ルーブリ、103ルーブリ、100ルーブリであった。いずれも1950年には保険金が任意保険と強制保険がほぼ同じ水準となったので、任意家畜保険のメリットはなくなっていた。豚の場合も同様であった。

こうして、複数の地域で保険加入家畜の保険金額は市場価格より高くなった。また複数の地域で死亡した家畜の平均保険金額はすべての保険加入家畜の平均保険金額より著しく高く、屠畜された場合の保険金額は死亡した家畜よりはるかに高かった。それにいくつかの州では死亡した家畜の平均保険金額は平均市場価格より高かった。⁽²³⁵⁾この状況を受け、コルホーズ市場における家畜、肉、農産物の価格変動に対する注意深い体系的観察が必要であると国営保険管理部と監督署に要請すべきだと指摘されたが、農民の任意家畜保険における保険補償の際にその金額を国営保険が減らそうとしたために、それは農民側からの家畜保険に対する請願と不信をもたらした。⁽²³⁷⁾

ところで、先述したように、集団化の開始と同時に、任意保険はすべて廃止された。その経済的な理由は強制保険だけでも100%保険補償が可能となり、任意保険の意味がなくなったからであった。しかし、戦後復興期においてはそれを上回る異常な状況が生まれたにもかかわらず、任意家畜保険は廃止されず、存続し続けた。1950年には、すべての家畜において強制保険と任意保険のギャップが縮まり、任意保険のメリットがなくなった。ここで注意しなければならないのは、比較対象となっているデータは平均保険金額であることである。というのも、任意家畜保険の場合には保険金

(235) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 374а. Л. 80.

(236) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 374а. Л. 81.

(237) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 374а. Л. 80.

額を村ソヴェトや保険職員ではなく、保険加入者が自ら法定範囲内で決めることができたため、平均金額から大きく逸脱する場合も頻繁にあったからである。そのため、コルホーズにおいても農民においても任意家畜保険への加入と利用が続いており、農民の場合には加入率の上昇さえ見られていたのである。

6.2 家畜の死亡

終戦後の経済復興と安定のために国営家畜保険の正常化が急がれ、大戦期に比べて家畜保険への加入頭数が持続的に増加すると同時に、1947年に実施された貨幣改革が戦後復興期における家畜の死亡件数に大きな影響を与えていたことを示唆していた。その具体的動向は、第37表の通りである。

第37表 戦後復興期ソ連邦における家畜の死亡件数

(千頭)

年	馬 ¹⁾	牛 ²⁾	羊とヤギ ³⁾	豚 ⁴⁾
1945	475.1	455.3	1,821.0	31.9
1946	647.9	612.9	1,523.4	44.8
1947	582.5	552.2	1,610.4	57.5
1948	485.9	675.3	2,628.4	61.4
1949	477.6	1,016.8	4,190.3	104.6
1950	490.2	1,331.3	5,198.4	200.7

出典：1. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 425. Л. 40.

2. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 425. Л. 44.

3. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 425. Л. 45.

4. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 425. Л. 49.

この表で何よりも注目には値するのは、馬を除いたすべての家畜においてとりわけ1947年貨幣改革直後の1948年から家畜の死亡件数が著しく増加した点である。具体的に見ると、牛の場合は改革前の1946年と1947年に死亡件数は各々61万2,900頭と55万2,200頭であったが、改革実施後の1948年に67万5,300頭、1949年に101万6,800頭、さらに1950年には133万1,300頭まで上昇した。羊とヤギの死亡件数の増加率は牛のそれをはるかに上回る規模に達していた。改革前の2年間は152万3,400頭と161万400頭であったが、改革実施後の1948年に262万8,400頭へとおよそ2倍の増加を見せ、さらに1949年には419万300頭、1950年には519万8,400頭へと3倍以上の増加を示した。豚の場合も改革前の2年間は4万4,800頭と5万7,500頭であったが、改革実施後の1948年に6万1,400頭、1949年に10万4,600頭、さらに1950年には20万700頭へと急上昇を記録した。

家畜死亡の原因を非公刊政府文書の集計データから見ると、死亡原因で最も大きな割合を占めているのは、国営保険制の発足当時と同様に、非伝染病による死亡であった。その背景には、前の時

期と同様に、飼料不足、粗悪な飼料の使用、過度な労役などがあったが、非伝染病による死亡率は馬を除いたすべての家畜において漸次的な上昇を示した。

ところで、家畜の年齢別死亡件数の動向を見ると、⁽²³⁸⁾前の時期と全く同様に、18歳以上馬と1歳未満子牛において非常に高い死亡率を示していた。18歳以上の馬の死亡率は改革前にはコルホーズにおいて農民よりはるかに高かったが、改革実施以降農民での死亡率は急速に上昇し、1950年にはコルホーズのそれを上回った。例えば、改革前の1946年と1947年における18歳以上の馬の死亡率を見ると、コルホーズでは27.7%と27.8%で、農民では8.2%と10.8%と大きな開きがあった。農民における18歳以上の馬の死亡率は改革実施後の1948年に12.1%、1949年に16.9%、さらに1950年には21.6%へと著しい上昇を示した。

次に、6か月-1歳の子牛の死亡率はコルホーズにおいて農民より一貫して高かったが、いずれの場合でも改革実施後の1948年から急速に上昇した。すなわち、コルホーズにおける子牛の死亡率は改革前の1946年と1947年には各々2.4%と2.6%であったが、改革実施後の1948年に3.3%、1949年に5.0%、さらに1950年に7.2%へとおよそ3倍の上昇が確認された。農民においても全く同様に、改革前2年間は各々0.5%と0.7%であったが、改革実施後には1948年に1.3%、1949年に2.6%、さらに1950年には4.3%へと急速な上昇を記録した。

ところで、戦後復興期においても大戦期と同様に家畜死亡件数に対する統計局と国営保険地区管理部のデータとの間において大きな相違、すなわち申告漏れが看取された。保険加入家畜の保険補償についての1946年9月10日付ソ連邦財務省指針第618号は、保険監督員は毎月家畜死亡データを統計局の資料とすり合わせることを義務付けたが、この命令は実現されず、その結果、多くのコルホーズは、国営保険第57番の証書ではなく、コルホーズ内部証書に基づいて死亡した保険加入家畜の価値の償却が行われた。⁽²³⁹⁾このように、1947年貨幣改革前には大戦期と同様にこうした申告漏れの割合が非常に高かった。

ところが、1947年貨幣改革によって状況は一変した。経営ミスなどによる処罰や解雇の危険性があったにもかかわらず、改革の実施と同時に、申告漏れの割合は急減した。というのも、家畜の市場価格が貨幣改革によって急落したため、市場で処分するより家畜保険を通じて保険金を受け取る方がはるかに有利であったからである。強制家畜保険からの保険金だけでも市場価格を上回っている状況の下ではなおさらであった。

(238) 1946年はРГАЭ. Ф. 7625. ОП. 19. Д. 677. Л. 8-9, 1947年はРГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 38. Л. 22-23, 1948年はРГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 274. Л. 8-9, 1949年はРГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 400. Л. 9-10, 1950年はРГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 463. Л. 23-23aである。

(239) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 372. Л. 10-11.

6.3 不正と保険金支払いの拒否

戦後復興期においても前の時期と同様に保険証書の作成と保険金の支払いの際に様々な不正が発生していた。まず、1948年の9か月間に作成された全証書の中で証書作成期間の違反の割合を見ると、第38表の通りである。

第38表 1948年に規則違反で作成された保険証書の割合

(%)

州	期間違反で作成された証書	期間違反で監督署に提出された証書	州	期間違反で作成された証書	期間違反で監督署に提出された証書
モギリョフ	38	59	ドネプロペトロフ	52	62
チェルニゴフ	69	68	ゴリキー	49	60
リャザン	62	70	スモレンスク	57	66
ヴィニツク	57	77	プスコフ	61	65
タムボフ	68	74	キロフ	56	64
カルーガ	47	74	アクモリノ	42	-
キロヴォグラド	60	70	ウドムルツ	52	54

出典：РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 372. Л. 7.

この表で見られるように、大半の証書は決められた期間を越して作成され、監督署に提出されていた。家畜死亡についての証書作成の遅延のために家畜死亡の実際の原因を究明することは不可能である。そのため、多くの場合、間違った保険金の支払いが行われると同時に、家畜死亡に責任のある人に責任を逃れる可能性を与えた。

多くの場合、村ソヴェト長は死亡した家畜の保険証書の作成をその権限を有していなかった人に委ねていた。例えば、「監査によって明らかになったのは、多くの場合証書はコルホーズ議長によって作成され、村ソヴェト議長は、家畜の死体を直接確認せずにこれらの証書に署名していた。保険監督員は、証書が正しく署名されていなかった場合にも保険補償を行っている」と報告された。また、家畜の疾病と死亡の原因についての獣医の確認を受けなかった証書に対して、多くの地区監督署は保険金を支給していた。さらに、家畜の病気や死亡の原因についての獣医職員の結論は極めて質が悪いものであったことが多くの保険監督署で確認された。⁽²⁴⁰⁾

1948年第4四半期に保険管理庁は、国営保険の19か所の管理局と59か所の地区保険監督署に対して、家畜保険と作物保険の保険補償の際に保険金支払いが正確かどうか監査を実施した。この監査によって国営保険の多くの組織が、保険規則と保険金支払いの手続きにおける違反の内容を次のようにまとめた。第1に、任意保険に病気家畜、脆弱な家畜、非保険年齢家畜を受け入れ、過度に保険金額を引き上げていること、第2に、規則に違反して作成された証書に対して保険金が支払

(240) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 372. Л. 5-8.

われており、杜撰な経営と農業技術規則の違反の結果発生した損失に対して補償が行われていること、第3に、家畜の死亡に責任のある人に対して訴訟を起こさないこと、第4に、起こりうる将来の保険損失に対して前払い金が支給されていること、第5に、保険金支払いの根拠なき拒否と支払いの遅滞が頻繁に起こっていることであつた。⁽²⁴¹⁾実際にそれぞれの違反内容についての事例が数多く報告された。

このような保険証書の作成や支払いの際に瑕疵が頻繁に発生していた重大な理由の一つとして、保険関連職員の不足が指摘されていた。「1948年、ソ連邦全体管区、州と自治共和国の158の国営保険管理局において全部で219名の専門家（農業技術援助員、獣医、技師）しかいなかった。1州当たり平均農業技術援助員0.6名、獣医0.4名、技師0.4名となる。保険補償が正しいかどうかに対する監督の強化のためには500名の専門家（農業技術援助員210名、獣医180名、技師110名）が必要である」と報告された。⁽²⁴²⁾

上記の様々な不正のために、戦後復興期においても保険金支払いが拒否される事例が多く発生していた。その具体的な動向は、第39表の通りである。

第39表 戦後復興期強制家畜保険における保険金支払いの拒否

年		1945 ¹⁾	1946 ²⁾	1947 ²⁾	1948 ³⁾	1949 ³⁾	1950 ⁴⁾
馬	死亡件数		647,877	584,037	485,909	477,521	489,960
	支払い件数		523,673	434,448	393,262	380,452	382,225
	拒否件数		118,205	149,895	95,906	98,870	107,735
	拒否率	20.7%	18.3%	25.8%	19.7%	20.7%	22.0%
牛	死亡件数		612,867	552,197	675,348	1,017,350	1,333,709
	支払い件数		432,830	392,251	503,681	712,078	912,253
	拒否件数		138,013	164,778	178,462	314,094	421,456
	拒否率	22.1%	22.6%	29.9%	26.4%	30.9%	31.6%
羊とヤギ	死亡件数		1,523,436	1,610,145	2,628,441	4,190,385	5,267,026
	支払い件数		1,107,437	1,051,124	1,623,500	2,230,682	3,004,032
	拒否件数		413,857	572,002	1,018,698	1,884,104	2,262,994
	拒否率		27.3%	35.6%	38.8%	45.0%	43.0%

出典：1. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 14. Д. 20. Л. 121.

2. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 38. Л. 27-29.

3. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 400. Л. 14-17.

4. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 463. Л. 26-28.

この表で見られるように、戦後復興期における保険金支払いの拒否率は、厳しい統制の保険政策が強行されていた1930年代よりも非常に高いものであつた。とりわけ最も死亡件数の上昇率が高かつ

(241) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 372. Л. 2-3.

(242) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 372. Л. 43.

た羊とヤギに対する拒否率が最も高く、しかも漸次的上昇を示した。戦後直後の1946年には27.3%であったが、1947年に35.6%、1948年に38.8%に跳ね上がり、さらに1949年に45.0%、1950年に43.0%へと増加した。主要な地域は不正が働く可能性が非常に高い遊牧慣行の地域であったが、申請された保険証書のほぼ半分近くが拒否されていた。

次に拒否率が高かったのは牛であったが、ここにおいても拒否率の漸次的上昇が看取された。1945年と1946年にはそれぞれ22.1%と22.6%であったが、1947年に29.9%、1948年に26.4%に上昇し、1949年と1950年には各々30.9%と31.6%へと跳ね上がっていた。馬保険の拒否率も少なくなく、1949年には20.7%、1950年には22.0%を記録し、申請された保険証書のうちおよそ5分の1が拒否されていた。

ところで、保険規則違反の摘発の際には保険管理者に対する解雇と処罰が厳しく行われていた。例えば、1948年ソ連邦国営保険庁はタジキスタン、ウズベキスタン、モルダヴィア、キルギスにおける保険補償の監査を行った。この監査の結果、タジキスタン国営保険保険補償局長アルマゾフの解雇、ガルム州国営保険管理局長に対する懲戒、ウズベキスタン国営保険保険補償局長ペトリャコフの解雇が決められた。ガルム州シュルイマコ地区の保険監督員と職員は保険補償の際の不正に対して地方裁判所によって5年から12年までの懲役が言い渡された。また、1948年クリミア州地方裁判所はクリミア州国営保険保険補償局長ブリャチェンコに対して菜園の保険補償の際における不正の罪で懲役15年を言い渡した。⁽²⁴³⁾ 偽造証書、死亡後の家畜の保険加入は容認されているが、犯罪グループは保険監督員、保険員、獣医、村ソヴェト長からなっていた。そのため、タジキスタンの一つの地域だけで全部で8人が裁判にかけられ、2年から12年までの懲役が言い渡された。⁽²⁴⁴⁾

6.4 保険補償と収支

戦後復興期強制家畜保険における保険金総額が保険料総額に占める割合の動向を見ると、⁽²⁴⁵⁾ 牛と羊・ヤギ保険においてコルホーズにおける保険金総額は保険料総額を大幅に上回っていた。馬においては逆に漸次的減少が見られたが、この時期保険加入頭数が増加したのに対して、死亡件数の著しい上昇を記録した牛と羊・ヤギとは異なり、死亡件数にほとんど変化がなかったことがその背景にあった。豚における割合は変化がなかったが、他の家畜に比べて低いものであった。家畜全体で見ると、保険金総額は保険料総額を上回るか、ほぼ等しい規模になっていた。1946年に119.9%であったが、1947年と1948年に95.3%と99.0%へと若干低下し、1949年と1950年には上昇し、各々104.6%

(243) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 372. Л. 40.

(244) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 374a. Л. 95–100.

(245) 1946年はРГАЭ. Ф. 7625. ОП. 19. Д. 677. Л. 8–9、1947年はРГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 38. Л. 22–23、1948年はРГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 274. Л. 8–9、1949年はРГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 400. Л. 9–10、1950年はРГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 463. Л. 23–23a. である。

と113.7%を示した。あとで見るように、この高い割合は、コルホーズにおける最終的収支においてすべての年で大幅な赤字となった。

非常に高い割合を示したコルホーズとは対照的に、農民においては、保険金総額が保険料総額に占める割合はすべての家畜で50%以下であったが、すべての年に半分に留まり、後述するように、コルホーズにおける赤字を上回るような黒字となった。羊とヤギにおいても割合は継続的上昇を示し、1946年と1947年に13.1%と13.4%であったが、1949年と1950年には30.2%と36.2%へと2倍以上の上昇を記録した。しかし、その割合はコルホーズに比べてはわずかなものに過ぎなかったため、大幅な黒字となった。豚においても緩慢な持続的上昇が見られたが、割合は羊とヤギよりも小さいものであった。馬においては保険加入頭数に占める農民の比重は漸次的な低下を見せたため、保険料総額はコルホーズに比べてわずかなものに過ぎなかったが、保険金総額の割合は50%以下であった。

一方、戦後復興期任意家畜保険において保険金総額が保険料総額に占める割合を見ると、⁽²⁴⁶⁾コルホーズの任意家畜保険における割合は、1946年から1950年までそれぞれ85.5%、68.4%、81.6%、63.6%、61.7%で、強制家畜保険のそれよりはるかに低かった。それに対して、農民における割合は強制保険のそれよりはるかに高く、1947年から1950年までそれぞれ84.4%、92.8%、69.5%、73.8%であった。ところで、任意家畜保険における保険料総額と保険金総額は、保険加入頭数と加入率が高くないにもかかわらず、高額に達していたので、次に見る家畜保険全体の最終収支への影響は少なくなかった。

戦後復興期の家畜保険の最終的収支は、第40表の通りである。この表において1949年と1950年におけるいくつかのデータは資料がないため、次のような推算によるものである。まず、1949年にコルホーズの強制家畜保険は大幅な赤字である。というのも、1949年における強制家畜保険の保険料総額と保険金との差額を見ると、コルホーズではマイナス2,900万ルーブリであるが、前年の1948年のそれはプラス500万ルーブリで、翌年の1950年のそれはマイナス9,800万ルーブリである。防疫事業への控除と事務費用を除いた収支の結果は1948年には1億2,250万ルーブリの赤字であり、1950年には2億3,980万ルーブリの赤字であるので、強制家畜保険のコルホーズからの防疫事業への控除と事務費用はおよそ1億ルーブリと推算できる。そのため、1949年の強制家畜保険におけるコルホーズの収支は1億3,000万の赤字と推算される。

次に、1949年における農民の収支状況を見ると、1948年と1950年の保険料総額と保険金総額の差額はそれぞれプラス3億7,200万ルーブリとプラス2億4,000万ルーブリであるが、事務費用な

(246) 1946年はРГАЭ. Ф. 7625. ОП. 19. Д. 677. Л. 10-11, 1947年はРГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 38. Л. 24-25, 1948年はРГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 274. Л. 11-12, 1949年はРГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 400. Л. 11-13, 1950年はРГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 463. Л. 24-25である。

第 40 表 戦後復興期における家畜保険の収支

(百万ルーブリ)

年		1945 ¹⁾	1946 ¹⁾	1947 ²⁾	1948 ²⁾	1949*	1950*
強制 保険	コルホーズ	-146.5	-171.6	-61.6	-122.5	-130.0	-239.8 ⁴⁾
	農民	+194.8	+159.5	+252.5	+247.9	+180.0	+125.4 ⁵⁾
任意 保険	コルホーズ	+24.2	+33.2	+101.3	+26.3	+55.7 ³⁾	+90.0 ⁶⁾
	農民	+7.9	-51.8	-18.8	-16.0	+20.7 ³⁾	+6.2 ⁷⁾
計		+80.4	-30.7	+396.6	+135.7	+126.4	-18.2

出典：1. PΓAЭ. Ф. 7625. ОΠ. 19. Д. 678. Л. 28 (強制保険コルホーズ). 36 (強制保険農民).

42 (任意保険).

2. PΓAЭ. Ф. 7625. ОΠ. 20. Д. 275. Л. 27 (強制保険). 38 (任意保険).

3. PΓAЭ. Ф. 7625. ОΠ. 20. Д. 438. Л. 20.

4. PΓAЭ. Ф. 7625. ОΠ. 20. Д. 578. Л. 6.

5. PΓAЭ. Ф. 7625. ОΠ. 20. Д. 578. Л. 8.

6. PΓAЭ. Ф. 7625. ОΠ. 20. Д. 275. Л. 10.

7. PΓAЭ. Ф. 7625. ОΠ. 20. Д. 463. Л. 24-25.

*：1949年と1950年において出典が明記されていないデータは推算によるものである。

どを除いた最終収支はそれぞれ2億5,000万ルーブリと1億2,500万ルーブリの黒字であるため、防疫事業への控除と事務費用はおよそ1億2,000万ルーブリと推算できる。1949年における農民の保険料総額と保険金総額との差額が3億ルーブリであるので、1億2,000万ルーブリを除いた最終的収支は1億8,000万ルーブリの黒字と推算される。

さらに、1950年は任意家畜保険の農民における保険料総額と保険金総額との差額はわずか620万ルーブリであるが、任意家畜保険からは防疫事業への控除や事務費用の負担は会計上行っていなかったため、最終的収支額は620万ルーブリの黒字となる。そのため、1950年における強制家畜保険と任意家畜保険を合わせた最終的収支結果は1,820万ルーブリの赤字と推算される。

第40表で見られるように、戦後復興期、特に1947年貨幣改革以降家畜の死亡件数が急増したにもかかわらず、1946年と1950年は赤字であったが、1947年から1949年までは大幅な黒字を記録したことは特記すべきである。次に、コルホーズの強制家畜保険は例外なく大幅な赤字であった。それに対して農民の強制家畜保険はそれを上回る黒字を記録した。これは牛保険を除いて大半の家畜死亡がコルホーズにおいて発生していたためである。任意家畜保険では逆にコルホーズは赤字に陥ることなくすべての年に黒字を記録した。それに対して農民は大幅な黒字の強制家畜保険とは対照的に1946年から1948年まで持続的な赤字を記録した。

7. 1950年代 (1951-1957年)

7.1 家畜保険政策と保険状況

強制家畜保険における保険の状況を見ると、第41表の通りである。これによって、1950年代の

第41表 1950年代強制家畜保険の状況

(ルーブリ)

	年	馬					牛				
		加入頭数 (千頭)	保険金額 (百万)	1頭当たり保 険金額	保険料 (百万)	1頭当 たり保 険料	加入頭数 (千頭)	保険金 額 (百万)	1頭当た り保 険 金額	保 険 料 (百万)	1頭当 たり保 険料
コ ル ホ ー ズ	1951 ¹⁾	10,568	7,544	714	34.8	3.29	25,289	15,173	600	23.2	0.92
	1952 ²⁾	11,040	7,859	712	36.3	3.29	28,171	16,621	590	24.9	0.88
	1953 ³⁾	11,323	7,813	690	36.2	3.20	27,172	16,113	593	23.9	0.88
	1954 ⁴⁾	11,118	7,327	659	34.0	3.06	26,144	14,431	552	22.7	0.87
	1955 ⁵⁾	10,230	6,639	649	28.9	2.83	25,359	15,368	606	23.7	0.93
	1956 ⁶⁾	9,257	6,045	653	26.6	2.86	25,407	15,244	600	23.0	0.91
	1957 ⁷⁾	8,119	5,302	653	23.1	2.85	24,111	14,587	605	21.7	0.90
農 民	1951 ¹⁾	335	158	472	1.3	3.82	22,241	10,720	482	30.3	1.36
	1952 ²⁾	290	136	469	1.0	3.33	21,131	10,154	481	28.5	1.35
	1953 ³⁾	257	120	465	0.9	3.46	19,943	9,573	480	27.0	1.36
	1954 ⁴⁾	337	157	466	1.2	3.53	21,105	10,109	479	27.4	1.30
	1955 ⁵⁾	427	202	473	1.5	3.49	20,334	9,760	480	26.6	1.31
	1956 ⁶⁾	472	226	478	1.8	3.81	24,639	11,260	457	32.1	1.30
	1957 ⁷⁾	457	207	454	1.7	3.70	25,694	7,760	302	34.3	1.33
	年	羊とヤギ					豚				
		加入頭数 (千頭)	保険金額 (百万)	1頭当 たり保 険金額	保険料 (百万)	1頭当 たり保 険料	加入頭数 (千頭)	保険金 額 (百万)	1頭当た り保 険 金額	保 険 料 (百万)	1頭当 たり保 険料
コ ル ホ ー ズ	1951 ¹⁾	60,336	6,516	108	14.7	0.24	7,507	1,366	182	4.0	0.53
	1952 ²⁾	67,918	7,251	107	16.4	0.24	8,901	1,626	183	4.8	0.54
	1953 ³⁾	71,691	7,599	106	17.1	0.24	9,438	1,784	189	5.2	0.55
	1954 ⁴⁾	70,098	7,430	106	16.8	0.24	8,982	1,787	199	5.0	0.56
	1955 ⁵⁾	68,285	7,238	106	17.4	0.25	7,977	1,699	213	4.8	0.60
	1956 ⁶⁾	67,705	7,177	106	16.4	0.24	8,364	1,815	217	5.1	0.61
	1957 ⁷⁾	61,973	6,569	106	15.0	0.24	9,503	2,015	212	5.7	0.60
農 民	1951 ¹⁾	17,509	1,400	80	6.8	0.39	1,181	130	110	1.2	1.02
	1952 ²⁾	19,467	1,555	80	7.5	0.38	1,122	123	110	0.8	0.71
	1953 ³⁾	18,436	1,475	80	7.2	0.39	1,011	111	110	0.6	0.60
	1954 ⁴⁾	20,824	1,666	80	7.9	0.38	1,355	149	110	0.8	0.60
	1955 ⁵⁾	21,146	1,692	80	8.1	0.38	738	81	110	0.4	0.54
	1956 ⁶⁾	22,917	1,833	80	9.0	0.39	717	79	110	0.5	0.70
	1957 ⁷⁾	23,007	1,841	80	9.0	0.39	712	78	110	0.5	0.70

出典：1. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 578. Л. 24-25.
 2. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 682. Л. 30-31.
 3. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 764. Л. 60-61.
 4. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 835. Л. 39-40.
 5. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 904. Л. 14-13.
 6. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 974. Л. 22-23.
 7. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 1032. Л. 21-22.

家畜保険政策の基調を窺い知ることができる。この表で最も注目しなければならないのは、1950年代全般にわたってすべての家畜で、またコルホーズにおいても農民においても、強制家畜保険における家畜1頭当たり平均保険金額が戦後復興期からほとんど変わらず、そのまま維持されていたことである。このことは、1947年貨幣改革による家畜保険への影響が1950年代にも維持されていたことを意味していたが、実際に後述するように1950年代前半における家畜死亡件数は戦後復興期のそれを大幅に上回る急増を記録していた。

次に、農民における家畜1頭当たり平均保険金額はすべての家畜においてコルホーズの平均金額よりかなり小さく設定されていたが、1頭当たり平均保険料は牛と羊・ヤギ保険ではコルホーズよりはるかに高く、馬と豚保険ではほぼ等しかった。このように、1950年代においても農民よりコルホーズを優遇する保険政策が講じられていたが、後述するように、このことがコルホーズにおける家畜死亡件数の急増と赤字の主な原因となっていた。

一方、1950年代において任意家畜保険に対しては1頭当たり平均保険金額の大幅な引き下げが講じられていた。その具体的な動向を見ると、⁽²⁴⁷⁾まず任意家畜保険のすべての家畜に対して、コルホーズにおいても農民においても1頭当たり平均保険金額が1952年に、さらに1953年に著しく引き下げられた。具体的な状況を家畜別に見ると、次の通りである。まず、コルホーズにおける馬1頭当たり保険金額は1951年に1,121ルーブリであったが、1952年に691ルーブリへと急落した後、1953年には295ルーブリへと、1951年のほぼ4分の1まで引き下げられた。1954年から1957年にかけて漸次的上昇が見られたが、1957年には369ルーブリで、1951年の3分の1の水準であった。農民の馬に対しても全く同様の措置が取られた。1951年と1952年には1,275ルーブリと1,070ルーブリであったが、1953年と1954年に318ルーブリと292ルーブリへと3分の1から4分の1まで急激に引き下げられ、1957年までほぼ同じ水準が続いた。他の牛、羊・ヤギと豚に対しても同様の急激な引き下げ措置が取られた。後述するように、このような急激な引き下げの特別措置の背景には、1947年貨幣改革以降に発生した家畜の死亡件数の急増が財政を圧迫したという事情が存在していた。

次に、1頭当たり平均保険金額の急激な引き下げと同時に、コルホーズにおけるすべての家畜の任意家畜保険への加入頭数と加入率が著しく上昇した。任意家畜保険への加入率の動向を見ると、コルホーズの馬の場合、加入率は1951年に20.4%であったが、1954年と1957年には38.7%と57.5%へと急増が見られた。牛においては最も大きな増加が見られた。1951年に加入率は18.8%と非常に

(247) 1951年はРГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 578. Л. 26-27, 1952年はРГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 682. Л. 30-31, 1953年はРГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 764. Л. 62-64, 1954年はРГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 835. Л. 39-40, 1955年はРГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 904. Л. 14-13, 1956年はРГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 974. Л. 22-23, 1957年はРГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 1032. Л. 21-22である。

低い水準であったが、1956年と1957年に67.6%と75.9%へと、1951年に比べて4倍も上昇した。羊とヤギの保険においても加入頭数が1951年には2,243万頭であったが、継続的に増加し、1956年と1957年には4,731万頭と4,250万頭とへおよそ2倍の増加が見られた。コルホーズの豚においても著しい増加が見られた。1951年には40万頭であったが、1956年と1957年には318万頭と374万頭へと急増した。これは、1頭当たり平均保険金額の減少によってもたらされる損失保険額の減少を、コルホーズが、任意家畜保険への加入増加によって補おうとしたからである。一方、農民における加入頭数と加入率はコルホーズに比べて非常に低いレベルに留まっていた。それは、農民に対する保険料がコルホーズのそれよりはるかに高かったからであった。

7.2 死亡と死因

まず、1950年代における家畜の死亡件数の動向は、第42表の通りである。この表で最も注目に値するのは、牛の死亡件数が1947年貨幣改革直後の上昇率をはるかに上回る規模に上昇したことである。具体的に見ると、1949年に101万6,800頭、1950年に133万1,300頭であったが、1951年には170万6,393頭、1952年には181万1,513頭へと増加し、1953年と1954年には153万8,721頭と135万1,850頭へと高止まりが続いていた。この背景には1947年貨幣改革が変更されないまま実施され続けていることがあった。また、1952年と1953年における強制家畜保険と任意家畜保険の1頭当たり平均保険金額の2倍以上の大幅な引き下げを、家畜保険加入者が任意家畜保険への加入を通じて挽回しようとしていたことも重要な理由の一つであった。このように、1950年代全般にわたって、家畜保険加入者は、高い保険金を受け取るために積極的に対応しようとしていた。

第42表 1950年代ソ連邦における家畜の死亡件数

年	1951 ¹⁾	1952 ²⁾	1953 ²⁾	1954 ³⁾	1955 ³⁾	1956 ⁴⁾	1957 ⁴⁾
馬	596,374	641,435	571,060	502,649	396,024	286,787	—
牛	1,706,393	1,811,513	1,538,721	1,351,850	1,064,620	968,634	926,594
羊とヤギ	7,263,673	6,460,940	5,433,735	7,946,817	4,800,815	4,153,709	3,388,247

出典：1. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 578. Л. 28-30.

2. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 764. Л. 65-67.

3. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 904. Л. 10-8.

4. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 1032. Л. 25-27.

次に、羊・ヤギ保険における死亡件数の上昇は驚異的なものであった。貨幣改革までの1947年には死亡件数が160万頭に過ぎなかったが、1951年に730万頭、1952年に650万頭、1953年に540万頭、さらに1954年には790万頭にまで跳ね上がった。その主な理由は、ここでは任意保険に対してだけ1952年と1953年に平均保険金額の減額が実施されただけで、強制保険においては1950年代に全般にわたって1頭当たり平均保険金額は全く減額されなかったため、1947年貨幣改革の効

果が継続しているからであった。また、1950年代全般にわたって任意保険への加入頭数が持続的に増加したことも重要な理由の一つであった。一方、馬の場合には、戦後復興期と同様に、死亡頭数において大きな変動は見られなかった。

家畜の死亡原因については残念ながら体系的な資料を見つけることができなかったが、まず、1952年チェリャピンスクのソフホーズにおける家畜死亡の原因を見ると、前の時期と同様に、伝染病による死亡の割合は低く、主な原因は、呼吸器疾患、消化器疾患、けがなどの非伝染病による死亡、すなわち家畜の飼料不足、飼育と保育の欠陥の結果が最も大きな割合を占めていた。すなわち、非伝染病のため、牛の95.8%、豚の90.5%、羊とヤギの88%が死んだ⁽²⁴⁸⁾。また、1956年に報告されたりトニア共和国における家畜死亡の原因についての報告も全く同様の結果を示した⁽²⁴⁹⁾。

同じ時期にソ連邦閣僚会議も同様の結論を出し、高い死亡率の主な原因を、①飼料不足、②畜舎の不足、③劣悪な家畜飼育とした⁽²⁵⁰⁾。さらに、重要な原因としては、コルホーズに提供されていた保険料免除が高い割合であったこと（20%以上）、保険加入者が家畜を死亡させた場合にも保険金の支払いが行われていたことが報告された⁽²⁵¹⁾。

7.3 不正と保険金支払いの拒否

1950年においても前の時期と同様に、保険証書の作成と保険金支払いに関して多くの不正が報告された。1955年の監査は、まず主に管理ミスによって死亡した家畜、病気にかかった家畜に不適切に対処した結果として、死亡した家畜に対して保険金の支払いが行われていることを明らかにした。さらに、監査は村ソヴェトと獣医組織の活動に依然として数多くの違反が存在していることを明らかにした。すなわち、大半の村ソヴェトにおいて家畜死亡証書は、特に長距離の遊牧の慣行のある地域で、村ソヴェト議長や代表による家畜死亡の確認と検査なしで作成されていた。実際に保険証書は何よりも頻繁にコルホーズ員によって作成され、そのあと村ソヴェト議長の署名と村ソヴェトの印が押されるだけであった。その際、多くの場合、村ソヴェトはコルホーズ管理部に事前に署名と印が押されてある白紙の保険証書を渡していた。

作成された保険証書は、通常、家畜の死亡から数か月後にコルホーズ自身によって保険管理部にまとめて提出されていた。その際、家畜の疾病と死亡の原因についての保険証書における獣医の結論は病気の名前があるだけで、それをもたらした原因の指摘がなく、この結論すらしばしば実態とは違うものであった。例えば、カラカダ州クヴォ地区における獣医ヌリトヂノフは4-5歳で死亡した羊に対して「老い」と診断した。このように、死亡した家畜に対する保険金の支払いは、家畜

(248) ГАРФ. Ф. Р-8300. ОП. 24. Д. 1215. Л. 9.

(249) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 973. Л. 8.

(250) ГАРФ. Ф. Р-5446. ОП. 86. Д. 5301. Л. 65об.

(251) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 915. Л. 27.

死亡の実際の原因についての現場での確認なしで証書の内容にだけ基づいて実施されていた。⁽²⁵²⁾

さらに、多くの保険監督署は、個人の過ちで死亡した家畜に対して保険金を支払っていた。1頭の家畜に対して二つの証書が作成され、一つは保険金が拒否され、もう一つは支払われる場合もしばしばであった。家畜死亡から140日後に死亡証書が作成され、またその作成から44日後に保険監督署に提出された。このようなことは多くの地区で生じていた。⁽²⁵³⁾このような証書作成と保険金支払いにおける様々な同様の問題が他の地域においても報告されていた。⁽²⁵⁴⁾さらに、申告漏れが依然として行われていた。⁽²⁵⁵⁾

1950年代強制家畜保険における保険金支払いの拒否の状況を見ると、第43表の通りである。

第43表 1950年代強制家畜保険における保険金支払いの拒否

年		1950 ¹⁾	1951 ²⁾	1952 ³⁾	1953 ³⁾	1954 ⁴⁾	1955 ⁴⁾	1956 ⁵⁾	1957 ⁵⁾
馬	死亡件数	489,960	596,374	641,435	571,060	502,649	396,024	286,787	—
	支払い件数	382,225	397,672	358,718	287,010	304,303	276,626	212,638	187,012
	拒否件数	107,735	198,702	282,717	284,050	198,346	119,398	74,149	N.a.
	拒否率	22.0%	33.3%	44.1%	49.7%	39.5%	30.1%	25.9%	—
牛	死亡件数	1,333,709	1,706,393	1,811,513	1,538,721	1,351,850	1,064,620	968,634	926,594
	支払い件数	912,253	1,007,366	827,982	758,175	824,635	767,424	765,163	765,881
	拒否件数	421,456	699,027	983,531	780,546	527,215	297,196	203,471	160,713
	拒否率	31.6%	41.0%	54.3%	50.7%	39.0%	27.9%	21.0%	17.3%
羊・ヤギ	死亡件数	5,267,026	7,263,673	6,460,940	5,433,735	7,946,817	4,800,815	4,153,709	3,388,247
	支払い件数	3,004,032	3,303,721	2,368,681	2,222,848	2,910,059	2,516,809	2,466,695	2,246,797
	拒否件数	2,262,994	3,959,952	4,092,259	3,210,887	5,036,758	2,284,006	1,687,014	1,141,450
	拒否率	43.0%	54.5%	63.3%	59.1%	63.4%	47.6%	40.6%	33.7%

- 出典：1. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 463. Л. 26-28.
 2. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 578. Л. 28-30.
 3. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 764. Л. 65-67.
 4. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 904. Л. 10-8.
 5. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 1032. Л. 25-27.

この表において最も注目しなければならないのは、1951年から1953年まですべての家畜保険において拒否率が著しく上昇したことである。例えば、馬の場合、1950年は拒否率が22.0%であったが、1951年に33.3%に上昇し、さらに1952年に44.0%、1953年は49.7%へとピークを迎えた。牛の場合も全く同様であった。1950年には31.6%であったが、1951年に41.0%に上昇し、さらに1952年に54.3%へとピークを迎えた。羊とヤギの場合も全く同じであった。

(252) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 913. Л. 63-64.
 (253) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 906. Л. 20-21.
 (254) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 906. Л. 29.
 (255) ГАРФ. Ф. Р-5446. ОП. 86. Д. 4385. Л. 7.

この1951年からの保険金支払い拒否率の上昇の直接的理由は、1951年9月3日付ソ連邦閣僚会議と共産党中央委員会の「家畜登録における欠陥の解決とコルホーズの畜産安定化方案」という決定であった。この決定によって死亡した家畜に対する保険金支払いに対して、コルホーズや農民の家畜が当該者の過失によって死亡した場合、また保険加入者が24時間以内に村ソヴェトに保険加入家畜の死亡について申告しなかった場合に無条件に保険金の支払いは禁止されるという制限が導入された。24時間以内に損失が村ソヴェトに報告されなかったコルホーズに対しては、いかなる理由があろうとも厳格に保険金の支払いは拒否された。そのため、コルホーズへの保険金支払いの拒否の件数が著しく増加した。

この1951年9月の決定の背景には、1950–1951年にとりわけコルホーズにおいて家畜保険が大きな赤字を被ったことがあった。この決定によって1952年と1953年にコルホーズにおける家畜保険は改善され、保険料総額は保険金と国営保険の費用総額を上回ることになった。しかも1953年に家畜保険が赤字を被ったのはグルジアとアゼルバイジャンだけであった。⁽²⁵⁶⁾ところが、1951年9月3日付決定の課題を遂行するには現地のソヴェトと獣医ネットワークが不十分であることは明らかであった。そのため、リトアニアの事例から見ると、現地において24時間は不十分であるとし、保険金支払いを許可する場合もあった。⁽²⁵⁷⁾

このような黒字の成果を受けて、1954年5月19日ソ連邦閣僚会議は、1951年9月31日決定を廃止し、1940年4月4日付強制保険法に基づく保険金の支払い規則の復活を決定した。この決定によって、拒否率は著しく低下した。すなわち、ソ連邦における牛保険の拒否率は1953年の51.5%から1954年には39.1%へと激減し、1957年まで漸次的に低下した。個々の共和国ではその減少率はより高かった。ウクライナでは牛保険の拒否率は1953年に45.3%であったが、1954年には25.4%となり、羊・ヤギに対しては各々47.9%と27.9%であった。同じような減少は白ロシア、リトアニア、モルダヴィア、ラトビア、エストニアで看取された。⁽²⁵⁸⁾保険金支払いの拒否率の低下と死亡した家畜に対する保険金の増加にもかかわらず、上記の共和国では1953年と1954年に家畜保険の収支は黒字であった。⁽²⁵⁹⁾

保険金支払いの拒否の場合にはその責任が厳しく問われていた。この時期における家畜保険関連の解雇と刑事処罰についての体系的な資料を見つけることはできなかったものの、数多くの多くの報告書から多くの責任者が、解雇されると同時に、懲役も含む刑事罰に処されていたことが確認できる。⁽²⁶⁰⁾そのため、畜産専門家、保険職員、コルホーズ管理者の頻繁な更迭が行われていたが、この

(256) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 915. Л. 29.

(257) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 644. Л. 2–5.

(258) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 915. Л. 29–30.

(259) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 915. Л. 29–30.

(260) ГАРФ. Ф. Р-5446. ОП. 86. Д. 4385. Л. 252–253.

背景にも同様に飼料不足があった。多くの専門家は解雇され、その多くは様々な理由で他の仕事に移った。⁽²⁶¹⁾

7.4 保険補償と収支

家畜保険事業の最終的決算は、保険料収入から保険金を払ったあと、防疫事業のための控除と保険組織の維持運営のための事務費用とを省いて確認される。その1950年代における詳細な内訳を見ると、第44表の通りである。この表で注目に値するのは、とりわけ牛と羊・ヤギ保険における家畜死亡件数の急増にもかかわらず、まず強制家畜保険において1951年と1954年を除いてほぼすべての年で赤字に陥ることなく、黒字を記録したことである。コルホーズと農民との間の内訳を見ると、コルホーズは1951年、1952年、1954年、1955年に赤字であったのに対して、農民では一貫して大きな黒字を記録し、コルホーズの赤字を補っていた。牛保険と羊・ヤギ保険はコルホーズにおいて莫大な赤字を被ったものの、その規模が家畜死亡件数の異常な増加に比例せず、小規模に抑えられていたのは、1951年9月3日付命令によって保険金支払いの拒否率が著しく上昇したからである。また、馬と豚の強制保険における黒字が牛と羊・ヤギ保険の赤字を相殺したからである。

次に、任意家畜保険は、1953年の農民における少額の赤字以外にはコルホーズにおいても農民においても1950年代全般にわたって持続的黒字を示した。上述したように、家畜1頭当たり平均保険金額が大幅に減少したのに対して任意家畜保険への加入率はすべての家畜保険において著しく上昇したが、保険金支払いの拒否率の上昇によって実際に保険金が支給される可能性は著しく抑制されたため、任意家畜保険に赤字が発生することはなかった。任意家畜保険の黒字は強制家畜保険の赤字を上回る規模であったため、1951年以外のすべての年に家畜保険は多額の黒字を収めることができた。具体的な黒字額は、1952年に9,700万ルーブリ、1953年に2億9,200万ルーブリ、1954年に1億2,200万ルーブリ、1955年に2億2,400万ルーブリ、1956年に2億9,300万ルーブリ、1957年に3億400万ルーブリであった。

防疫事業のための控除金額はコルホーズからは1億ルーブリを超えており、農民からは5,000万ルーブリを超え、両方合わせると、1億6,000万ないし1億7,000万ルーブリであった。しかしながら、以前の時期から解決策として指摘されてきた畜舎の建設と飼料ストック確保の問題は、なかなか改善させることができなかった。⁽²⁶²⁾次に、保険組織の維持運営などのための事務費用は、強制家畜保険からも任意家畜保険からも賄われていたが、その規模は1951年の1億4,000万ルーブリから漸次的に減少し、1955年に1億700万ルーブリ、1957年に1億400万ルーブリに減少した。このようなコスト削減は保険関連組織の効率向上と整備の結果ではなかった。現地においては保険組

(261) ГАРФ. Ф. Р-8300. ОП. 24. Д. 1216. Л. 34-37.

(262) РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 915. Л. 32.

第 44 表 1950 年代における家畜保険の収支

(百万ルーブリ)

	年	経営形態	保険料 収入	保険補 償	防疫事業 への控除	事務費 用	収支		
							金額	保険料対比(%)	合計
強制家畜保険	1951	コルホーズ ¹⁾	756	901	106	64	-315	-41.7	-203
		農民 ²⁾	404	208	57	37	102	25.2	
	1952	コルホーズ ¹⁾	826	740	105	65	-84	-10.2	+65
		農民 ²⁾	385	152	50	34	149	38.7	
	1953	コルホーズ ¹⁾	898	642	107	64	85	9.5	+218
		農民 ²⁾	370	162	45	30	133	35.9	
	1954	コルホーズ ¹⁾	780	748	106	56	-130	-16.7	-9
		農民 ²⁾	389	184	54	30	121	31.1	
	1955	コルホーズ ¹⁾	788	634	118	51	-15	-1.9	+69
		農民 ²⁾	379	210	57	28	84	22.2	
	1956	コルホーズ ¹⁾	750	540	111	50	39	5.3	+121
		農民 ³⁾	431	254	64	31	82	18.9	
	1957	コルホーズ ¹⁾	671	499	101	38	33	4.9	+128
		農民 ⁴⁾	463	267	70	32	95	20.4	
任意家畜保険	1951	コルホーズ ⁵⁾	302	175	0	27	100	33.1	+104
		農民 ⁶⁾	54	36		14	4	7.4	
	1952	コルホーズ ⁵⁾	286	122		22	142	49.7	+32
		農民 ⁶⁾	41	25		10	6	14.6	
	1953	コルホーズ ⁵⁾	176	83		16	77	43.8	+74
		農民 ⁶⁾	11	11		3	-3	-27.3	
	1954	コルホーズ ⁵⁾	252	107		21	124	49.2	+131
		農民 ⁶⁾	13	3		3	7	53.3	
	1955	コルホーズ ⁵⁾	306	139		23	144	47.1	+155
		農民 ⁶⁾	25	9		5	11	44.0	
	1956	コルホーズ ⁷⁾	338	152		26	161	47.4	+172
		農民 ⁷⁾	33	16		6	11	33.6	
	1957	コルホーズ ⁸⁾	348	162		23	163	47.0	+183
		農民 ⁸⁾	55	24		11	20	36.1	

出典：1. РГАЭ. Ф. 7733. ОП. 47. Д. 899. Л. 47.
 2. РГАЭ. Ф. 7733. ОП. 47. Д. 898. Л. 39.
 3. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 974. Л. 9.
 4. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 1032. Л. 8.
 5. РГАЭ. Ф. 7733. ОП. 47. Д. 898. Л. 37.
 6. РГАЭ. Ф. 7733. ОП. 47. Д. 898. Л. 40.
 7. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 974. Л. 9.
 8. РГАЭ. Ф. 7625. ОП. 20. Д. 1032. Л. 8.

織の不備に伴う様々な不正は改善されず、依然として保険事業の悩みの種であった。

むすび

ソヴェト政権の発足とともに強制保険として発足した家畜保険の観点からソヴェト農村社会を考察することによって、今までの研究史で提示されてきたものとは異なる多くの新しい歴史像と社会像を構築することができた。何よりも、ソヴェト農民は、検討対象の全期間にわたって、ソヴェト政権によって一方的に抑圧かつ統制されている受動的存在であっただけではなく、家畜保険の中で抜け道を見出し、ソヴェト政権の政策に対応する能動的な存在でもありえた。農民は家畜保険の仕組みを巧みに利用し、しばしば市場価格を上回る保険金を受け取っていた。そのため、家畜の死亡や損失はネップ期ソヴェト農民経営にとって経営の破綻と衰退をもたらす悲劇ではなく、むしろしばしば経営をリセットできるチャンスとして受け止められていた。このことは、ポリシェヴィキ政権の下でもまた強制的穀物調達強化の中でも、ソヴェト農民には息抜きのための逃げ道が制度的に保障されていたことを意味する。

1917年から1957年までの間における家畜の死亡原因の分布について言えば、全体として6割以上の最も高い割合を占めていたのは非伝染病であり、それに原因不明を加えると、その割合は一層高くなった。伝染病による死亡の割合は平均して2割前後であったが、1920年から1950年代まで基本構造はほとんど変わることはなかった。非伝染病や原因不明の中には不正と意図的屠畜が多く含まれていた。様々な不正をも通じてコルホーズや農民は経済的損失を賄い、経済的混乱からの抜け道を見出すことができた。

一方、ソヴェト政権はネップ期と集団化期とに家畜保険の基本政策を変更することなく、持続的に堅持した。その主な理由は、農民保護という基本政策を堅持するためだけでなく、国営保険事業の全体的収支が赤字ではなく、持続的に黒字であるからであった。すなわち、1920年代と集団化期に馬も牛も家畜保険は一貫して赤字を記録していたが、他の火災保険や作物保険などで黒字を記録し、家畜保険の赤字を補填できた。さらに、1933年の統制強化期から1957年までの間に、第2次世界大戦期においても、家畜の死亡件数が急増していた1946年から1950年までの復興期においても、家畜保険事業は膨大な黒字を記録していた。そのかなりの部分は、他の保険からの黒字とともに、国家財政の源泉として提供された。ソヴェト権力における国営保険事業の意義は一貫して全く同じであった。

ソヴェト政権は、農民関連保険事業を通じて、一方では農民保護という建前の目的の他に、農民経営の恒常的な抜け道の提供と農民間におけるリスクヘッジ、そして国家財政の保全という4つの目的を達成していた。ところが、農民関連保険事業の展開はソヴェト農業の構造改革と発展を必ずしも意味していなかった。逆にソヴェト農業のアキレス腱と見なされていた畜産の停滞は、家畜保険のあり方と農民の利用、対応のあり方と密接な関係を持っていた。

参 考 文 献

- [1] 奥田央『コルホーズの成立過程：ロシアにおける共同体の終焉』岩波書店，1990年 [Okuda, Hiroshi, *Kolkhoz no Seiritsu Katei: Russia ni okeru Kyodotai no Shuen*, Iwanami Shoten, 1990.]。
- [2] 奥田央『ヴォルガの革命：スターリン統治下の農村』東京大学出版会，1996年 [Okuda, Hiroshi, *Volga no Kakumei: Stalin Tochika no Noson*, University of Tokyo Press, 1996.]。
- [3] 浜内謙『ソビエト政治史：権力と農民』勁草書房，1962年 [Taniuchi, Yuzuru, *Soviet Seijishi: Kenryoku to Nomin*, Keiso Shobo, 1962.]。
- [4] 浜内謙『スターリン政治体制の成立』第1部～第4部，岩波書店，1970–1986年 [Taniuchi, Yuzuru, *Stalin Seiji Taisei no Seiritsu*, Vols. 1–4, Iwanami Shoten, 1970–1986.]。
- [5] 崔在東「ソヴェト農村における火事，放火と国営火災保険：1917–1957年」『三田学会雑誌』第111巻4号，2019年。 [Choi, Jaedong, “Soviet Noson ni okeru Kaji, Hoka to Kokuei Kasai Hoken: 1917–1957”, *Mita Gakkai Zasshi*, Vol. 111, No. 4, 2019.]
- [6] Jaedong Choi, “Fire, Arson and Fire Insurance in Late Imperial Russia”, *Slavonic and East European Review*, Vol. 93, No 3, 2015, pp. 451–492.
- [7] R. W. Davies, *The Industrialisation of Soviet Russia. 1–4*, Palgrave Macmillan, 1980–1996.
- [8] R. W. Davies, M. Harrison & S. G. Wheatcroft eds., *The Economic Transformation of the Soviet Union, 1913–1945*, Cambridge University Press, 1994.
- [9] R. W. Davies & S. G. Wheatcroft, *The Industrialisation of Soviet Russia. 5: The Years of Hunger: Soviet Agriculture, 1931–1933*, Palgrave Macmillan, 2004.
- [10] R. W. Davies, O. V. Khlevnyuk & S. G. Wheatcroft, *The Industrialisation of Soviet Russia 6: The Years of Progress, The Soviet Economy, 1934–1936*, Palgrave Macmillan, 2014.
- [11] R. W. Davies, M. Harrison, O. V. Khlevnyuk & S. G. Wheatcroft, *The Industrialization of Soviet Russia 7: The Soviet Economy and the Approach of War, 1937–1939*, Palgrave Macmillan, 2018.
- [12] Sheila Fitzpatrick, *Stalin’s Peasants: Resistance & Survival in the Russian Village after Collectivization*, Oxford University Press, 1994.
- [13] Lynne Viola, *Peasant Rebels under Stalin: Collectivization and the Culture of Peasant Resistance*, Oxford University Press, 1996.
- [14] S. G. Wheatcroft, *Challenging Traditional Views of Russian History*, Palgrave Macmillan, 2002.

要旨: ソヴェト農民は社会主義体制の下でも家畜保険の仕組みを巧みに利用し，しばしば市場価格を上回る資金を家畜保険から受け取っていた。そのため，家畜の死亡や損失はソヴェト農民経営にとって経営の破綻と衰退をもたらす悲劇ではなく，むしろしばしば経営をリセットできるチャンスとして受け止められていた。一方，ソヴェト政権は，家畜保険事業を通じて，農民保護という建前の目的の他に，農民経営への恒常的な抜け道の提供と農民間におけるリスクヘッジ，そして国家財政の保全という4つの目的を達成していた。

キーワード: ソヴェト農民，コルホーズ，家畜の死亡，屠畜，国営家畜保険